

本日は、御多忙中のところ、当委員会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

参考人の皆様には忌憚のない御意見をお述べいただきまして、本案の審査の参考にさせていただきたく存じますので、よろしくお願ひを申し上げます。

次に、議事の進め方でございますが、まず参考人の皆様からお一人十分で順次御意見をお述べたいと存じます。

なお、意見の陳述、委員の質疑及び参考人の答弁とも、発言は着席のままで結構でございます。

それでは、まず黒武者参考人から御意見をお述べいただきます。黒武者参考人、お願いします。

○参考人(黒武者キミ君) 全国母子寡婦福祉団体協議会会長の黒武者でございます。

今日は、法案に賛成する立場から意見を申し上げさせていただきます。

私どもの会は、昭和二十五年十一月に、戦後の混乱と窮屈の中、精神的にも経済的にも極めて困難な状況に置かれていた母子家庭の福祉の向上と生活の安定を目的として、全国未亡人団体協議会として結成されました。そして、一昨年には、皇后陛下をお迎えして創立五十周年記念大会を開催いたしましたところでございます。

この間、時代は大きく変化てきており、死別母子世帯を中心であった私どもの会も、離婚や未婚の母の増加により、現在は多くの生別母子世帯が入会しておられます。

また、この間に母子福祉対策も大きく進展いたしました。昭和三十九年、ついに結成当時からの私どもの宿願であった母子福祉法が制定され、母子福祉施策がこの法律に一本化されました。その後、昭和五十六年には母子福祉に寡婦が追加され母子及び寡婦福祉法となるなど、多くの改善が図られてきました。

こうした一つ一つを地道に積み上げて今日の母子寡婦福祉施策が築かれてきたわけでございます。

が、これもひとえに議員の先生方のお力があつたたまきまして、本案の審査の参考にさせていただきたく存じますので、よろしくお願ひを申し上げます。

次に、議事の進め方でございますが、まず参考人の皆様からお一人十分で順次御意見をお述べたいと存じます。

ただ、その後、委員からの質疑にお答えをいたいと存じます。

なお、意見の陳述、委員の質疑及び参考人の答弁とも、発言は着席のままで結構でございます。

それでは、まず黒武者参考人から御意見をお述べいただきます。黒武者参考人、お願いします。

○参考人(黒武者キミ君) 全国母子寡婦福祉団体協議会会長の黒武者でございます。

今日は、法案に賛成する立場から意見を申し上げさせていただきます。

私どもの会は、昭和二十五年十一月に、戦後の混乱と窮屈の中、精神的にも経済的にも極めて困難な状況に置かれていた母子家庭の福祉の向上と生活の安定を目的として、全国未亡人団体協議会として結成されました。そして、一昨年には、皇后陛下をお迎えして創立五十周年記念大会を開催いたしましたところでございます。

この間、時代は大きく変化てきており、死別母子世帯を中心であった私どもの会も、離婚や未婚の母の増加により、現在は多くの生別母子世帯が入会しておられます。

また、この間に母子福祉対策も大きく進展いたしました。昭和三十九年、ついに結成当時からの私どもの宿願であった母子福祉法が制定され、母子福祉施策がこの法律に一本化されました。その後、昭和五十六年には母子福祉に寡婦が追加され母子及び寡婦福祉法となるなど、多くの改善が図られてきました。

その一つの試みとして、最近、札幌市母子寡婦連合会のように、在宅でコンピューターの入力講習を受講した上で企業から電子地図の作成を私どもの会は、現在、各都道府県、市に五十六団体ございまして、三十四万人の会員がおります。各団体がそれぞれ財團法人、社団法人、また行政が母子福祉対策として実施している介護人派遣事業や各種の相談事業、また技能習得講習会事業などたくさんのお問い合わせを受託や、また母子生

活支援施設、保育所、児童館、老人福祉施設などの福祉施設の運営を受託したり、清掃業務を受託したり、公共施設内での売店の設置などのいろいろな活動をしておるところでございます。

また、金沢市においては、訪問介護事業の事業主として事業を展開し、福岡県の大牟田市の母子会でも小中学校の清掃事業を受託することから事業を開始したり、母子家庭の方を直接雇用し、積極的な事業展開を図っているところでございます。

各団体の重要な課題として、個々の母子家庭の就業をいかに支援するかがあります。都道府県、指定都市、中核市ごとに受託事業として技能習得講習を実施しているところでございますが、ホー

ムヘルパー二級資格取得講習、IT講習などは大変人気が高いものの、母子家庭の母親の雇用に入会しておられます。

この間、時代は大きく変化てきており、死別母子世帯を中心であった私どもの会も、離婚や未婚の母の増加により、現在は多くの生別母子世帯が入会しておられます。

また、この間に母子福祉対策も大きく進展いたしました。昭和三十九年、ついに結成当時からの私どもの宿願であった母子福祉法が制定され、母子福祉施策がこの法律に一本化されました。その後、昭和五十六年には母子福祉に寡婦が追加され母子及び寡婦福祉法となるなど、多くの改善が図られてきました。

この間、時代は大きく変化てきており、死別母子世帯を中心であった私どもの会も、離婚や未婚の母の増加により、現在は多くの生別母子世帯が入会しておられます。

また、この間に母子福祉対策も大きく進展いたしました。昭和三十九年、ついに結成当時からの私どもの宿願であった母子福祉法が制定され、母子福祉施策がこの法律に一本化されました。その後、昭和五十六年には母子福祉に寡婦が追加され母子及び寡婦福祉法となるなど、多くの改善が図られてきました。

この間、時代は大きく変化てきており、死別母子世帯を中心であった私どもの会も、離婚や未婚の母の増加により、現在は多くの生別母子世帯が入会しておられます。

また、この間に母子福祉対策も大きく進展いたしました。昭和三十九年、ついに結成当時からの私どもの宿願であった母子福祉法が制定され、母子福祉施策がこの法律に一本化されました。その後、昭和五十六年には母子福祉に寡婦が追加され母子及び寡婦福祉法となるなど、多くの改善が図られてきました。

この間、時代は大きく変化てきており、死別母子世帯を中心であった私どもの会も、離婚や未婚の母の増加により、現在は多くの生別母子世帯が入会しておられます。

また、この間に母子福祉対策も大きく進展いたしました。昭和三十九年、ついに結成当時からの私どもの宿願であった母子福祉法が制定され、母子福祉施策がこの法律に一本化されました。その後、昭和五十六年には母子福祉に寡婦が追加され母子及び寡婦福祉法となるなど、多くの改善が図られてきました。

この間、時代は大きく変化てきており、死別母子世帯を中心であった私どもの会も、離婚や未婚の母の増加により、現在は多くの生別母子世帯が入会しておられます。

次に、山崎参考人にお願いいたします。

○参考人(山崎美貴子君) 山崎と申します。

本日は、意見を陳述させていただきました機会を与えました。そこで、大変ありがとうございます。

私は長年、一人親家庭、特に母子生活支援施設で暮らしておられるお母さんと子供の問題を研究してまいりました。そうした立場から御発言をさせていただきました。機会を得られましたことを感謝申します。

本日の法案につきましては、総合的に母子福祉施策を推進するという総合性につきまして、大変私は感謝を申し上げております。就労とか父親の就労に対する影響は大変厳しいものがございます。

今年三月には、厚生労働省から母子家庭自立支援対策大綱が示され、保護から自立への施策が盛り込まれた母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案がこの臨時国会で審議されておりますが、是非この法案を一刻も早く成立させていただきたいと要望してまいりました子育て支援策、就労支援策、養育費の確保、母子寡婦社貸付金の拡充が盛り込まれた母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案がこの臨時国会で審議されておりますが、是非この法案を一刻も早く成立させていただきたいと要望いたします。

このことにつきましては、去る十月二十日に行いました全国母子寡婦福祉研修大会において、全国の会員が千八百名集う中、特別決議したところです。

まず、母子家庭をめぐる状況あるいは課題についてでございます。

母子家庭は増加しております。五年ごとに実施協議会も大きな節目を迎え、母子寡婦の生活基盤の一層の充実強化を図るために、団体の果たすべき役割を認識し、時代に即応し組織活動の展開を積極的に進めなければならないと感じております。

母子世帯になりました理由でございますが、離婚が七割を占めております。離婚件数は、明治、大正、昭和、平成と比べてみると、現在が最高を更新し続けております。平成十三年の離婚件数は二十九万件、離婚率二・三と、フランス並みとされています。一分五十秒に一件離婚が進みます。離婚が発生いたしますと、その半数は母子家庭でございます。

母子家庭のお母さんの八割以上、つまり八四・九%でございますが、職に就いておられます。しかし、近年の不況の問題もございますが、正社員、つまり常用の身分を得られております方は五割程度でございます。パートや臨時の勤め、あるいは土日のような休日の出勤など、母子家庭にな

る前に就職している割合が半分程度でございまして、離婚等の直後に、生活のために取りあえず身近なところで子供さんの養育と一緒に併せて就労ということになりますので、近い職場で、臨時の職場で働くケースが多いことが影響しているのではないかというふうに考えられます。

母子家庭の経済的な基盤という意味では、別れたお父さんからの支払われる子供の養育費の問題が私は大変重要と思って、現在その調査をさせていただいております。

離婚の際の養育費の支払状況を見ますと、取り決めている割合が三五%、しかし実際に養育費をもらっている割合は二一%。前回の調査は一四%にとどまつておりました。欧米諸国では、離婚は裁判で決められて、その中で子供の養育あるいは養育費の支払が決められます。残念ながら、我が国では、離婚は当事者の協議という場合が九〇%でございますので、これまで養育費の取決めが非常に不十分というふうに認識しております。この問題が今回の法案でも触れていただいておりますことを感謝申し上げます。

ここで児童扶養手当について少し申し上げたいと思いますが、児童扶養手当に相当する手当は二つタイプがあるように思われます。アメリカあるいはイギリス方式という側面、つまり所得制限が課されて就労義務が負わされているというようなお父さんは養育費を借りて、自治体が手当を支給して、親からの取立て権を取得するという仕組みでございます。

我が国の児童扶養手当は、国民皆年金になると子世帯を対象とした母子福祉年金制度が創設されたときに、生別世帯にも同様の社会保障を図るべきということで創設されたもので、どちらにも属さないという特徴がござります。

我が国における養育費に対する認識を深めて、子供の幸せのために決めをするのが当たり前と

いう社会的な機運をやはり作っていくことが何よりも大切と存じます。お父さんは別れてもお父さんです。我が国における養育費に対する認識を深め、子供の幸せのために取決めをするのが当たり前だという社会的な機運の醸成を私は図つていただきたくと考えるわけです。

母子家庭については、これまでも母子及び寡婦福祉法と児童扶養手当に基づいて相談や生活指導、あるいは就労支援、あるいは養育、家庭の支援、施設・住宅関連の支援、児童扶養手当として実施され、近年において、離婚とかあるいは非婚のお母さんの増加によって児童扶養手当を中心としてこの対応が行われてきました。経済的な支援策を中心に戦後五十年の歴史を持っているわけですが、母子家庭の自立というものを促進していくためには生活全般にわたる総合的な展開が必要だというふうに認識しております。今回は母子寡婦対策を見直して、そして新しい時代の要請に適切に対応できるような母子寡婦福祉対策として展開することが必要だというふうに認識しております。今回はその緒に就いて前に前进していく様子をうかがうことができて、有り難いと思っております。

母子家庭対策の見直しは、これまでの児童扶養手当に大きくウエートが掛かっている対策から、子育てとか生活面での支援、あるいは就労の支援、養育費の確保、それから児童扶養手当あるいは貸付金というふうに経済的な支援を総合的に実施することで母子家庭の自立を促進しようというふうに理解しております。

この法案は、五年後に実施する対策として、母子家庭対策を、離婚などの生活の激変を一定期間内で緩和して自立を促進するという趣旨で、細かに配慮しながら、支給期間と手当の額の関係を見直す。

愛知学園の問題で言えば、極めて懲罰的、管理的、そして厳重なかぎ管理というような中で起きてくる事件。そしてまた、母子生活支援施設も横浜から愛知県の各施設を回ってみますと、例えば働かない日ですね、日曜日はシャワー、入浴施設は使わせないと、それから授産施設としてクリーニング工場を付設しているところがあるんですけども、入所した四十名の母親、女性はすべてこのクリーニング工場で働く以外の就労選択はないとか、極めて、正に支援という言葉と遠い現

直して、受給期間が五年を超える場合は手当の一部支給停止ということが盛り込まれております。母子家庭にとってはこれは大変厳しい側面を持つていると思います。就労支援、子育て支援、生活支援、養育費の確保をしっかりと講じていただきながら、きめ細かくトータルで母子家庭の自立が図れるようになることが必要だと思います。

八月から児童扶養手当の支給事務が都道府県から福祉事務所が設置される市に委譲されます。これを機会に、母子家庭の自立支援が支給主体であります自治体で総合的に展開されることになります。それぞれの家庭の事情に応じたきめ細かいものができます。これから的地方自治体の役割は大きいと思います。

これまで児扶の支給と就労・子育て支援の対策が必ずしも総合的に、特に市部におきましては母子家庭対策を総合的に進めていくことを特にお願いしたいと思います。その辺りがつながつてないかたったような気もいたします。例えば、児童扶養手当の窓口と母子家庭対策の窓口が別々で両方に手がなければいけないというようなことなどもございました。それらが一緒になつたり、あるいは利用者にとってもう少し利便性が図られたり、あるいは施設の効率化が図られるような対策を講じていただきたいと願うところでございます。

今回の改正法案では、身近な地方公共団体で母子家庭の自立支援のための施策を実施することになつております。新しい制度も始まります。施策が実を結ぶためには、母子家庭自身の努力も当然でございますが、関係団体あるいは当事者組織であるいは民間のそれぞれの団体が連携しながらこの施設の展開をしていくことが大切だと思います。施設の策定を促し、一人親家庭に対して、家事とかあるいは保育サービスを提供する事業とか、就業あるいは自立支援事業を計画的に推進されることが

実があるということですね。

私は、生活をする機会などは、少なくともその人が望んでいた生活の形がままであり、そしてその人の暮らし、その人らしく生きる空間と生活の場といつものを、必要とされるときに必要なサークルバスを適切に供給する、提供する、これが支援であつて、今日、法律で支援施設と改正されたところの社会福祉施設の現場の現実は正にこの支援というもののから余りにも遠いといふ、この現実をやはり私たちには見詰めなきやいけないというのが第一点です。

それから二点目は、この今言つた母子生活支援員という職種の専門性。第八条に関連しているんですけれども、今回の法案も、社会的信望があり、かつ、必要な熱意と見識を、識見を持つてゐる者というこういう、そして非常勤でいいといふ形になつてゐるんですけれども、私は、この母子相談員、あるいはこういう内容の例えれば婦人相談員、こういうような非常勤、嘱託採用の職員が組織の中で、行政の中で、福祉事務所の中で、一体どれだけのことができるかできないかということを三十一年間じと見てまいりました。

このようなある意味ではバックグラウンドしか持たない嘱託職員というのは、例えば私たち専門職のように職場を開拓したり、各関係機関とカンファレンスを持つたり、様々な調整をしたり、そして適切な援助を考えてダイナミックに動いていく、そしてシステムを持つたサービス提供の方法を推進していく、そういった、そしてスーパービジョンを受けていくというような、そういうふたものがないところでやつてゐる。このような母子相談員、かつての母子相談員というのはほとんど、ただ福祉事務所の片隅で母子の貸付けをしていてのみ。

そして、実際に私は千葉や各地で母子相談員の研修に行きましたけれども、その研修と、母子相談員として採用された女性たちが、自分たちはこんなに何にも経験がなく、何の認知もされない中で、こういう仕事をしていていいんだろうか、組織

はただ私たちが座っていることを望んでいるだけなんだというような当人たちからの嘆きも聞こえなど、この専門職の仕事の難しさ、そして能力の必要さ。

そして、こういった自立を支援する仕事を実現するソーシャルワークの上では、どうしてもその人の身分保障とその人のポスト、この権限なしにこの仕事が実現できないということ、このことは非常に重要なことで、幾らうたつても現実はその身分とその体制によつて決まつてくるということが重要なポイントで、この八条のことに関しては、このような人材、人材の、発想のパターンに私は実は大変辟易としております。

それから、三番目。今回の経済的自立を非常に強調する流れ、これは今日の流れでありますけれども、時代の経済の流れとの交点で考えれば非常に困難な状況になつてきました。かつての状況では、女性たちの仕事探しは非常に可能性も高かつた。今、非常に困難ですね。

しかし、この自立支援、経済的支援をこれだけ母親に推し進めるといつことは、私自身も三人の子供を育てながらフルタイムで働きましたけれども、極めて結果的には子供に大変なしわ寄せがある。母親は疲労といらいらで、子供とほとんど向かい合う時間がありません。もう日本の働き方の厳しさ、そういう構造の中に母親がぼうり込まれたときに、夫がいる家庭でさえそれはもう実に綱渡りで、健康と精神的健康と日々の生活、これを破壊しつつ進んできたというのが私たちのこの二十年、三十年だったと思うんですね。

これがもつと弱い層になりますと、名古屋の母子生活支援施設なんかを見ますと、全員働くよう指示される。すると、夏休み、子供たちの昼食はカップヌードル一個ずつなんです、母親が置いていくのは。このような生活を子供たちが強いられるしていく。結局、次世代に極めて大きな損失を残していくだろう。ここにきちんとした子供の成長、そして家族の生活というようなものに対する十分な目配りなしにこのような言葉が繰り返され

することは、母親と子供にとって、現状 経済的自立という目先の利益、目先の目標だけを追い掛けすることによって、私たちは大きな損失を得ていくだろう。社会は次の問題を抱え込んでいく。もうこれは大変目に見えております。

それからもう一点、この法案のことなんですけれども、アメリカではAFDCの後、TANFといいう新しい公的扶助制度に変わりましたけれども、ここにFVOといいう、ファミリー・バイオレンス・オプションというのを入れたそうです。こういうものを入れて、例えばドメスティック・バイオレンスに関して様々な問題を持つている、その後の調整が要る、あるいはカウンセリングが必要な、子供の問題、子供も大変傷付いている、そういういった配慮の要る家庭に関しては、受給期間の延長、制限とか、自立助長に向けた就労準備プログラムへの参加条件の適用を延期するというオプションを作つて、三十三ぐらいの州でそれを適用したというような様々な取組を私は目にいたしました。

今回、この問題も、現在非常に全国的に動いております。母子寡婦といいう総合的な福祉政策とどうとに、障害者、知的障害者とか身体障害者とか精神障害者とか、様々なハンディキャップを持つた女性が現場にはたくさんおります。もちろん、そういう問題だけじゃなく、より広くこういったオプションに関しても検討していく必要があると、私はそう考えております。

私は、この一年くらいの間に、名古屋に行きました。未婚の母親、未婚の女性が子供を餓死させた、あるいは母子生活支援施設のすぐ近くで新生児を産んだ女性が家に子供を放置して、乳児を放置して餓死させた、そしてある近くの私のゼミに来た病院のソーシャルワーカーが、退院しようとする未婚の女性がこの子を連れて帰つたら私はこの子を餓死させてしまうと訴えてきたと。ほんの短い時間にこういう三ヶースを三つも聞きまし

産む、あるいは母子家庭になる、このことに対する社会的な偏見の壁の前に非常に自分の人生選択に関して弱い、その重圧に結局めげてしまつてSOSを出せない、相談というようなところにつながつてくることができない、援助を求めることができないというような、社会的な大きな力になってしまつている。そういうことも含めて、大きな社会的な考え方を変えていかなければいけない、そういうことがもう一つ大きなテーマとして私たちにあると思つております。

どうもありがとうございました。

○委員長(金田勝年君) ありがとうございました。

○参考人(小山田智枝君) 次に、小山田参考人にお願いいたします。小山田参考人。

○参考人(小山田智枝君) 私は、今現在、母子家庭の母で一人の子供を十年近くずっと一人で育っています。

子供が二歳半になったとき保育園に預け、何社か面接を受けたものの、お子さんしょっちゅう熱を出すころだよねと言われたり、お母さんしかいないから子供さんに何があるとお母さんが休まなくちやんちやんなないよねと言われ、なかなか仕事が決まりませんでした。実際のところ、夫婦で働いていても何かあると休むのはお母さんが多いと思います。母子家庭ということで差別があるということは、母子家庭の友達、皆感じています。

取りあえずでも仕事をしていないと、せっかく入れた公立の保育園を出されてしまうので、いつまでも就職活動をしているわけにもいかず、時給六百五十円の五時間のパートに就きました。それしか仕事がありませんでした。月七、八万の収入で、当時支給されていた手当約四万を足しても月十一万です。これだけの収入でどうやって子供一人育てていけるというのでしょうか。子供の将来のことを考え、夜は親に子供を預けてコンビニの弁当を作っている会社にアルバイトに行きました。深夜一時、二時まで働きました。

ところが、今から五年前、児童扶養手当の所得

制限が大幅に引き下げられたとき、私は一部支給になりました。毎日三、四時間の睡眠で、それでも子供のことを思つて頑張つて働いていたのに、どうして手当を減らされなければならぬのでしょうか。子供の将来のことを考え、寝ずに働いていたのに、毎日寝不足で頭がぼうっとして、それでも子供の話には耳を傾け、必死でした。必死に働いて、必死に子育てをして、なのになぜ手当を減らされなければならないのか分かりません。友達はそのとき全額支給停止になりました。児童扶養手当がカットされるということは、それと所得制限を同じくする医療費の助成も受けられなくなります。友達は手当もカット、医療費の助成も受けられないし、そんな中、子供が肺炎で十日間入院しました。約七万掛かったそうです。

がカットされたら困ります。ずっとパートだった友達は、子供を修学旅行に参加させてあげることができませんでした。友達は悔しかったと思います。私たちは、私たちの子供をほかの子供と同じように育てることができないのでしょうか。ほかの友達は、非常勤だし来年仕事があるかどうか不安だそうです。

私が離婚した元夫も、仕事に行かなくなり、遊ぶ
金欲しさに借金をして、気に入らなければ私に暴
力を振るいました。このままでは子供が虐待され
てしまうと思い、私は家を出ました。どうして私
たちが離婚を選ばなければならないのかも考えて
ほしいです。子供を守り、健やかに育てるため、
ムコーンノアレマフは日^一、音開^二、ミー^三。夏^四

りますのが支出と収入のバランスです。幾ら収入を増やしても支出を抑え切れなければどうにもなりませんが、その支出の中で最大のネックになりますのが住居費だと思うんです。持家があれば家賃の負担というのがないので、支出の何割も削減できます。大阪では、現在で新たに住宅を借りよ

に働いて、必死に子育てをして、なのになぜ手当を減らされなければならぬのか分かりません。友達はそのとき全額支給停止になりました。児童扶養手当がカットされるということは、それと所得制限を同じくする医療費の助成も受けられなくなります。友達は、手当もカット、医療費の助成も受けられないし、そんな中、子供が肺炎で十日間入院しました。約七万掛かったそうです。子供が小さければ小さいほど、医者に掛かることも多いし、肺炎にもなりやすいのに、医療費の助成が受けられなかつたら医者に掛かることもできなくなります。私は、手当を減らされて、寝起きに働いている意味がないんじやないのと思いながらも、昼ら、一部支給、納得いかないと思ひながらも、昼夜の仕事を続け、一万でも二万でも多くお金が欲しいから、もちろん、日中、正規雇用での仕事があれば寝起きに働く必要はないわけですから、昼夜

しかし、私の会社でも不況のあおり厳しく、この春、賃金カットになりました。そして、児童扶養手当の大幅な減額です。私も半分以下になります

やつて子供を高校、大学へと進学させればよいの
でしょうか。それとも、母子家庭の子供は進学し
なくともよいということでしょうか。学費が免除
になるという支援策があるわけでもないのに手当

うちの子は、学校まで三・三キロの道のりを毎日歩きます。靴底がすぐに擦り減つてしまい、毎月のように靴を買い換えるなければなりません。これ以上生活は切り詰められないのに収入は減るわけですから、やつとの思いでほんのちょっとためた貯金に手を付けざるを得ない状態です。子供の将来のためにとためたお金です。本当は崩してください。母子家庭は貯金をすることも許されないのでしょうか。たとえ貯金に手を付けたとしても、近い将来すぐに底をつくでしょう。足りない分を補うために、今の仕事にプラスして働かなければならなくなります。子供との時間が減つてしまっています。

そもそも、近年、離婚が増えているのだって、この不況が大きいに関係していると思います。友達の元夫は、リストラされて再就職先がなかなか見付からず、酒を飲んでは暴れるようになつたといふことです。現代社会のひずみでしが成長し切れていない元夫は、子供に対しても愛情がなかつたり、職を転々として、自分が遊ぶお金は親に小遣いをもつて妻子を養う意識が全くなかつたり、

次に、渡部参考人にお願いいたします。渡部参考人。

○参考人(渡部梢君) 「ハンド・イン・ハンドの会」という離婚女性のネットワークの世話人をしております渡部と申します。よろしくお願いします。

私自身は、昭和五十八年十月に、やはりDVが理由で当時三歳の娘を引き取って調停離婚いたしました。現在は民間企業で正社員として働いています。「ハンド・イン・ハンドの会」の活動は、そういう離婚に際して情報がない女性たちのために法律や公的扶助、就労、生活支援などの情報を提供するための講座と参加者のネットワーク作りを目的として活動しています。

自己決定をするときに、情報というのは非常に判断に大きく作用しますし、ともに支え合える仲間がいるということはエンパワーメントに役立つという思いで二十年近くこの活動を続けてきた中で感じたことを今日は二点に絞つてお話ししたいと思います。

何で十五年間も待ち続けたのか、そう言われる
かもしませんねども、学年弱い子供と抱えて
いた。月です。十回以上の多数回落選者優先入居制度
というのを利用させてもらったので、母子栄でも
なく、当せんでもない入居です。
それまでの住宅はおふろはありませんでした。
た。日の光が一年じゅうたつたの一分も部屋の中
に差し込むことはありませんでした。裏にガレージ
が近接していましたので、排気ガスが止めどな
く入ってくるので、時間帯によっては窓を開ける
こともできませんでした。市営住宅に引っ越した
ときには、ベランダから入ってくる自然の光と太陽
の光に私は涙が出るほど感激しました。そして、
感激と共に幸福感を感じましたけれども、その
ときに感じたのは、すべての頑張っている母と子
供に対して、これくらいのささやかな幸福を保障
してほしい、何とかしてほしいと、自分のことだけ
じやなくて、ほかの仲間のためにも切に思いま
した。

次に、渡部参考人にお願いいたします。渡部参

○参考人(渡部梢君) 「ハンド・イン・ハンドの会」という離婚女性のネットワークの世話人をしております渡部と申します。よろしくお願ひします。

私自身は、昭和五十八年十月に、やはりDVが理由で当時三歳の娘を引き取って調停離婚いたしました。現在は民間企業で正社員として働いています。「ハンド・イン・ハンドの会」の活動は、そういう離婚に際して情報がない女性たちのために法律や公的扶助、就労、生活支援などの情報を提供するための講座と参加者のネットワーク作り

を目的として活動しています。
自己決定をするときには、情報というの非常に
判断に大きく作用しますし、ともに支え合える仲
間がいるということはエンパワーメントに役立つ
という思いで二十年近くこの活動を続けてきた中
で感じたことを今日は二点に絞ってお話ししたい
と思います。

いるために、子供が学校を替わるとかお友達が替わるという環境を変えたくないことと、近くに生活の支援を頼める友人が何人かおりましたけれども、その人たちを失いたくない、失つたらまた一事場と家庭が近いというのは小さい子供を抱えて一人で頑張っているお母さんにとっては物すごく大事な要素なんです。それを失いたくなかったんです。

大阪市では、今、ドーナツ化現象を避けるためには民営賃貸住宅に家賃を補助するシステムがあります。公営住宅が足りないんだつたら、母子家庭には補助額を増やすなりなんなりして、できるだけ具体的な、そして有効な対策を講じてほしいと思います。

非常に恵まれた人は持家を持っていて、離婚のときには財産分与でそのまま住み続けられる人もいます。けれども、現在の状況としては住宅ローンのない持家の人にはほとんどいませんし、住宅ローンがある場合は、債務者変更をしなければならない。いような名義の変更というのはほとんど不可能です。それと、もし処分をしてもオーバーローンの負担をどうするかでいつも問題になります。ちなみに、母子家庭の持家率は一〇%台、今日いただきました資料の中でも、九十二ページにうたわれています。生別家庭と死別家庭では全く率が違います。十何%しかありません。そして、だんだん減つてきている傾向にあります。

住居というのは労働力の再生産の場であり、次代を担う子供たちの健全な育成にとって必要不可欠な要素だと思いますし、離婚に際して住むところがないというのは一番高いハードルになっています。私たちの願いは、離婚や別居をしたいといふときに、自分が望む地域に申請をすれば、そのときにだれでも入居できる住宅が提供されるというシステムができるることを心から願っています。

あと、さきにもいろいろ出ましたが、就労支援ですが、経済的自立というのは母子家庭にとっては当たり前のことと、みんな必死で仕事を探して

二十一世紀職業財團という政府関連の、行政関連の機関で働く人がいます。この人も離婚しています。勤務日数を月十五日以下と制限されているために、仕事を二つ持っています。また、将来のためにと看護学校に通う人がメンバーの中に三人います。でも、生活の支援は全部親掛かりです。でないと学校へはとても通えません。母子家庭高等技能訓練促進費の給付期間は全期間の三分の一以内で十二月以内というふうに盛り込まれていますが、せめて修学期間の全期間を対象にしてほしいと思います。

それと、教育訓練の機会が確保できるようにもっと拡充してください。大阪市に住んでいる母子家庭の母が、一般ホームヘルパー二級の取得講座に申込みをしましたが、母子家庭枠での競争率、要するに掛かる費用とかが違うんだと思うんですが、競争率は一二倍で受講できませんでした。というような厳しい状況です。

もう一つ、最後に申し上げたいのは、母子には今スポットライトが当たっているようですが、寡婦に対してはかなり厳しい状況がこれからも予想されます。それは何でかというと、年金法によって、これから先、生活設計のめどが立たないのに、働けなくなつた年代のときに年金給付を受けられる額は、とてもじゃないけれども、自立できる、生活権が保障される金額ではありません。

女性というのは途中で仕事を辞めて子育てをしたりしている人がほとんどです。そのために年金権が確立できても給付額で生活はできないんです。こういう年金法の不備によつて、今後の生活のめどが立たない人に離婚後の年金分割などの法整備を、この福祉法だけでなくて年金法改正審議

今まで続けて持ち越していただきたいと思いま
す。でなければ、私たちのメンバーの中でも、将
来に対する不安から心療内科の治療を受けている
人あるいは薬に頼らなければ生きていけない人が
このところ際立つて増えてきてます。非常に憂
慮すべきことだと思っています。

どうかこの法律が本当に総合的に実のあるもの
になるように。私は、今日大阪からこうして発言
させていたゞく機会を与えられたことに感謝して
います。よろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

○委員長(金田勝年君) ありがとうございます。

参考人 次に、神原参考人にお願いいたします。神原参
考人。

○参考人(神原文子君) 神戸学院大学人文学部神
原です。

私自身も十三年前に夫が亡くなりまして母子家
庭をしてきました。私は、一応大学の教員として
働きながら、家事も子育ても全部一人でやってき
ました。そういう思いもありまして、単に收入だけ
の問題ではなくて、もう本当に体もがたがたで
す。そういう立場で、九八年から大阪府や大阪市
の母子家庭自立支援検討会議という、そういう会議
にかかわりを持たせていただきまして、様々な
調査等も行つてきました。

今回の法案改正につきまして、母子及び寡婦福
祉法改正案の例えば第五条ですね、扶養義務の履
行について挙げられているんですねけれども、この
扶養義務の履行というのは、こういった母子寡婦福
祉法に掲載するということよりも、もっと実際
には、例えれば民法で、子供の父親と母親は子供が
成人するまで扶養の義務を負う、子供の父親と母
親はたとえ離婚しても子供の扶養義務は履行しな
ければならない、親が子供の扶養義務を履行しな
い場合は遺棄とみなすといった、そういう扶養規
定を明記することがまず必要なんではないかと考
えます。その上で、離別した親から養育費を徴収
する制度を整備すべきではないかと考えます。

次に、就労支援策につきましては、今日事前に
お手元に九八年に大阪府で行いました母子家庭自立支援検討会議のためのアンケート調査の抜粋を用意しておりますので、ごらんいただきたいと思います。これは大阪府の母子福祉連合会や大阪府下の同和地区の母子父子連合組合等の協力を得て行つたものです。

この中では、とりわけ母子家庭の生活実態をできるだけ詳細に把握すること、そして経済的自立を中心とした自立の意味を考察し、その可能性と課題を明らかにすることを目的として調査をいたしました。分析はすべて私が行いました。

そんな中で、例えば経済的自立ということに関していいますと、まず最初にお手元の資料の六ページを見ていただきたいと思います。

そもそも自立をどう考えるかということだと思います。うんですけれども、母子家庭のお母さん方が考えている自立というのは、やはり普通の当たり前の生活をするためには一ヶ月二十万円程度は欲しいと実際には考えています。まあ二十七万円というのは、例えば預貯金も入れてということかもしれませんけれども、でも、それでも例えば経済的自立を就労によって母子の生活費を稼ぐこととみなすならば、一ヶ月最低二十五万円程度の収入が必要なんですね。年収三百万。年収三百萬で母親と子供一人、二人で生活するということはぜいたくでしょうか。私は決してぜいたくだと思いません。就労支援というならば、これぐらいの金額を目指とした政策を打ち出すべきではないかと考えます。

そして、お手元の資料に戻つていただきたいと思いますが、二ページの表の五をごらんください。母親の就業実態なんですが、母子家庭になる前に常勤で就労している母親は一二・五%、臨時・パートの母親二六%、無職だった母親四九%です。現在は八五%が就労しています。しかし、就業しているうちの常勤は五割、臨時・パートは五割。常勤だった人の七割は常勤で働いていますが、臨時・パートの人は四割程度しか常勤には就

けていません。無職だった人は三割しか常勤には就けていません。

そして、平均月収、どのくらいかといいますと、三ページの表の六、表の七をごらんいただけます

たいと思います。自営業で十九万六千円、常勤で十九万三千円、パートでは十万六千円です。常勤の場合は勤続十年以上でようやく月収が二十万円に以上になります。しかし、臨時・パートの場合には、どうぞ長く働いても月又は十一万程度こ

人が一割程度しかおりません。しかも、たとえ場で定期検診などがあつても、時間がなかつたして定期検診も受けることができます。しかも、病気になれば医療費がかさみます。そういう状況では、ようやく子供が大きくなつたころで、もう自分の体ががたがたになつています。是非総合的な自立支援というんであれば、健康問題を入れていただきたいと思います。

就労支援の課題は、就労支援策というなら、やり返しのようになりますけれども、常勤の仕事を続けるような、そういう保障をしていただきた

うとしていないようなニユアインスで書かれていました。多くの母親たちは生活を支えるために必死で頑張っています。あえてこんな一文を入れる必要はないんじゃないでしょうか。

それから、改正案にあるような、手当の受給開始後五年を経過した後にその一部を支給しないという文言です。先ほどもデータでお示ししましたように、どんなに一生懸命働き通しても収入が増えない母親たちが少なくありません。そんな母親たちに、五年たつたからといって児童扶養手当を削減するんでしょうか。

も、母子家庭に対するやはり様々な差別や人権侵害が人権擁護法の中にも盛り込まれていません。現状を把握するとともに、そういうふた対策が是非必要だと考えます。

それから、法案改正に関して、一応基礎データとして平成十年度の全国母子世帯等の実態調査が参考資料になつてているようですが、この資料が、平成十年度に調査されながら実際の概要版が十三年三月に出ただけです。最終的な報告書も出されていません。しかも、お読みになられた方も少なくないかと思いますが、非常に、言葉は悪いですけれども、ずさんな調査分析しかさ

で二十万円ぐらいの収入になります。そして、月収二十五万円ということになりますと、常勤の専門・技術職ということになります。でも、専門・技術職、例えば保母ですか栄養士ですか那样

師ですとかホームヘルパーの資格を取っているとかの場合でも、パートや臨時であれば月収二十万円にはとてもなりません。

いいますと、何も母親たちが働く意欲がないからではありません。必死に働きたいと思っていました。でも、離婚した当時、資格や技能がない、あるいは就職□がない。特に四十歳以上になりますと、ほとんど常勤こなす気力はありません。それから

そのところをもれなく見ていかがみたいと思ひます。

文言の中で母子家庭の母親かすへては母子福祉団体等に対する情報提供するとか、あるいは委託費を支給するという、そういう箇所が何

ました

とで、母親が家事、育児に専念することが奨励されてきました。そのため、離婚するときに半数の母親たちが無職の状態です。そして、無職であつた人は有職の人よりもはるかに就労困難です。

しかも、一生懸命働いて、そしてようやく安定した仕事に就くころ、八ページの表の二十六、九ページの表三十を見ていただきたいんですが、母親の健康問題です。疲労が蓄積し、そして体のあちこちが故障を来し、四十歳以上で健康だといふ

更を余儀なくさせるというの、これはそういう事態をやっぱり招いてはいけないと考えます。さらに、細かいことかもしれませんけれども第二条に、自ら進んでその自立を図りという、ういう一文が入っています。母親たちは自立し

、そ、
れるような情報提供やあるいは支援をしていただきたいと思います。と同時に、N P O 法人等、母子福祉団体と認定されていない、そういう母子団体も支援をお願いしたいと思います。
いろいろお願ひしたいことがあるんですけれど

割、さらに女、男としての生活の中でどのように自分らしく生きていくのかというようなことをじつと考えさせていただいておりました。私も満州から引き揚げてきました。戦前の問題点もござります。また、戦後の母子寡婦の方々の

問題点、さらに、長い歴史を経ました今日、死別、生別の方々の苦しみ、悩み、そういうことも伺わせていただきました。その中で、どのように生きていったらしいのかな、これから課題を生きていかなければならないと思つております。

その中で、このたびの法の改正という問題に我々ぶつかっているわけでございます。我が国在り方を考える中で、国民一人一人の生活を考える中での国においても苦慮の政策ではなかろうかなど。私もこういうことを簡単に行う法律というのはない方がいいというふうに思いますが、それでは、一人一人の生き方、國の中でもう生きるかという生き方が見失われてしまうということは困るわけであります。そこでお互いが自立して生きるということは何なのかなということを考えいかなければならぬ課題が山積しているというふうに思つておりました。

そういう中で、全国母子寡婦福祉団体協議会の黒武者会長様は、長年にわたって母子寡婦の方々、又は時には父子寡夫の方々、父子の方々を見てこられた、またその方の生活の御支援を直接受けてこられた過去の貴いお仕事に対して敬意を表するものでござりますが、その黒武者会長様の御意見の中にもいろいろ拝聴すべき価値観、私は見いだすことができました。その中で、二つほど質問させていただきたいと思います。

一つは、どのような就労支援がこれから必要になつてくるのかな。お話の中にも触れておられましたが、そこら辺、端的に教えていただきたい。さらに、このたび改正します法案、その評価をどのようにしておられるのか。賛成のお立場ということをお伺いしました。こういうことだから賛成よといふことのお話、又はもう少しこれをこうした方がいいんじゃないのというようなお話をされ、この法案の評価について教えていただきたいと思います。

○参考人(黒武者キミ子君) 黒武者でございま

私は、長い間この会に携わっておりますが、かねがね考へておりますことは、やはり私たちの団体は会員の皆さん的心のよりどころとなるということ、もう一つは、この人たちの頼りになる会でなければいけないということをかねがね考えております。

そこで、先ほど各々いろいろ御発言がございましたが、そのような切実な声は、私たちもいろんな研修会とかそういう場で承つております。そこで、私たちはこれからどうしていくべきかというのを考へますときに、そういう方々も皆自分で働いて、仕事があつたら自分で働いて子供を育てたいとおっしゃることは皆さん共通しております。

そこで、そのようなことでどう対応したらいいかということを考えますときに、先ほどから申し上げますように、お母さんたちが就業できるような支援と保育の問題と、それから養育費の問題、こういうことを政府としては更に力を入れてお考へいただいて、そして私たちといたしましては、各々の母子家庭の人たちもそれなりの自分の努力をして、また会としてそういうことに対しても政

府の、行政の方にお願いしなければなりませんので、ようなお手伝いができるかということ、それと、私たちの力で及ばないところはどうしても政

府の強化ということもあるのではないかと思います。権利実現の実効性について一層高めるための民事執行制度の見直しの一環として、養育費の定期的な少額債務の履行確保に向けての制度の見直しを図るというふうにうたつておられると思いますけれども、この辺りをやはり是非実現をしていただきたいというふうに願つております。

○参考人(山崎美貴子君) 発言させていただきま

す。

先ほどもちょっと触れてさせていただいたんですけれども、日本の場合には子供さんを連れて離婚される場合に、父子家庭になるか母子家庭になるかということでございますが、父子家庭よりも母子家庭になるという割合が強くございます。

そのことに伴いまして大きな問題は、やはり別れた父親でございます。別れた父親の責任といふ問題がございます。今回も、この法案の中に入りますが、養育費の支払についての問題でございます。別れた親の養育費の支払の責任の明確化といふことをやはりはつきりさせる必要があるだろうと思います。

それから、そのことについては、先ほどNPOやあるいは当事者組織がございますが、そうした母子福祉団体あるいはNPOの関係団体がこの養育費の支払についていろいろなことをしてまいりましたが、やはり積極的にこのことについてお父さんは払う必要があるんだという、やはりそういう風土がきちんと出てこないと、別れたらばそれで子供さんについての責任もということを放棄してしまうということではならないと思います。

そのためには、養育費についての取決めをやはりきちんと促進していただきたい。そのためには、養育費のガイドラインの作成ということが今後出てくるますが、養育費が円滑に支払が確保できるようにすること。

それから、先ほど須藤委員からも少し触れてございましたが、各種相談制度をやはりもっと充実させるということで、今回も特別相談事業として民法上にそれを規定することによって、規定があれば、国が関与するということは当事者間の自力救済よりははるかに容易に養育費を受けられるんじゃないかというふうに思いますが、そうした民

法に規定をしていくことについて、もし、それぞれの方々に伺つてまいりますが、御意見があれば簡潔に、賛成か反対かも含めてお伺いできればなと思います。皆さんに伺いたいと思います。

○参考人(黒武者キミ子君) このことにつきましては、私たちも今年、養育費のことにつきましてアンケートをしたり、どうして取り組むかということを、補助事業で支出することにいたしておりますので、そのようなことでございます。これに取り組んでいるところでございます。まだ結果は出ておりませんけれども、どうしてもこれが、スムーズに養育費の取立てができるような環境作りに取り組んでいるところでございます。

○参考人(山崎美貴子君) 私も今、父親の養育費の問題について調査を、二千五百事例ぐらいを調査をしたいというふうに設計をして今考へている最中で、具体的に進めております。

実際に幾つかのプリテストをさせていただいておりますが、権利実現の実効性というものを一層高めていくためには、民事執行制度の見直しとしてやはり養育費の問題については定期的に少額債務の履行をきちんとできますよう制度を作るということは、これは厚労省の問題というよりも法務省の問題かもしれません、そのような方向をきっちんとしていただきたい。スウェーデンとかオーストラリアとかいろんなところでその前例もございましょうけれども、その辺のところについては是非お進みをいただければ、司法手続へのアクセスの確保という問題が必要と思っております。

○参考人(須藤八千代君) 一九七〇年代、私がケースワーカーとして働いたときに、ある母親は弁護士のところに法律相談に、この件に、行つて、弁護士から、そんなはした金と、こういうふうに言われて泣いて帰つてきたことがあります。

八〇年代、私の福祉事務所に厚生省の監査がありました。母子家庭がたくさんいる、そして養育費を私たちに取り立たなければ駄目なんだという

ふうに言つたんですけども、実際、こういつた制度がないところでの取立てはできないと思うふうに私は言つて、それを早急に法的に解決できる方法をするのが優先なんだというふうに、

それで初めて私たちはそれができるというふうに答えて、それからもうこれだけの時間がたつて私は今回この議論がされていることに大変残念な気がします。

同時に、その年代は九〇年代ですね、札幌で母子家庭の母親が餓死しました。これのやり取りも、結局もう離婚して十年近く請求しても何の支払もしていない父親に対し、福祉事務所の面接員が、もう一回、あんた、それもう一回養育費を取り立てなきや駄目などと言つて帰つて、母親はそのまま次の相談に入らずに餓死していった。これは、そのとき母親はこうつぶやいたというふうにルポに書いてありますね、それはもう前にそつちで調べたでしようがと。それほどこの問題は当事者にとって難しい問題だった。余りにもこの問題に関する解決、踏み込みが遅過ぎる。

この時点になつて児童扶養手当の額を切り下げることを優先し、そのときになつてこの問題を議論しなきゃいけないということが私は大変残念に思つております。

○参考人(小山田智枝君) 済みません、私、ただの会社員なのでそんな立派な返事はできないんですけども、養育費というのを聞いてまず思うのは、そういう養育費を払ってくれるような男だったら私たちは離婚なんかしていませんということです。

あと、今のこの不況で元夫もリストラされたり、必ずしも就労しているとは限らないので、必ずしも養育費をもらえるとは限らないと思います。

○参考人(溝部梢君) 私も実際に取決めをしましたが、一銭ももらつていません、くれませんでした。

徴収の難しさ等を考えると、民法上の規定ももちろんですが、その上に国による立替払制度、あ

るいは支払う夫にも扶養の税控除を適用するといふような総合的な判断をお願いしたいと思いま

くべきだというふうに考えております。

まず一番は、原則は、民法で扶養義務規定を明確にする、それに基づいて、親が離婚しようとも、父親、母親どちらも養育義務を負う、それを明確にする、そしてそれに伴つてその徴収制度を作成する、それが原則だと思います。

それから、先ほど、離婚をしたときの子供はどういうのかという御質問があつたかと思ひます。そ

れに関して言いますと、やはり親は離婚しても、子供の立場からしますと、親は自分を捨てないと思えることが非常に大きいわけです。ですから、うなのかという御質問があつたかと思ひます。そ

れに関して言いますと、やはり親は離婚しても、子供の立場からしますと、親は自分を捨てないと思えることが非常に大きいわけです。ですから、うなのかという御質問があつたかと思ひます。

○参考人(黒武者キミ子君) 今おっしゃるとおりでございます。私たちもそのように考えております。

これが施行されまつたら、五年間の間にいろんな結果とか要請が出てくると思いますので、またその時点になつてしまつかり考えていかなければなりませんのではないかと思ひますけれども、一応この際は法案を成立させていただきたいと思つております。

○参考人(山崎美貴子君) この法案に対する附帯決議の中に、児童扶養手当の受給期間が五年を超える場合の手当の一部支給に係る政令を定めるに当たつては、改正法施行後における子育て・生活支援策、就労支援策、養育費確保策、経済的支援策の進展状況及び離婚の状況などを十分に踏まえて制定すること、その際には母子福祉団体等関係者の意見を幅広く十分に聞くことなど、うなづいて、今後とも社会情勢や母子家庭の状況等を勘案しながら適切に設定することと、慎重にここを図るようについて附帯決議が出来ましたことを私は心から感謝申し上げております。

○沢まさき君 参考人の皆さん、本当にありがとうございました。御苦勞さまでございました。

皆さんのそれぞれの話を聞いて、本当にそうだなというふうに感じました。私も母子家庭でござ

いましたから皆さんのお気持ちはよく分かるつもりです。

私も一般のこの委員会で養育費のことを触れましたけれども、手前みそで大変申し訳ございませんけれども、我々女性議員が養育費を絶対に取るんだと、逃げ得なんかさせるかという思いで養育費の項目を入れさせていただいたことをまず御報告をさせていただきます。

それから、皆さんおつしやったように、民法の改正がまずあるべきではないかと。これも、私も与党ですけれども質問をさせていただきました。

私も養育費を取り立てるその難しさ、よく存じておりますので、決めて面倒くさいので、毎月毎月払つてくれないその月に請求するのは面倒くさいですから、働いて自分で糊口をしのげるならやめてしまうケースが多いわけですね。しかし、そうであつてはいけないと。

これからは、この法案ではどのように取り組むかといいますと、その分かりに強い強制執行をもう少しスマートにやるという御返答をいたしました。括してではなく、いわゆる給料の大引きという、こういう差押さえのような、外国にあるようなことも伺つてみたんですけれども、法務省は、毎月毎月ではなく一年なら一年と、それを強制執行、一回の手続でできるようにするという御返答もいただきましたので、どうぞその点は評価をしていただきたいと思っております。

さて、それでは皆さん、山崎参考人、それから皆さんに伺いたいんですが、本当に黒武者会長がおつしやいましたように、戦争が終わって戦争未亡人というような時代から、今日離婚の背景は様々でございますね。そしてまた、結婚をしないで子供を産むという方もありまして、母子家庭、寡婦といつても様々だと思うんでございまして、それだけ女性の生き方のライフスタイルが多様になつたんだろうと思いますが、しかし離婚が大変増加をしている、こういう社会背景をどのように皆さんお考えになつていらっしゃるでしょうか、

まずお伺いをしたいと思います。

○委員長(金田勝年君) どなたに。

○沢たまき君 全員の方です。一言ずつよろしくお願いします。

○委員長(金田勝年君) 黒武者参考人、どうぞ。

○参考人(黒武者キミ子君) そうでございますね。私ももうこの会に三十数年携わっておりますけれども、私がこの会に携わったときにはほとんどが戦争未亡人の方でいらっしゃいました。それに私たちのような死に別れが入つてきましたし、交通事故で亡くした人とか。そうしたら、最近、先ほど申しましたように、母子家庭の八割は離婚の方でございます。

そんなような中で、非常に私たちの会といたしましてもいろんな会員さんを抱えております。離婚の方もおりますし、それから死に別れもおりましたし、もう戦争未亡人はおりません。その人たちのことを勤業しまして、今、児童扶養手当が非常に予算的に母子寡婦福祉の九六%をこの児童扶養手当で占めるということをお聞きしまして、私は本当に、若い母子家庭の人たちは、先ほどからも、多様な家族ということになると、母子とか父子とかあるいは非婚のお母さんたちがいろんな社会的な差別だけではなくて道徳的な差別までも受けてしまうということに対しても、やはりはつきりとそのことは社会的に大きな間違いであることを社会の中できちんと認識していただきたいと、母子家庭のお母さんたちはそれだけでなくても大変な事態になつておりますのに、そうしたステータスを浴びせられるということは、懸命に頑張つて、先ほどお話を中に入りましたけれども、懸命に生きておられる、そして必死に。普通の家庭でしたらば、両親家庭ならば二馬力ですからお父さんとお母さんがおられます。しかし、一人で就労もし、そして子育てもし、家事もし、何もかも背負つておられる母子家庭のお母さんたちに対するはり特段の支援が必要だと考えます。

それから、現在の離婚の背景でございますが、平成十年度の調査の離婚申立ての動機というのがございますが、それを見ますと、やはり男性の場合と異なりまして、母子家庭の場合には五三・七%が夫の暴力等によつて離婚に至つたという、約半数ぐらいのお母さんたちがそうした事態を体験していること、それから経済的な、生活費渡さないというふうな理由で一人親になられた方が

以上でございます。

○参考人(山崎美貴子君) 離婚が発生しますことについてマイナスに考えるかプラスに考えるかどちらがいいいろいろなお立場によってお考えがあるだろうと思いますけれども、一人一人がやはり幸せになるということを前提に、そしてその上で子供たちがそのことによつてしまわ寄せを受けない

ということがとても大切なことだというふうに思っています。

特に家族の個人化という状態が進んでまいりますが、多様な家族をやはり受け入れていくと、社会、先ほど須藤委員もおつしやいましたけれども、多様な家族といことになると、母子とか父子とかあるいは非婚のお母さんたちがいろんな社会的な差別だけではなくて道徳的な差別までも受けてしまうということに対しては、やはりはつきりとそのことは社会的に大きな間違いであることを社会の中できちんと認識していただきたいと、母子家庭のお母さんたちはそれだけでなくても大変な事態になつておりますのに、そうしたステータスを浴びせられるということは、懸命に頑張つて、先ほどお話を中に入りましたけれども、懸命に生きておられる、そして必死に。普通の家庭でしたらば、両親家庭ならば二馬力ですからお父さんとお母さんがおられます。しかし、一人で就労もし、そして子育てもし、家事もし、何もかも背負つておられる母子家庭のお母さんたちに対するはり特段の支援が必要だと考えます。

○参考人(須藤八千代君) 私ももう善し悪しは別にして、私たちの家族観、そして男女の生き方、これはもう非常にグローバル化してしまつております。ですから今まで死別であるとか生別であるとか未婚であるとか、こういったカテゴリーの中には既に価値観を潜ませたり、離婚が増加してきた、今回のことにも盛んに書かれるように、このフレーズを社会問題視する視点というのはもう既に大きく変わりつつある。これを社会問題視した視点ではもう既に問題は前に進まないというふうな感じがしております。

ですから、今週、厚生労働省が何かお見合いの結婚仲介業に補助金を出すというトップニュースを見ましたけれども、正にこの視点で結婚を基準に問題を考えると、こういう問題について私たちにはもういい知恵が浮かばないと、そんな感じがしております。

○参考人(須藤八千代君) ありがとうございます。

私は、今日、参考人のお話を伺いながら、本当に今、長期になつて、不況の中、リストラやそしてまた失業、倒産、いろいろ起きているんです

必要だと思います。しかし、離婚によつてはつと

したというふうな御家庭も決して少なくない。その辺もよく御理解をいただきながら、私は、一人親家庭という言葉を、今全国的に使つていた

あるいは崩壊家庭というふうに言われたり、片親家庭と言われたステータスを廃して、親が一人だと

だくようになりましたが、これは欠損家庭とかあ

るいは崩壊家庭といつて思つておられます。

○参考人(井上美代君) ありがとうございます。

私は、今日、参考人のお話を伺いながら、本当に今、長期になつて、不況の中、リストラやそしてまた失業、倒産、いろいろ起きているんです

ます。私は、今、参考人のお話を伺いながら、本当に今、長期になつて、不況の中、リストラやそしてまた失業、倒産、いろいろ起きているんです

ます。

○参考人(井上美代君) ありがとうございます。

私は、今日、参考人のお話を伺いながら、本当に今、長期になつて、不況の中、リストラやそしてまた失業、倒産、いろいろ起きているんです

ます。

けれども、この荒波という、そういうところに母子家庭として船出をさせられているわけなんですが、けれども、そういう中で頑張ってきておられるというその姿を一人一人の陳述の中でお聞きすることができました。改めて今日における母子家庭に何がどのように必要なのかということを強く感じております。本当に忙しい中をおいでくださいましてありがとうございます。

私は今度の法案の中で一番重要なところというのは何だろうかというふうに思うんですねけれども、皆様方がどのようにお考えになつておられるのか。若干は出ておりましますけれども、児童扶養手当の支給額を五年後に最大半額まで減額をするということ、これはやはりこれまで十八歳の年度末まで保障されていたのですから、五年で見るということについてどうなのがどういうことを私は思つております。

まず、私は小山田参考人とも聞きございましたが、

けれども、小山田さんは当事者であられて、そし
てかなり参考人として御自分のことも含めなが
ら周りの母子家庭のお話が出されました。小山田さ
んが今感じておられる中で、五年先に半減させる
ということ、減額させるということ、このことにつ
いてどういうふうに考えておられるのかといふ
ことを一つお聞きしたいんです。

もう一つは、小山田さんにはやはり今どうして
もこれはやつてほしいというのがあるんじゃない
かということ、減額させるということ、このことにつ
いてどういうふうに思っています。だから、それがあ
ればそれもお聞きしたいというふうに思います。

順次お聞きしていくたいと思います。どうぞ小
山田さんに。

○参考人（小山田智枝君） まず、さつきも言いましたけれども、私たち女性がどうして離婚しないぢやならないのかという部分も考えてもらいたいです。養育費という問題も出ていますけれども、そういう養育費を払ってくれるような男だったら、私たちは離婚はしていません。だんなさんに扶養してもらつていればもちろん楽ですよね。でも、それを捨てても子供を守り、健やかに育てるた

めに私たち女性は離婚を決意しているんです。

あと、井上さんからありましたか、五年後の減をどう思うかということですけれども、今では、さつきも言いましたけれども、一万二千円、何の足しになるんでしょう。これが五年後にはまた更に削減。削減する金額もないと思うんですけども、これ以上削減されたら、そのころ私の子供も高校へ行くころになります。きっとお金が掛かると思ひます。そんな

に削減というと、どうでしょうかね、子供を准
させられるでしようか。

扶養手当の対象者ではなくても、医療費の助成が受けられるようにしてもらいたい。今、現行四か年に一度の支給になつてはいるんですが、私たち日々を生活して必要な支度。さうして、年々生活

○井上美代君 須藤参考人にお聞きしたいと申
ます。

日々生活が大変なんですが、だから毎月支給さ
るようにしててくれるか、せめて二か月に一度の
給料にしてもらいたい。第二子、第三子の分も数
円ではなくてまとめて増額してほしいです。私は
供一人ですけれども、友達は二人、三人と抱え
いる人もいます。子供が二人いればランドセル
二つ必要だし、体操着も二つ買わなくちゃなら
いし、そういう生活です。

私は、やはり一つは五年後の減額ですね。やはり十八歳まで支援を受けている人がかなりいらっしゃるわけです、今現在。そういう状況の中、しかも社会全体は不況の中で非常に大変になつた

いる中で、五年後減額ということをどのように考えになるのかということと、そしてこの法律いうのが母子家庭の生活の安定、子供の成長のめという、そういう目的があるんですね。その分から、やはり児童扶養手当のそもそもの趣旨これ反するのではないかというふうに思つていんですけれども、その辺どのようにお考えになりますでしょうか。

かると思うんですが、いかに常用の労働者になる

これが難しいか、厳しいかということはこれで十分お分かりいただけると思います。常用労働者とパート労働者の間での賃金格差も明らかです。常用労働者になつて五年、十年とキャリアを積めば何とか自分で生活できる、経済的自立をできるという見通しは立ちます。ただし、全部が全部ではないです。大都会で暮らしていくにキャリアアーリングが必要になります。

アシストができるという人を前提としていますので、全部が全部ではないと思います。だから、状況に応じて五年後削減というのは非常に配慮をいただきたい問題だと思います。

うんが、まずは就職ができる、就職しても常用労働者として雇用される、そしてきちんと生涯自分が働く意力があつて働くという意欲があれば勤められるという職場が確保できるかどうかに懸かって

て い る と 思 い ま す。
以 上 で す。

○ 参考人(神原文子君) 御質問いたしました第
十四条四項の、受給資格者が正当な理由がなくて
求職活動その他厚生労働省令で定める自立を図る

ための活動をしなかつたときに支給を廃止すると
いうことに関して言いますと、これをどうチャッ
クするのかということが非常に大きな問題だと思
います。

たときにだれがどうチエツクするのか。母親たち
が求職活動をどのようにしているのかとか、ある
いは自立を図るための活動をしているのかどうか
というのねだれがチェックするんでしょうか。そ

されは、そうしますと母子相談員ですか、その母子相談員がチエックするんでしようか。母子相談員というのは本来相談とかあるいは援助をする役割のはずなのに、チエック機能になるんですか。ブ

ライバー トな領域まで踏み込んで、あなたはどういう活動をして いますか、どうい う求職活動をしましたか、全部チェックするとい うんで しょうか。

これは、私はこの文言が認められると、非常に人権侵害になりかねないというふうに考えます。

○井上美代君 ありがとうございました。

時間になりましたから、終わります。

○森ゆうこ君 参考人の皆さん、今日は本当にありがとうございます。

皆さん 同じように母子家庭、一人親世帯をいかに支援していくかということで、基本的に皆さん同じお立場だと思うんですけれども、その中で、今回の法案に対し賛成の立場の方と反対の立場がいらっしゃるということで、これはなぜなのかなど私は今考えてみました。

そこで、賛成の立場のままで黒武者参考人に伺いたいですけれども、先ほどの御発言の中で、扶養手当の制度の維持という御発言がありました。

私は、正しく今回の法改正というのは、まずこの扶養手当制度の維持ということが最初にあって、つまり財政的な面ですね。予算の枠があり、その予算の枠の中で扶養手当の制度の維持を図ること、そういう考え方がまず第一にあって、そのためにはどうやって法改正をするかと、このような考え方で出てきたものだと思われますが、仮に、黒武者参考人、この予算枠全体をやはりこういう需要に応じて広げるということがむしろいいのではないかと思うんですけども、その点についていかがでしょうか。

○参考人(黒武者キミ子君) 先ほどから申し上げますように、私たちの会が立ち上がるときには戦争未亡人の人が全部会員でございました。五十年でございました。ところが、今はもう年を取つたりして脱会されまして、児童扶養手当をもらつていらっしゃる方が会に入つていらっしゃる方は非常に少ないのでございます。例えば、鹿児島県におきましては一万五千人の人が児童扶養手当を受給しておられます。その中で会に入つている人は四千人でございます。一万数人の人は会に入つておられません。

そのようなことで、私たちとしましては、やはり会に入つて、そして皆さんの切実な声を聞い

て、そうしてこういうところでも代表として発言したいのがやまやまでござりますけれども、各県がそのようなことでござります、お調べいただきたい時分かると思いますけれども。そのようなことで、その母子家庭の人たちの心掛けと、それから昔の人は違うわけでございます。

ですから、これで、今おっしゃるように、非常に離婚が多くなりまして、予算もたくさんになります。私が国の財政のことを云々する必要はないかもしませんけれども、そのようなことも勘案しまして、片や、またその母子家庭の方々の切正はやむを得ないのでではないかと考えております。

そうして、そこで……

○委員長(金田勝年君) 質疑時間が限られておりますので、答弁は簡潔にお願いをいたします。

○参考人(黒武者キミ子君) はい。

○森ゆうこ君 ありがとうございます。

ということは、母子寡婦福祉団体は、実際に児童扶養手当を受けている、この対象になつている母子家庭の意見を代弁、代表していないというようなお話に私はちょっと承りました。

それで、教育費について伺いたいと思います。今ほども各参考人からお話をありました。まず、住居費、そして教育費。特に、教育費は本当に大変だということですけれども、特に渡部参考人に伺いたいと思いますが、教育費につきましてはいかがでしょうか。

○参考人(渡部梢君) お答えいたします。

まず、育英会の無利子貸付けが所得制限額がえましたために、母親が必死で努力をして経済的自立を果たしたという二人の子供を持つた母がいるんですが、平成十三年度の所得が制限額を超えて、二人子供が今年の春入学したんですが、一人は国公立大学に、一人は高校にした母は無利子貸付けが受けられなくなつて、結果として有利子の育英会の貸付けしか受けられなくなりました。

あと、児童扶養手当が五年後に更に削減されば、先ほどから何度も出ていますように、大学はもうとてもじゃないけれども学費を準備できなさい。今の生活だけで精一杯なのに、大学入学のためには、受験料とか当初払い込む入学金を含めました。私が國の財政のことを云々する必要はないかもしまして、予算もたくさんになります。私が国が離婚が多いことでも、やつぱりいました。私が國の財政のことを云々する必要はないかもしませんけれども、そのようなことも勘案しまして、片や、またその母子家庭の方々の切正はやむを得ないのでではないかと考えております。

校進学もできなくなるんじゃないかなと思つてますので、こういう教育格差というものは貧困の再生产につながり、母親と同じことを繰り返すといふと離婚が悪いようになりますが、決して離婚が悪いという意味ではなくて、母親に苦労を掛けたくないために低学歴のまま就労をしたりして自分が不安定な生活を送る中で、将来の設計が立てられない子供ができるくんじゃないかと思つます。

一つには、貸付制度があると言われますが、貸付けということは、借りたら返さなければいけない。返すために、今だけではなくて、今でも精神一杯苦しいのに、将来もこの返済のために、子供が学校を出て一緒に返すといつても、私も育英会の返済を子供と一緒にやつたのですが、ずっと厳しい状況を続けなければならぬという状況で、借り入れの必要があつても借りることもできない人も一杯います。保証人に対する条件も非常に厳しいです。

ということで、子供の教育費については非常に大きな課題だと思います。

○参考人(森ゆうこ君) ありがとうございます。

先ほど須藤参考人からも、社会に対する将来の大きな損失であると。正しくおっしゃるとおりだと思います。

子供は社会の宝、次の世代を担う大事な子供を育成するという観点で、この養育費等に関しましても、子供の権利という視点でしっかりとときちつ

と確保しなければならないと思いますけれども、その現状、協議離婚がほとんどでございますけれども、これは裁判の長期に掛かるとか様々な問題があると思いますが、その協議離婚の現状、そして養育費の決めにつきまして法制度ということで今後何を望むか、山崎参考人そして神原参考人にそれぞれお答えいただきたいと思います。

○参考人(山崎美貴子君) 先ほどもちょっと繰り返して申しておりますけれども、やはり養育費の問題につきましては、単なる出してくださいといふような環境だけの問題ではなくて、やはり法務省を含めたこの問題に関する適切な対応といふものをしていかないと、実際には実効のあるものになりにくいのではないかというふうに考えております。

それどころか、五年後の状況によりましては高生進学もできなくなるんじゃないかなと思つてますので、こういう教育格差というものは貧困の再生产につながり、母親と同じことを繰り返すといふと離婚が悪いようになりますが、決して離婚が悪いという意味ではなくて、母親に苦労を掛けたくないために低学歴のまま就労をしたりして自分が不安定な生活を送る中で、将来の設計が立てられない子供ができるくんじゃないかと思つます。

一つには、貸付制度があると言われますが、貸付けということは、借りたら返さなければいけない。返すために、今だけではなくて、今でも精神一杯苦しいのに、将来もこの返済のために、子供が学校を出て一緒に返すといつても、私も育英会の返済を子供と一緒にやつたのですが、ずっと厳しい状況を続けなければならぬという状況で、借り入れの必要があつても借りることもできない人も一杯います。保証人に対する条件も非常に厳しいです。

○参考人(神原文子君) まず、離婚に関して言ひますと、これからまだ離婚件数は増えると予想しております。

それはなぜかといいますと、今結婚する人の割が恋愛結婚しています。愛情重視で結婚している年と一緒に夫婦をする人もいます。でも、他方、年一歳から年一歳まで離婚件数は増えると予想しております。

それから、寿命が伸びています。五十年、六十年、一歳から年一歳まで離婚件数は増えると予想しております。

ら我慢できても、三十年、四十年、我慢できない

ということは起こつて当然です。

そういうこともありまして離婚は増えます。ただ、離婚は、私は一面では離婚は離婚できるからいいと考えています。それは、先ほどありましたように、DVのケースなどは離婚できるから救われます。そうでなかつたら殺されるかもしれません。

もう一方では、離婚の在り方、協議離婚の実態を調べてみますと、協議離婚とは名ばかりで、内実は、例えば夫が一方的に遺棄する、あるいはもう追い出しをしてしまう、そういった離婚も実際には起こっています。それはなぜかといいますと、まだまだ現実のところ夫婦の関係が社会的に平等になつていてない。それから、密室の中では実際のところ夫が経済力を持つていて、それから身体的な暴力的な力も持つていて、妻に無理やりに離婚届に判を押させるということも実際には起こっています。そういう意味では、協議離婚というのは、やはり夫婦対等な関係であつて初めて協議離婚が実際の合意離婚になり得るものだというふうに考えていました。

ただ、私は、それでもなおかつそれ以上共同生活がもうできないという人には離婚ができるやすいということが人生やり直す上では救いだと思つています。

それから、もう一点付け加えますと、子供の、子育ての調査をやつてしまして、子供にとつてやはり一番不幸なことは、もう父親と母親が非常に家の中でけんかばかりしている、そういう関係がある方が子供にとつては、親が離婚したときは確かにショックも大きいんですけども、生活の安定につながります。

○委員長(金田勝年君) 時間が限られておりますので、簡潔によろしくお願ひします。

○参考人(神原文子君) はい。

そのことだけお伝えしたいと思います。

○森ゆうこ君 ありがとうございました。

終わります。

○大脇雅子君 今日は、貴重な意見どうもありがとうございました。

神原参考人にお伺いしたいんですが、母子家庭

あるいは一人親家庭に対する様々な人権侵害と

か、あるいは偏見ということが何人かの参考人の

方から言われておりますけれども、例えば、具

体的にどのような差別、人権侵害があるか、お述べ

いただけるでしょうか。

○参考人(神原文子君) 大阪で先ほど調査をしましたが、自由回答のところに様々な差別や人権侵害的な例が一杯出てきます。

少なくとも、母子家庭の母親の二人に一人が例

えば近所のうわさ話で、あそこは母子家庭だから

とか、あるいはあの男が来ているとか言われたと

いうことが挙げられています。それから、母子家

庭の子供も学校でいじめに遭つたりしています。

それから、先ほども話ありましたように、就職

のときに小さい子供がいるからということで、そ

れだけで就労意欲があつてもはねられてしまう、

それから民間のアパート等も母子家庭だからとい

う理由だけで貸してもらえない、そういうこと

はもう珍しいことではありません。

それから、母子家庭のお母さんが、離婚をし

て、そして児童扶養手当の申請に行つたら、福祉

事務所の窓口で、もう何でそんな離婚をしたんだ

だ、わがままだという、そういう暴言を吐かれた

といふことも後を絶ちません。

それから、母親がせつから仕事に就いた、だけ

れどもその上司にセクハラに遭う、だけれども

仕事を辞めるわけにいかない、そういうケース

も事例としてはもう後を絶ちません。

具体的な数値は、母子家庭の母親に対するそ

いつた差別、とか人権問題に関しても実はまだ

明確に見てじっくりと考えていく必要があると私

お答えはできません。

○大脇雅子君 そういう中で、ともかく常勤で勤務を持つておられます。

めを持つていうことが非常に困難な状況がある中で、今度改正法の十四条に四号が追加されまし

て、正当な理由がなくて求職活動その他厚生労働

省令で定める自立を図るための活動をしなかつたときに受給資格の要件になつていて、これがそ

うした差別の中で作用して運用されると、非常に深刻な結果を受けるのではないかというふうに思

います。

先ほど神原参考人は母親のステイグマを増加す

るという御提言がありましたし、須藤参考人は、

例えばファミリー・バイオレンス・オプションな

どかで延期のオプションが必要ではないかとおっ

しゃつたわけですが、両参考人に、この規定の運

用について、その御意見と気を付けるべきことを

お話しした、だきたいと思います。

○参考人(神原文子君) 今の御質問に対し明確

に離婚そのものが決してわがままで離婚するわけ

じゃないわけです。そのところに対して、やつ

ぱり社会的な了解を得るということが大きいと思

います。

それから、そのことに関して言いますと、そ

いつた福祉の現場窓口にいる人たちに対するや

はり人権に対する研修などを是非きちんととしてい

ただきたいと、それだけは思います。

それから、母子家庭のお母さんが、離婚をし

て、そして児童扶養手当の申請に行つたら、福祉

事務所の窓口で、もう何でそんな離婚をしたんだ

だ、わがままだという、そういう暴言を吐かれた

といふことも後を絶ちません。

それから、母親がせつから仕事に就いた、だけ

れどもその上司にセクハラに遭う、だけれども

仕事を辞めるわけにいかない、そういうケース

も事例としてはもう後を絶ちません。

具体的な数値は、母子家庭の母親に対するそ

いつた差別、とか人権問題に関しても実はまだ

明確に見てじっくりと考えていく必要があると私

お答えはできません。

○大脇雅子君 そういう中で、ともかく常勤で勤務を持つておられます。

○大脇雅子君 今度の法案には自立支援策というものが織り込まれて、私も、その五年後の削減と

いうと、みんな高校、大学へ子供たちが育つころ

に当たるところで非常に危惧するものであり

ますが、例えば一人親家庭の中でどんな資格や技

能の習得が期待されているのかと、具体的なとこ

ろにサポートがなければ法律も生きないわけで、

この点について神原参考人と渡部参考人にお尋ね

します。

○参考人(神原文子君) 今、就労支援ということ

で、例えばホームヘルパー二級の資格ですか

それからパソコンの研修とか行われていますが、

実際に安定した収入になるようなそういう職

種、職にはなかなか就けていません。

例えば医療職、例えば先ほども話が出ましたよ

うに、看護職であるとかあるいは栄養士であると

か、あるいは先日もあるお母さんが大型の運転免

許の資格が取りたいねという話もありました。だ

けれども、大型の運転免許の資格を取るのに、そ

んな三ヶ月ぐらいの研修とかあるいは三十万円ぐ

らいの補助があつても運転免許取れないねという

話がありました。

ですから、お母さん方の中で、実際に本当に

う必死で働きたい、資格を取つて、そして自立し

たいという方の中には、もう今は男女共同参画の

中で男性と同じ仕事をやっていきたいんだという

方も多いらしいです。ですから、肉体労働も辞

しません。そういう方々にその研修の機会をやは

り保障していただきたいというふうに思います。

○参考人(須藤八千代君) 常勤で働くといふこの

働き方の構造そのものが、男も女も含めて、日本

の場合、余りにも厳し過ぎる。そして、だから働

くということにこういう形で焦点化させて相手に

ある条件を押し付けていく、これは本当に母子支

援と言ふことはもう全くできません。

そして、こういったチエックを、こういった指

導管理を受け付けられない、ノーと言えない抵抗

できない弱い層をますます抑圧していく、こう

いった発想をやはりもう長年私は現場で見てきま

したけれども、こううことの問題性をもう一回

明確に見てじっくりと考えていく必要があると私

お答えはできません。

○大脇雅子君 そういう中で、ともかく常勤で勤務を持つておられます。

学校へ行けば助産師とかいろんな形で先に進展が望めるということできちんと学業を重ねたいといふ希望者は一杯いますが、残念ながら、生活のためにそれも断念せざるを得ないという状況が一杯あります。

以上です。

○大脇雅子君 終わります。

○委員長(金田勝年君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考の方々には、長時間にわたりまして貴重な御意見をお述べいただきまして、誠にありがとうございました。

○参考人(黒武者キミ子君) 済みません。

○委員長(金田勝年君) はい。

○参考人(黒武者キミ子君) 誤解があつたらいけませんので。

先ほど私たちの会に児童扶養手当をもらつていい人の加入率が低いと申し上げましたけれども、私たちは、いろんな講習とかそれから母と子の集いとかお祝い品とか、それは会員にこだわらず皆さんに呼び掛けてしておりますので、そのときに皆さんの声もお聞きしております。

○委員長(金田勝年君) はい、承りました。

改めて、長時間にわたり貴重な御意見をお述べいただきました。誠にありがとうございました。

委員会を代表いたしましてお礼を申し上げます。

それでは、午後一時まで休憩といたします。

午後零時一分休憩

午後一時一分開会

○委員長(金田勝年君) ただいまから厚生労働委員会を開いています。

まず、政府参考人の出席要求に関する件についてお詫びいたします。

母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のと

おり、厚生労働省雇用均・児童家庭局長岩田喜美枝君外二名の政府参考人の出席を認め、その説明を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり】

○委員長(金田勝年君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(金田勝年君) 休憩前に引き続き、母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

○山本孝史君 御苦勞さまでございます。

午前中のこの法案に関する参考人の意見陳述をしておりまして、私は、初めて交通遺児家庭においていました三十年前のその姿とほとんど変わらない思いまして、思わず涙をしてしまいました。とともに、山高しげりさん、あるいは守田厚子さん、鯉渕鉱子さん、そして今日の黒武者会長、大阪の羽間会長と、ここに幸あれと願いながら、母子家庭の福祉の向上のために尽力されてこられた皆さん方のその姿を思いつつ、時代の流れとして離別家庭にどう対応していくのかといただきました。

改めて、長時間にわたり貴重な御意見をお述べいただきました。(拍手)

それでは、午後一時まで休憩といたします。

定した、その根拠、考え方というものをもう一度御説明をいただきたいと思います。

一つは、母子家庭が増加を続ける中で、そして財政事情が大変厳しい中で、児童扶養手当制度自体を将来に向けてどういうふうに維持することができるような制度にするかという点。そして二つ目には、従来は児童扶養手当が金額的に二区分、二段階でございましたので、ある収入を超えると就労による収入と手当を合算した総収入が逆に減少するという逆転現象が生ずるという不都合がございました。

これをどういう形で解決しようかということを検討を始めたわけでございます。そして、今回の政令改正、八月の政令改正によりましては、ある水準までは全額児童扶養手当を支給し、その一定の水準を超えると就労による収入が増えることに従いまして手当を段階的に遞減させるという、こういう仕組みにするということが適当ではないかと判断したわけでございます。

その上で、全額を支給して遞減方式に入るその分岐点となるその水準をどう考えるかということをございますが、これについては衆議院でも答弁申し上げましたように、母子家庭の平均的な所得水準を考慮して、政策的に、母一人子一人で、その母が給与所得の場合には百三十万円といふふうに判断したわけでございます。

そのときには参考にいたしました統計データは、一つには平成十年度の全国母子家庭調査で、母一人で家計を支える離別母子家庭の年収の中央値百八十万円、これは児童扶養手当も含めた金額でございますが、約百八十万円程度であったことといふことでございます。補足的に参考にいたしましたのは、平成十三年度に日本労働研究機構の調査がありましたが、約百八十万円程度であったことといふことでございます。

そのときには全額支給をしますと、こうお答えになつたんです。私は、この答弁の非常な不確かさからその後の議論が非常に空回りをしたんだというふうに受け止めております。

再度お伺いしたいんですが、全額支給の限度額を百万でもなく百五十万でもなく百三十万円に設けます、政府参考人の出席要求に関する件についてお詫びいたします。

労による平均年収が約百三十万円であったといつたようなこと、これらを参考にいたしまして百三十万という水準を決めました。

○山本孝史君 御自分で御説明されておられて、その矛盾にお気付きになつておられるんだと思いまして、今日は資料を配付をさせていただきました。

局長は、母子家庭の平均的な所得水準を考えて、そこから下の人には全額だと、こうおっしゃる。その中で、日本労働研究機構の調査についてはパート、アルバイトをしておられる方たちの勤労平均収入が百三十三万円です。なぜそこだけパートを使うんですか。そんなの金体で使わない意味がない。

だから、今日お配りしましたように、全国母子世帯等の実態調査の離別母子家庭の中央値は百八十万円、これと、今の御説明にあるように日本労働研究機構の勤労収入、パート、バイトによる勤労収入は百三十三万円、この間に五十万円の差額があります。あつたら一緒にやないかと。違う働き方をしている人を比べ合って、しかも平均値と中央値を使つて、同じ百三十万円だから百三十万にしたんだと。この説明は何ら説明になつていません。

この不思議さに気付かれずに今日もそうやって同じ答弁を繰り返されているということが私、非常に不思議なんです。

児童扶養手当の今回の改正を議論するために別にこの日本労働研究機構に調査を委託したと、こういうことでございました。そのような政策意図を持つた調査でありながら、なぜ調査結果報告書に死別あるいは離別世帯別の集計結果が載つてないんですか、こう私はお聞きしました。昨日の夜、質問取りに来られた方におかしいじゃないかと、母子世帯の実態調査だつて、十年十一月に行われている実態調査でも、我々に報告されている部分は全体としてしか書いていない。しかし、それを局長は御答弁のとき手持ちで、実は離別と死別と分類したらこうなっていますというお手元の資料だけ持っておられた。そんなことするな

と、委員会に出せといふことで資料を出していった。ここだけやつて、なぜ日本労働研究機構の就労形態別のデータを作らないんだ、こう申し上げて、すぐに出ましたよ、今朝までに、コンピューターすぐ回されて。で、こういうことになっていますと。こういう話で来たんです。

そのデータが今日お配りした私の資料の中に整理して載せておりますけれども、日本労働研究機構の離別母子世帯の勤労収入、平均値二百四十五万円、こう書いてあるんですね。常勤の場合には三百三十八万円。そしてパート労働者の場合は、度々引用されるように百三十五万円となつています。

今日の午前中の参考人のお話を聞いていても、この数字は明らかに私は高いと思うんです。私は、この調査の信頼性は非常に疑われているんですね。

局長、御答弁されたように、母子家庭全体の平均値を使うのであれば、この二百四十五万円を使わなきゃいけない。都合の良いところだけパートの労働者の百三十五万円だけ持つてきて、それで御説明をされたことが、私は非常に厚生労働省として誠実さに欠けると、こう申し上げざるを得ないというふうに思つております。

当然だと思いますが、先行される厚生省、当時ですが、大臣官房統計情報部人口動態社会経済面調査、こういう社会経済面調査をやつておられることは御承知だと思いますが、離婚家庭の子供といふことに焦点を当てて平成九年十月に調査をされた。その結果が、その資料の下に述べてあります。すなはち、母子世帯等の調査とほとんど数字は一致しております。

当然、局長、この調査には目を通されたんでしあうね。局長、この調査ごらんになりましたか、人口動態面調査。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 私自身は人口動態調査については、この数字自体については勉強しておりませんでした。

○山本孝史君 自分たちで重要な政策決定をしようとすると、外の特殊法人に頼むんじゃなく

○國務大臣(坂口力君) この問題は、先日も山本議員からあつて、お答えを若干したように記憶を

いたしておりますが、やはりこの母子家庭にど

ども、大臣、御答弁ください。

○山本孝史君 限られた財源しかないので、こう

うとするときに、外の特殊法人に頼むんじゃなく、自分たちの組織の中で先行している調査があるんだから、その調査に目を通すというのは政策担当者として当然じゃないですか。私はそういうふうに思いました。

それともう一つ、これは後々で結構でございまが、この日本労働研究機構の調査書の中には自由記述欄が実は設けられています。この自由記述欄は「あなたが今もつとも悩んでいること、仕事を続けていくうえで困っていることなどについて、行政、企業、社会一般への要望や意見を含めてご自由にお書きください。書ききれない場合には裏面にお書きください。」こうなつていて。多分これ、裏面にまで書き切れないほど一杯お母さん方の声が詰まつた自由記述があつたと思う。多分それもお読みになつていいでしょう。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 読みました。

○山本孝史君 こういうところが、じゃ、私たちのところになぜ、今日、参考人にも聞きましたけれども、この代表的な意見が出てこないんだろう。これ、調査票をもらった人たちは、これで何とかこの手当制度が維持できるだらうと思つて書いたら、何のことではない、反対の結果になつたんだから、私は、国から送られてくる調査票にまともな答えが出てこないんじやないかと、そういう心配も逆にします。

いろいろな調査結果の答えをあちこち持つてきながら、都合のいい数字の百三十万円に飛び付きたがら、要は予定の範囲内、予算の範囲内ではこれだけしかないんで、大臣にお聞きしますが、結局はこの制度の改正というのは、これだけのお金しかないんですけど、その中で限られたお金をどちらにどう配ればいいかということを考えてみたら、百三十万のところで筋を引いて、そこから下は全額支給、上は減額支給ということにせざるを得なかつたんだと、なぜそういうまともな説明をされないので。そうしたら、もつと議論はそこからスタートするじゃないか、そう思うんですけれども、

者なら障害者の問題等をやつておりますと、その皆さんは、高齢者医療を受ける人が増えてくる。同時に増えてくる。これは事実でございます。そういたしますと、事実、増えてまいりますと、その

まらず、あらゆる高齢者なら高齢者の問題、障害者なら障害者の問題等をやつておりますと、その皆さんは、高齢者医療を受ける人が増えてくる。同時に増えてくる。これは事実でございます。そういたしますと、事実、増えてまいりますと、その

までも、高齢者医療を受ける人が増えてくる。同時に増えてくる。これは事実でございます。そういたしますと、事実、増えてまいりますと、その

までも、高齢者医療を受ける人が増えてくる。同時に増えてくる。これは事実でございます。そういたしますと、事実、増えてまいりますと、その

中で、全体それを増やしてはいきますけれども、だくところをしていかざるを得ないという全体の状況がありますことは、山本議員御指摘のとおりでございます。

しかし、さはざりながら、全体として、先日もお答えを申し上げましたように、今まで金額的な支援を一元的にやってまいりましたけれども、そ

れではやはり支援はいけないと。もう少し多元的な支援をこの際にやっていくということにそこはしなければならないというふうに思つておりますし、されではやはり支援はいけないと。もう少し多元的な支援をこの際にやっていくということにそこはではないかという、こういう御質問があつたわけですが、この制度の改定というのは、これだけのお金しかないんですけど、その中で限られたお金をどちらにどう配ればいいかということを考えてみたら、百三十万のところで筋を引いて、そこから下は全額支給、上は減額支給ということにせざるを得なかつたんだと、なぜそういうまともな説明をされないので。そうしたら、もつと議論はそこからスタートするじゃないか、そう思うんですけれども、

いうふうに、変質したことではないとおっしゃるけれども、こういうふうに制度を変えましたといふことに、私は、これは財政上厳しい状況の中でも支給期間も短くなる、金額も少なくなる。そういう中で考えますと、私はどういうわけか、突然ですけれども、スフィンクスの話を思い出しますと、財政難に悩んだスフィンクスが、通り掛かりの旅人である小泉総理大臣にどうしたらいいかと聞いたんですよ。そうしたら、頗はそのまままでいい、体はライオンのようになつてしまえと。自分がライオン丸と言われているからどうかは知りませんけれども、そう言つたと僕は思っています。

○山本孝史君 限られた財源しかないので、こういうふうに、変質したことではないとおっしゃるけれども、こういうふうに制度を変えましたといふことに、私は、これは財政上厳しい状況の中でも支給期間も短くなる、金額も少なくなる。そういう中で考えますと、私はどういうわけか、突然ですけれども、スフィンクスの話を思い出しますと、財政難に悩んだスフィンクスが、通り掛けた旅人である小泉総理大臣にどうしたらいいかと聞いたんですよ。そうしたら、頗はそのまままでいい、体はライオンのようになつてしまえと。自分がライオン丸と言われているからどうかは知りませんけれども、そう言つたと僕は思っています。

その意味で、本来やるべきは、これはやつたら怒られるというか、波乱が大きいからできないと思つてこういう道を取られたんだと思いますが、

本来やるべきは、児童扶養手当法を廃止して、離

別した一人親家庭の自立の促進の支援に関する法

律というものを新たに作つて、それこそ大臣おつ

しゃつているような総合的な法律体系を私は作るべきだというふうに思います。

大臣、もう一遍聞いても同じ答えしか返つてこ

ないと思いますけれども、こういう考え方の方が正しいんじやないですか。

○國務大臣(坂口力君) そういう考え方もあるい

はあるかもしませんけれども、しかし、そういうことになつてしましますと、それこそ今ここに提出をいたしておりますものとは全く異質のものになつてしましますから、我々はそこまで変える必要はないというふうに思つております。

よりも、現在まで積み重ねてまいりましたところを中心にしながら、しかし支援をしていく自身は更に拡大をしていくことの方がより大事ではないかというので、こういう形にさせていただいたわけでございます。

山本議員が御指摘になりますようその考え方

といふのも、それは選択肢の一つとしては私はあ

るのかもしれないというふうに思ひます。あえて全体を否定するつもりはございません。

○山本孝史君 その百三十万の限度額というのも

大変厳しいと、こういうことで申し上げております

けれども、今国会、この法案審議の中で議論に

なりましたのは、五年を経過した後の減額につい

て、大臣は、これは減額とも規定しているので

一%であれ減額せざるを得ないと、こういう御答

弁もされました。「法施行後における子育て・生

活支援策、就労支援策、養育費確保策、経済的支

援策の進展状況及び離婚の状況などを十分踏まえ

て制定したい」と、こういう御答弁もございまし

た。

でも、この前提条件は、支援策、確保策という

策ですから、この策にかかる予算は当然それら

は付くし、思つておられるように増額はされてい

くんだろう。しかし、予算枠で増額をされたとし

ても私は前も指摘しましたけれども、実際の生

活ぶりが良くならないことには、それは支援をし

たつて支援をしている意味がないんですから、当

だような総合的な法律体系を私は作るべきだといふように思ひます。

大臣、もう一遍聞いても同じ答えしか返つてこ

ないと思いますけれども、こういう考え方の方が

正しいんじやないですか。

○國務大臣(坂口力君) そういう考え方もあるい

はあるかもしませんけれども、しかし、そういう

ことになつてしましますと、それこそ今ここに

提出をいたしておりますものとは全く異質のものになつてしましますから、我々はそこまで変える必要はないというふうに思つております。

よりも、現在まで積み重ねてまいりましたところを中心にしながら、しかし支援をしていくその身は更に拡大をしていくことの方がより大事ではないかというので、こういう形にさせていただいたわけでございます。

山本議員が御指摘になりますようその考え方

といふのも、それは選択肢の一つとしては私はあ

るのかもしれないというふうに思ひます。あえて

全体を否定するつもりはございません。

○山本孝史君 その百三十万の限度額というのも

大変厳しいと、こういうことで申し上げております

けれども、今国会、この法案審議の中で議論に

なりましたのは、五年を経過した後の減額につい

て、大臣は、これは減額とも規定しているので

一%であれ減額せざるを得ないと、こういう御答

弁もされました。「法施行後における子育て・生

活支援策、就労支援策、養育費確保策、経済的支

援策の進展状況及び離婚の状況などを十分踏まえ

て制定したい」と、こういう御答弁もございまし

た。

でも、この前提条件は、支援策、確保策という

策ですから、この策にかかる予算は当然それら

は付くし、思つておられるように増額はされてい

くんだろう。しかし、予算枠で増額をされたとし

ても私は前も指摘しましたけれども、実際の生

活ぶりが良くならないことには、それは支援をし

たつて支援をしている意味がないんですから、当

然のごとくにその先支援をすることは当然だけれども、さらに、減額率を判断する際には実際の母子家庭の就労状況ですとかあるいは養育費の受取提出をいたしておりますものとは全く異質のものになつてしましますから、我々はそこまで変える必要はないというふうに思つております。

○國務大臣(坂口力君) 修正案につきましては、

まだ私、すべて拝見をいたしておりませんし、私

はここでの採決に加わるわけではございません

で、そこは差し控えさせていただきますけれども、

も、今御指摘になりました、その五年後にどうい

う状況になつているかということは大きく影響す

るのではないかというふうに御指摘になりますとこ

ろは、私はそのとおりというふうに思つております。

これから先五年間、いろいろの努力をいたしま

して、そして現状の改善を重ねていかなければな

らないというふうに思ひます。改善を重ねていき

ましたその結果、様々なことをやりましたけれども現状とは全く変わりませんでしたと、あるいは

また経済状況等のことも加味すれば、かえつて悪

くなりましたというようなときには、そのときに五

年たつたら減額しますからといって、そうするわ

けにはいかないんだろう。それはやはりそのと

年の切り方はこうなつてしまふと、こういう御

御指摘申し上げますが、その調査の信頼性につい

て是非考えていただきたいというふうに思ひま

す。

□にはされませんけれども、要は、厳しい財源

の中でのようすにそれを配つていこうかとすると

バイの切り方はこうなつてしまふと、こういう御

御指摘申し上げます。その調査の信頼性につい

て是非考えていただきたいというふうに思ひま

す。

○國務大臣(坂口力君) 全体の財源の問題につき

ましては、私の範囲をかなり超えた問題でもござ

りますから、トータルで私が申し上げるのはいか

がなものかと、いうふうに思いますけれども、しか

しつかりとした対策を取つていただきたいという

ふうにも思ひますし、また次回考へるときに、こ

の日本労働研究機構、私は独行法人として廃止し

ていいと思っておりますので、ここに調査を更に

依頼することはないと私の立場では思ひますけれ

ども、この調査がどれほどさんな調査をやられ

て、その数字によつて決められるではたまたま

ものではありませんから、この調査も、もう一度

御指摘申し上げますが、その調査の信頼性につい

て是非考へていただきたいというふうに思ひま

す。

□にはされませんけれども、要は、厳しい財源

の中でのようすにそれを配つていこうかとすると

バイの切り方はこうなつてしまふと、こういう御

御指摘申し上げます。その調査の信頼性につい

て是非考へていただきたいというふうに思ひま

す。

○國務大臣(坂口力君) 全体の財源の問題につき

ましては、私の範囲をかなり超えた問題でもござ

りますけれども、この点についてお考へを、大臣の

お考へをお伺いしておきたいと思います。

○山本孝史君 私たちが主張しております母子家

庭の就労状況や養育費の受取状況、すなわち生活

状況をよく勘案して決めなければいけないんだ

と、そういう御認識をお示しをいただいたんだと

いうふうに思ひます。

五年間に大変重い責任をしよい込んだと、こう

いう御発言もございました。五年間というのは非

常に限られた時間でございますので、その間に

しっかりと対策を取つていただきたいという

ふうにも思ひますし、また次回考へるときに、こ

の日本労働研究機構、私は独行法人として廃止し

ていいと思っておりますので、ここに調査を更に

依頼することはないと私の立場では思ひますけれ

ども、この調査がどれほどさんな調査をやられ

て、その数字によつて決められるではたまたま

ものではありませんから、この調査も、もう一度

御指摘申し上げますが、その調査の信頼性につい

て是非考へていただきたいというふうに思ひま

す。

○國務大臣(坂口力君) 全体の財源の問題につき

ましては、私の範囲をかなり超えた問題でもござ

りますけれども、この点についてお考へを、大臣の

お考へをお伺いしておきたいと思います。

○山本孝史君 う人たちは出でてくる。その付いていけない人たち

に対ししてそれをどうするかということがもう一つ

残るわけありますし、その人たちの範囲をどの

ようになつていくかということが大きな課題とし

て残ると私は思つております。それらのことをや

り解決をしなければならないということではな

いかと思います。

う人たちは出でてくる。その付いていけない人たち

に対する負担をお願いをするということもあつてかかる

べきだと思うんです。その手だてを捨てておいで

て、要は別の母子家庭の方たちに更に厳しい生

活をしろということをおっしゃるのは、私は

ちょっと順序が逆だと思ひますので、そうした財

源の確保策というのもしつかり打ち出していく

べきではないか。

れば、国民にその理解を求める説明をして、そし

て負担をお願いをするということもあつてかかる

べきだと思うんです。その手だてを捨てておいで

て、要は別の母子家庭の方たちに更に厳しい生

活をしろということをおっしゃるのは、私は

ちょっと順序が逆だと思ひますので、そうした財

源の確保策というのもしつかり打ち出していく

べきではないか。

大臣もいろいろと構想をお出しになつておられ

ますけれども、この点についてお考へを、大臣の

お考へをお伺いしておきたいと思います。

○山本孝史君 たまたましたけれども、そうした考

え方も主張をしながら、しかし全体としてどう

していくかを考えていかなければならぬことでも

事実でござります。

税制問題につきましても、今一例をお挙げをい

ただきましたけれども、そうした考え方も我々も

主張もしていいるところでございまして、そうした

考え方も主張をしながら、しかし全体としてどう

していくかを考えていかなければならぬことでも

事実でござります。

三十九兆円という大き

な負債をしょい込んで、三十兆円とい

う変えしていくかということは大変大事なことでございまして、我々の立場といたしましては、その

多くを言つことはでき得ませんけれども、し

かし現在のこの制度の改革によってその中身をど

う変えしていくかということは大変大事なことでございまして、我々の立場といたしましては、その

内容を改革することによつて、そうしてこの社

会保障費なるものをやはり確保をしていかなければならぬ、そんなふうに思つておきたいと思います。

税の問題とそしてこの保険料の問題と自己負担の問題ございますが、とりわけ税と保険料のどちらを重点的に国民の皆さん方にお願いをしたいのかとも判断をしなければならないときに入っている。その社会保障の中でもまた年金、医療、介護、福祉と様々あるわけでございますから、それらを一律にしていくのではなくて、やはりその中でどこを重点置いて、そしてどこを税によりゆだね、そしてどこを保険料にゆだねいくかといったような、そのアクセントの付け方といふものもやはりあってかかるべきだというふうに思つてはいる次第でございます。

う、もう本当に大変なところを家族だけで取り込んで見ているんではなくて、介護の社会化といふうな基本的な考え方があつて介護保険も導入され、高齢者介護については社会化が進んできていると思うんですが、この点で、子育ての社会化とも單なる支援ということの域を出ていないというところだと思います。

いまだに、本来子育ては親の仕事で、余裕があれば国や自治体が支援するという現在の仕組みそのものが現代社会の現状を見ますと不十分じやないかと。現在は、親であれ子供であれ、扶養の一次的義務者は当然家族、親族とされていますけれども、子育てについても一次的義務者に、国や自治体、公が一次的義務者というところにあると定義し直すべきなのではないでしょうか。一言で言つてしましますと、扶養概念の再定義の必要性というものを私は感じるわけですから、この点について、坂口厚生労働大臣のお考へをお願いいたします。

○國務大臣(坂口力君) 子育てに対する考え方がかなり変わってきたことは私も率直に認めるわけですが、親あるいは家庭がすべてすべきもののはこれでございます。かつては、子育てというのではなく親あるいは家庭がすべてすべきものという形で進めてまいりましたけれども、最近のよう方がお勤めになることが非常に多くなってきました。そういうことになつてまいりますと、やはり社会的な支援というものが必要になつてしまいまして、それに対応をしなければいわゆる子供を産み育てることが不得ないという状況が生まれてきています。

そういう方向性は私も認めますものの、たゞ、子供を社会が見るのは第一義と、そういう考え方には私は至つていませんし、私自身もそこまで考えるのはどうかというふうに思います。やはり親あるいはまた家族というものが第一義的には扶養をする、しかしそうは言いますものの、それは全部そういうふうにはでき得ないということから、や

はり子育ての社会性というものも必要になつてきているという理解でございまして、そうした意味で、保育所をどうするか、あるいはまた一時的なショートステイのように子供さんを預けるような児童手当等の問題につきましてもそうしたことがあるとろだと思います。

しかし、それはあくまでも社会が第一義的に子供は育てるものだという考え方とは少し違うと思われておるわけでございます。

○森ゆうこ君 この点についてはまだまだ議論が必要だと思ふんですけれども、世代間扶養という観点で考えますと、今までのそういう考え方、根本から捨てて、この時代に合った考え方というものを確立していかないと、そこから施策が始まるとかがでしようか。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 児童養護施設は戦後の戦争孤児の対策から始まりまして、親がいない、あるいは親がいても親に育てられることができない子供たちの生活の場を保障するということで、大変大きな役割を担つてきていると思います。特に近年では、児童虐待の問題が残念ながら急増しております、そういう子供たちを保護する場ともなつております。

その体制整備は大変急がれるところでございますけれども、例えれば、かつては経済的な問題で入所をするお子さんが大半でございましたので、衣食住が足りれば大方の問題は解決したということがございましたけれども、今日では、やはり心に

問題を抱えている子、傷を抱えている子というのが増えておりますので、例えはそういう心理的なカウンセリングができる機能をどういうふうに強化するかということで、専門家を配置をするとか、それから、なかなか虐待を受けた子供たちの心身のケアというのは、マンツーマンで一人が一人付いて時間を掛けたやるという必要がござりますので、そういった個別対応の職員を通常の職員の配置基準に加配して行うなど、最近の児童養護施設の困難さ、現状に対応して必要な職員の加配をやつてきているところでございます。

これからも児童養護施設はハード面も、それか

現代社会に適応していませんと、そこから考え方出された政策というものは結局現状に合わない、実効性を有しないということになるのではないかと思ひます。

現在は、扶養義務とということがあいまいゆえに、結局女性にしわ寄せが来ている。もちろん女

性だけではないかもしれません、父子家庭の方も

いらっしゃいます。特に、でも女性にしわ寄せが

来ていると。結婚、そして出産、そういう本來

幸福であるべき事柄が、ことごとくそういう意味

で女性にとつてリスクになつていいんですよね。

そのことが結婚ということに女性をためらわせる原因だと思います。

先ほども出ました、先日も言いましたが、結婚奨励事業、もうこれを考へ出すこと自体、そういう結婚、そして出産、育児、子育てということが女性にとって今どういうものになつてあるかといふ現状認識が十分でない、間違つておるというこの最大の象徴的なものだと思うんですですが。

それで、一つだけ大臣に確認しておきたいんで

すけれども、今回のトワイライト事業やショートステイなど子育て支援、ほかにもありますけれども、例えはそういう事業を例に取つたとき、児童養護施設、今のところは六対一という人員配置基準だそうですけれども、これのものを見直して、私、公的雇用をどんどん増やすのが必ずしもすべてがいいとは思いませんが、こういう状況の中で様々な雇用の助成金もやっておりますが、雇用の確保、雇用の場を提供するという意味でもこういふ養護施設の現状というものをこの間お話しいたしました。

【理事中島眞人君退席、委員長着席】

そういうことで、子育ての社会化の観点から、子供にとって生きる権利が全うできるような適切な環境が整えられる、そういう人員配置に見直すべきではないかと考へますが、児童養護施設についてはいかがですか。

○國務大臣(坂口力君) 私も先日、先日と申しましても少し前になりますが、児童相談所を幾つか拝見をさせていただきまして、そして、その職員の皆さん方の御意見もいろいろ聞いたわけでございますが、最近とみに、年々歳々、倍々ゲームになつて、とにかく、入つてくるお子さんの数が毎年倍になつてきていて。職員の数も現実問題として増やしているんですけども、その増えているよりも子供の、そうしたところに入つてくる子供の数が増える方が更に多いと、こういうお話をございまして、しかも、その中で、いわゆる家庭内におきます家庭内暴力によって入つてくる人たちが非常に多いといったようなお話を伺つてまいりました。

一体どうしていくかというような問題をお聞かせをいただいたわけでございまして、私も真剣に

お聞きをさせていただきますが、いざれ家庭内におきます家庭内暴力によつて入つてくる人の数が多く続いている限り、予防策が必要であり、そして一方におきましては、そうは言ひますものの、起こつてしまつたそのお子さん方に対しても対応をするか、現在のこの人数で足り得るかといつたことがあるわけでござります。

既にもう起こつてしまつたそのお子さん方に対しても対応するためには現在のこの職員数では足らないということになれば、ここは増やすことに

する以外にないというふうに思いますし、しかし、一方におきましてそういうお子さん方が増えてこないうようにどう対応するかということこれはセットでやつていかなければならぬ問題だと思つております。

○森ゆうこ君 ありがとうございます。ということで、前回に対応していただけるという御答弁ということをございました。

しかし、家庭崩壊の予防策ということを今、大臣おつしやいましたけれども、今回の実は児童扶養手当の削減ですね、これが家庭崩壊の予防策ではなくて、逆に助長策になる可能性があるというふうに思つて是非認識していただきたいと思います。

午前の参考人質疑でも、日本の今の働き方の厳しさ、この中に自立支援ということで母親たちを追い込んでいくといふことが子供の健全な育成の妨げになると。そうやって厳しい仕事の働き方に追い込んでいけば、結局母子家庭、その家庭の崩壊につながっていくといふ御指摘がございました。自先の利益にとらわれて、結局、社会としては将来、社会の将来にとつての大きな損失になる可能性があるという御指摘もあつたことを申し上げておきたいと思います。

それで、自立支援の環境整備ということは本当にまずやらなければいけないと思いますが、この点、厚生労働省とそして法務省はどう連携されているのでしょうか。厚生労働大臣並びに、法務副大臣おいでいただいているようですがれども、伺いたいと思います。

○政府参考人(岩田嘉美枝君) それでは、まず厚生労働省の方からお答えさせていただきたいと思います。

法務省との関係でございますが、母子家庭対策の在り方をめぐつて様々な機会に意見交換をさせていただいております。特に、母子家庭の父親がいる場合ですけれども、これらの者が扶養義務者

としてその責務をしっかりと果たしていく必要があるというふうに思つておるわけですから、我が国の場合には、離婚の大多数が訴訟ではなくて、裁判所が関与しないということ、協議離婚が圧倒的に多いというふうなことで、その中で、別れた父親にどのように扶養義務を負わせることができるかといったようなことについて、いろいろこれまで何回か法務省の方と意見を交換させてしております。

最近では、法務省の方で、養育費を含めた少額定期債権給付の履行確保のために民事執行制度を改正するという方向で検討されておりますけれども、その法制審議会の検討の場には厚生労働省の方も幹事の一人として参加をさせていただき、議論に加わっているという状況でございます。

○副大臣(増田敏男君) 森委員さんにお答えをしてまいりたいと思います。まず、子の養育費は、ただいま厚生労働省の方から御答弁がございましたが、連携は十分に取つております。父母の離婚後の子供の生活にとって重要なものでもありますので。

そこで、法務省といたしましても、子の養育費の確保について、これまで厚生労働省と意見交換するなどの連携を図つてきたところであります。現在も、養育費の履行確保のための制度の導入を検討しているところであります。

新たに昨年一年振り返りましても二万一千件、十二年、十三年の間で離婚が増えました。したがつて、十三年の統計が二十九万四千八百十八件離婚数があるわけであります。そのようなことをしつかりと踏まえながら対応してまいりたい、このように考えております。

○森ゆうこ君 ここで一応確認しておきたいんですけれども、養育費というものは特殊なものだというふうにお考えが必要だと思います。これは、子供の生きていく権利を確保する上で非常に子の養育費というものは特殊であると。

現在、親の資力等を勘案して決めていますけれども、そもそも、子供の生きていくための権利と

考えれば、他の金銭債権と同様に処理するのは問題ではないかと思うんですが、この点につきましては、離婚の大半が訴訟ではなくて、裁判所の御見解をお願いいたします。

○副大臣(増田敏男君) 子供の父母が離婚した場合における子の養育費債権は、父母の離婚後の子供の生活のために、お話をとおり大変必要なものであります。その確保は特に重要でありますことから、法務省といたしまして、その確保の方策につき、現在、法制審議会の担保・執行法部会において検討を行つてあるところであります。

○森ゆうこ君 そして、今、子供の生きていく権利ということでとらえられて審議会で協議中であります。子の養育費は、ただいま厚生労働省の方から御答弁がございましたが、連携は十分に取つております。この点について法務省の御見解をお願いいたします。

○副大臣(増田敏男君) 額を決めて、それで支払うような制度を考えられたらどうかと、このようなお話をあつたと思います。

お答えを申し上げてますが、現行法におきましても、夫婦の離婚に伴う子の養育費の負担につきましては、権利者から相当な額の支払を求める旨の申立てを家庭裁判所に対して行えば、家庭裁判所は適正な額を算定した上で義務者に支払を命ずることとされております。

また、申立てに要する費用は九百円という低額であり、容易に債務名義を得ることができますし、もちろん、そういう方法によって現在は請求をしてもらうというふうなことになつております。

○森ゆうこ君 現行では、先ほども申し上げまし

た子供の生きていく権利をすぐに確保する、離婚時点での、それ以前の離婚前の別居状態とかいろいろありますね、DVの問題も、もうそういう時点でも子供の生きていく権利を確保するという観点から考えますと、そのような現状では私は不十分なのではないかと思います。

子供の生きていく権利がもう本当に簡単に確定される、そしてそれについて、例えば政府の立替払とか、他国でもあるとお聞きしましたけれども、政府が立替払をする、そのような行政措置でなし得る、大いにほかにも参考になる制度はある

と思ひますけれども、この点についてはいかがで
しょうか。厚生労働省、そして法務省、両方に伺
いたいと思います。

(政府参考人岩田善美村君) アメリカイギリス、フランス、ドイツについて調べておりますけれども、それぞれ離婚は裁判離婚だけという制度の国でございます。そして、養育費の確定も、原則、裁判所の判決の中で確定するという仕組みの国々です。

払われないといった場合に、例えばアメリカは州政府が、イギリスは児童扶養庁が、フランスは家族手当金庫、ドイツは州が、州政府がという具合に、請求権をそちらに移転いたしまして、例えば母親に代わって元の夫に対して請求をし、強制的に徴収するような仕組みを設けております。

○政府参考人(房村精一君) 子の養育費をめぐる問題につきましては様々な問題がありますので、それは総合的な対応が必要と思つております。そういう中で、私どももいたしましては、先ほ

ども申し上げましたが、厚生労働省始め関係するところと連携をしながら、法務省が所管しております民事法の分野におきまして、私人間の権利義務關係あるいはその実行のための手続、こういった部分について、子の福祉を念頭に置きながら法律の整備を進めてまいりたいと考えております。

○森ゆうこ君 最後に申し上げたいと思いますけれども、まず、そのような整備、法整備、そして立替払制度、そのような子供の生きる権利を確保

するための養育費をきちんと確保する、そのような環境整備をすることがまず最初であつて、そして、その環境が整備された後に、整備されれば扶養手当もそんなにたくさん必要でなくなると思いますが、まずそういうことが初めてに来るのではなく、いかと最後に申し上げておきたいと思います。

特に、この環境整備につきましては、今回の法改正では国は努力義務規定ということになつておられます。が、私は、この努力義務規定では国は傍観者にすぎない、この少子化、そして子育て、厳し

い状況の中、政府はもうまず第一に子育て支援だと言つておきながら、まさしく相変わらず傍観者にすぎないのではないかということを意見として

申し上げまして 質問を終わります。
○谷博之君 民主党・新緑風会の谷博之でござります。

まず最初に、母子家庭の、母子世帯の生活水準と申しますか、平均年収の問題、それからそれに関連して、児童扶養手当の減額の問題についてお伺いをいたしたいと思います。

これはもういろいろと議論が出ておりますが、

会議質問で触れられなかつた問題や、あるいはまた今日までの委員会で出されたいいろんな問題点の中で更にもう少しそれを深くお答えをいただきたいということ、こういうことについて改めて御質問を申し上げたいと思つております。

児童扶養手当のいわゆる全額支給の対象を母子二人世帯で年収二百四万八千円から百三十万円に大幅減額をするということ。それからもう一つは、所得の関係でいいますと、養育費の八割を算入したり、寡婦控除も撤廃した、いわゆる所得制限の状況というものを考えますと、大変この百三十万円への大幅な減額というのはいろんな意味で過酷な影響を与えて いるというふうに考えておりま

実は、私の手元に資料がございまして、これは皆様方のお手元にも配付をさせていただきました。若干古い資料なんですが、お目をお通しいただきたいたいと思いますが、平成五年度の全国母子世帯等調査結果、そして平成十年度の全国母子世帯等調査結果、この二つの資料がございます。

特に、この平成五年に調査をした内容というのには前年度の、「一ページ目に見ていただきますが、平成四年の年間収入状況」ということでありまして、上から三段目の平均収入金額は二百十五万

円と、こういう数字が出ております。これは厚生労働省から資料としていただきたものでございまして、念のためそれを申し添えておきたいと思い

ます。そして、二ページめくついていただきまして、平成九年の、つまり平成十年度に調査した時点での内容は、前年の平成九年の年間収入状況は、三段目、平均収入金額は二百一十九万円と、十四万円実は金額が上がっております。

で、どういうふうな調査方法でこれを調査をしたかということになりますけれども、このページの上に問い合わせ十八というのがありますが、あなたの世帯の平成四年の年間収入について当てはまるものから丸を付けてくれと、こういうことで年収五十万円未満から八百万円以上まで十七段階の刻みで丸を付けさせておきます。この結果、先ほど言っていた二百五十五万円という平均値が出てきたんだと思うんです。

そうすると、この数字をちょっと比較すること
自体が大変難しいことになるわけなんですが、こ
れは平成四年のこの数字というのは、これは平成
九年のこの結果の欄の下に書いてある、いわゆる
児童扶養手当、就労収入、養育費、仕送り等々
を含んで答えてくれと、こういうふうになつてお
りますね。

○政府参考人(岩田薫美枝君) 委員が今御紹介いたしましたように、調査票の中には、平成五年の調査の調査票の中には、年収の中に何を含むか何を含まないかといったような記載はございませんでした。ただ、この調査は、統計調査員が個々の御家庭を訪問しまして、それで調査をやると。調査票を郵送して自由に記入していただいて返していただくというのではなくて、調査員がこの調

食票を持つて、それで調査をするというやり方でございました。

かかったのは生活保護、生活保護については入れてございませんでしたけれども、それ以外の児童扶養手当ですかと養育費ですか、そういうものに

については平成五年の調査にも含めるということです
調査をいたしておりました。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 今申し上げました
ように、若干の収入の範囲に差がござりますけれども、傾向を見るには決定的な違いはないというふうに思いまして、この五年間で微少ではございますけれども、母子家庭の平均収入は増加をしたのではないかというふうに理解をしております。

りまた五年ぐらいたつていますが、少なくとも、微増ではあるけれども母子世帯は年収が増えてきているというふうな御説明だと思いますが、それと先ほど申しましたような児童扶養手当の支給の対象を百三十万円減額するということ、この関係は結局、母子世帯の収入が増えているから、本當であればどうなんでしょうか、ここまで落とすところについては相当それは数を絞り込むというようなことにつながっていくんじやないかと思うんです

実は、今もこちらの委員席で話をしていましたが、百三十万円のその根拠、これは山本委員からも質問がありましたがけれども、これはくじくも、最低賃金が、どうもこれも各県によつて最賃制がありまして金額が違いますけれども、時給例えれば六百円ぐらいの最賃だとすると、それを週五日ぐらい働いて、月二十二日間いろいろ計算すると、月十万ちょっとぐらいの収入の掛ける十二か月で、大体百三十万ぐらいの金額になるのかなというふうに考へてあるんですが、そうすると、おつしやるよう母子世帯の金額は、年収は増えているにもかかわらず、この限度額を落としたということは、私はかなり児童扶養手当という対象を思い切つて絞り込むような考え方が省内にあつたんじゃないかなという気がするんですけれども、そこら辺はどうなんでしょうか。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 実は、前回の制度の見直しが平成十年だったかというふうに思いますが、そのときにもやはり似たような状況にございまして、片や母子家庭が大変増えていくそして財政事情は大変厳しいという中で制度改革が當時行われたわけですが、当時は所得の最上限を引き下げるということをいたしております。記憶によりますと、約年収が四百万程度の方が最上限だったのを三百万程度に引き下げたということがございました。

そのときに様々な御意見がございましたして、一番大きな御意見は、児童扶養手当はもちろん生活にとって不可欠な収入ですけれども、それに連動して地方自治体から様々なサービスを受けている、例えば医療費についての助成ですか公営住宅への優先入居ですか保育料の減免ですか、様々な附帯的なというんでしようか、自治体独自でやつていただいている事業があつて、それが一举に受けられなくなつたというそういう方が出来まして、そのことに対する大変苦情をいただいたいことがございました。

その経験もありまして、今回、制度改正について早い段階から母子寡婦団体などと意見交換を

してまいりましたけれども、対象者が狹まる、会
もらつてゐる方がもられなくなるということはま
う是非避けてほしいという、それが最大の優先の
基準だということを強く聞きましたので、そういう
な仕組みにするにはどうしたらいいかということ
で八月の改正を行わせていただいたわけです。
○谷博之君 その点についてちょっと言います
と、これは私どもの地元の県の話なんですが、先
ほども午前中参考人の意見陳述がありましたけれども、全国母子寡婦福祉団体協議会、これは県で
いいますと母子寡婦福祉連合会でしょうか、この
関係者の話を聞いていますと、黒武者会長さんの
午前中の御意見は御意見として私も拝聴させて
いただきましたが、この児童扶養手当については、
依然として、やはり会員の一般の人たちの中に
は、もちろん新たな就労支援とかそういういろん

私は、そういう意味で重ねてお伺いをしたいわ
けなんですけれども、じゃ、これからどういうふ
うな法律を改正をしてどういうふうな具体的な取
組をしていくのかということについては、これか
らいろいろ検討するんだという御答弁をしていた
だいています。例えば、就労支援とかあるいは特
に経済的な母子家庭への支援の問題とかということ
についてはこれから検討していくということな
んですけども、しかもその際には当事者の関係
者、団体との十分な協議も行うというふうに言つ
ておりますけれども、今回といいますか、今度の
八月の改正でいろんな問題がありましたけれども

も、こういう問題の経験から具体的に最終的にいたるまでのような改善策を取っていくのかということについては、これは多分答えが出ないと思うんです。そこで、私、一つだけ是非約束をしてもらいたいことがあるんですよ。これから的是非約束をしてもらいたいことは、これは多分答えが出ないと思うんです。これを立案をしていく過程に、今申し上げましたように、財団法人の全国の協議会等を含む、あるいはそれ以外のNPOのいろんな団体があると申しますね、こういう人たちの声を必ず入れてほしいんですよ。ただ聞くだけじゃ駄目ですよ。少なくとも、そういう立案過程にそういう人たちをもう一度見直すべきだと思うんですよ。こういう具体的な担保する保証の答弁をしていただけますか。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 今回の改正法が成立をしましたら、その後、具体的な対策に入つて、いくわけござりますが、今、委員がおつしやいましたように、重要な施策については、母子福利団体のみならず、様々な関係するNPOの皆さんになるべく早い段階から御意見を聞きながら企画をしてまいりたいというふうに思います。

○谷博之君 是非、それはひとつ取組をお願いしたいと思つています。

それで、続いて、午前中の参考人の意見陳述の中にも出ておりましたが、第十四条の四号の問題ですね。まれなケースの話です。この支給制限の話がありまして、もう一回おさらいをしたいと思ひますけれども、児童扶養手当の全部または一部を支給しないことができる事由として、十四条の四号に「受給資格者(母に限る)」が、正当な理由がないで、求職活動その他の厚生労働省令で定める自立を図るための活動をしなかつたとき」、これが付け加わりました。

実は、これについては十一月の六日と八日の衆議院の委員会でも質問をされておりまして、いろいろ局長お答えになつております。具体的に、いや、「どういう形でこれを判定するのか」ということですね。それに対して局長は、例えば窓口で聞くのかというような質問に対して、日常的よこはま議院の委員会でも質問をされておりまして、いろいろ局長お答えになつております。具体的に、いや、「どういう形でこれを判定するのか」ということですね。それに対して局長は、例えば窓口で聞

子相談員に聞くんだとか、あるいは現況届のと
に聞くとか、こういうふうにお答えになつたと
うふうに私は議事録から拝見しております。
かも、これは非常にまれなケースで該当する人
少ないと思うというふうに答えてますね。そ
して、能力があるのに努力をしていない人のこと
どを言うんだというふうに答弁しております。

実は、こういうことがもしこのまま進んでい
たらいろいろなことが危惧されるんですよ。例え
母子相談員、これは今回からは母子自立支援員
しようか、こういう方々に当事者であるお母さ
が相談をするということになりますと、これは
しろ相談員というよりは判定員か監視員みたいに
なつちやうんじやないですか、これ。しかも、
の相談員の、言うならば、先ほども午前中の参
人の意見陳述なんかにもありましたけれども、こ
こまでそれは権限が与えられているかということ
を考えたときに、これは率直な、その当事者がな
る自身の気持ちでありのままの事柄を相談するし
いうことになつたときに、この相談員の方が勝手によ
にそこでそういうふうな相談を選別したり判定を
するということがもし出でましたら、これは正に相
談員じやなくて判定員になつちやうわけですよ
そういうふうなことが、ある意味では私は心配で
れると思っています。

そこで、こういう現況届のときに一体何をどの
ようすに聞くんでしょうか、そしてまた書類、書面
等を用いてそれを聞くのかどうか、そしてもし書
面で、書類を使うとすればどういう書類を使
か、これをひとつお答えいただきたい。

それからもう一つは、非常にまれなケースで該
当者は少ないというのなら、例えば具体的にはど
のような範疇のケースを想定しているのか、答
ていただきたいと思います。

○政府参考人(岩田喜美枝君) お尋ねの件につ
いてござりますが、まず、この判定と母子自立支
援員の関係について御説明させていただきたいと
いうふうに思います。

援員は、従来の母子相談員の生活相談的な業務に加えまして、職業能力の向上ですとか求職活動に関する支援ですとか、あるいは養育費の確保についての相談、そういった母子家庭が自立に向かえようように総合的な支援を行なうというのがその役割であるというふうに思つております。ですから、基本的に自立を支援する立場の者でございまして、その母子家庭の母親の活動を監視するというような役割ではございません。

具体的に、十四条の四号の確認の仕方ですけれども、基本的には一年に一度受給資格が継続しているかどうかということを確認するために現況届きのものを提出していくただくことになつております。これは、書類に一定のこと記入していくだけで、それを窓口に持つてきていただきまして、市などの窓口でお話を伺いながら確認をするということをごぞいます。そのときに特別の書面、書式を使うかどうかといふことについては、現時点では特別のものを使うということは考えておりませんで、母子家庭の母親から口頭でお話を、状況を伺うということでございます。

それでは、このまれなケースといわれる四号というのはどういうケースが該当するかということですがございますけれども、ここで言う「求職活動その他厚生労働省令で定める自立を図るための活動」というのは、これから法律の成立後、省令で定めますけれども、具体的には求職活動をしているとか職業能力の向上のための教育訓練を受講しているとか、そういう場合がこれに当たるわけですがございますが、正当な理由がなくそういう自立を図るために活動をしていないというのは、例えば支給要件の中には資産要件を課しておりませんので、例えば資産が十分おありで働くつもりが全くないといったような方の場合はあるいはこれに該当するということがあろうかというふうに思いま

○谷博之君 そのことに関連をして、ちょっと大事な問題が一つあると思うんですが、例えば市町村の窓口でそういう現況届を出してもらつて、そこでいろいろ話合いをするということなんですが、俗に言う、関係者の中です話を聞いている中で、窓口ハラスメントという言葉があるんですね。つまり、市区町村の窓口でそういう対応をしている職員の方々の問題なんですけれどもね。これは、全部がそういう対応じゃないということだけひとつ前提に聞いてもらいたいんです。中にはこういうケースがありまして、東京都のある区の話なんですけれども、この区でひとり親家庭援助制度というものが行われておりますし、これに該当している、その該当者の母子家庭のお母さんが行つて、いろんなその制度を適用を受けているということに、そういうときには担当の職員が、まだ体悪いですかとか、うちの区は非常に財政的に厳しくてこの制度というのはなかなかこれからは積極的に勧められないんですよなんということで、いかにもその制度を利用しているのがちょっと問題があるような、そういう対応をされたというふうなことが、私どもの事務所にもそういう話を伝わっております。

それからもう一つ、事実婚の話ありますね。これは、事実婚というのは一九八〇年、こういう事実婚についての一定の見解が出されております。八〇年の六月の二十三日に出された各都道府県局長あての厚生省の児童家庭局企画課長通知というのがありまして、ここで定義されているのは、原則として同居を要件とするが、頻繁に定期的な訪問

問があり、かつ、定期的に生計費の補助を受けている場合、これに限られるというふうに書いてあるんですね。

にもかかわらず、いろんな、そうではない一般的な男性の方が自宅に訪問をする、そのことによつてあたかもそれが事実婚であるというようにならえられたり、それから個人のプライバシーにかかる問題ですから、恋人と言えるかどうか分かりませんが、そういうふうな、いろんなお世話になつたり、お付き合いをしているというような人が中にはいるかもしれません。だけれども、それが、どこまでそういう事実婚の規定としてこれを見るかということについては非常にこれ難いと思うんですよ。

そういうことに対して窓口の職員がかなり突つ込んだ対応をするというふうな事例も聞いておりまして、非常にそういう意味では私は、母子家庭の特にお母さんたちの、そういうある意味では窓口における偏見といいますか、そういう対応でえらいこれは迷惑をしているというか、大変な私はハンディを受けているというふうな、そういうふうに私は考へているんですよね。

ですから、そういう意味で、こういう窓口の職員の、このプライバシーを守る問題、そういうものについて、これは当然、都道府県ではなくて、やっぱり市区町村の窓口の職員にもしっかりとそういうものは理解してもらわなきやいけないと思うんですよ、そういう対応について。これについては今後どういうふうに対応しようとしているか。それから、特にそういうことについては、実際その影響を受けているといいますか、被害者であるところのそういうふうな母子世帯の方々の、そういうNPO団体とかいろいろあると思うんですが、そういう人たちの実際のそいつた体験を通しての生の声をしつかりやっぱり聞くくと、こいつ場もこれからしっかりと持つていてもらいたいと思うんですが、それについてはどう思いましたか。

されました窓口の二つの例でございますが、いずれも大変不適切な対応であるというふうに思いました。

特に、後者の事実婚の解消の確認というのは大変難しい作業でございます。法律上の婚姻が解消されて離婚しているということは書類で確認できるわけですが、事実婚であった状態からそれが解消して事実婚でなくなっている状態を確認するというのには、なかなか担当者は事実確認に苦労しているということは事実でございます。

しかしながら、事実婚というのは、法律上の手続きを経ていないけれども、社会通念上、夫婦として共同生活を送るという意思を持つてそのような生活を送っていたという、そういう事実があつたかどうかということをございますので、単に恋人がいるだけというだけでは事実婚としては取り扱つてはいけないはずでございます。

児童扶養手当の支給の窓口が従来は都道府県でございましたけれども、今年の八月は福祉事務所が、設置している市等に移管されております。それを機会に私ども、今年の七月でございましたけれども、窓口でプライバシーの問題に必要以上に立ち入らないように、そして職務上知り得た秘密を漏らすことは地方公務員法によつても禁止されていると、ということをもう一度念のために文書で関係自治体の方に通知をしたところでございました。今後とも、窓口の職員が適切に対応するようになります。そしてプライバシーの尊重ということに十分意を用いてくださいますように、関係職員の会議ですとか研修の場で徹底してまいりたいというふうに思います。

そして、母子家庭の母親の関係者、NPOなどいろいろグループを作つておられますから、そういう方たちと頻繁に、これまでも今回の改正に当たりましては職員挙げて地方にも出向きましたし、中央でも私自身も何回かお会いしましたけれども、各自治体もそういう形で関係者とお会いいだいて、関係者が今どういう困難なことを抱えおられるのか、窓口の対応についてどういう苦

事であるというふうに、私もいつもそういうことを思いまして、関係局にもそういうことを言つてはいるところでございます。

○谷博之君　ずっと今まで、特にそういう窓口の問題を取り上げてまいりましたけれども、もう一つ実はお伺いしたいことがあります、いわゆる未婚のお母さんの認知された子供の選及支給の問題です。

これは、九八年六月の施行令の改正によって、九八年の八月以降について、母が婚姻によらないで懐胎した児童が父から認知された場合も児童扶養手当を支給する、こういうふうな改正になりました。

実は、これはもう具体的な名前を出していいと思いますが、にもかかわらず東京都の東村山市、つい三週間前まで九八年以前のお知らせをホームページに入れていたんですよ、これ。だから、東村山市の市民は、これはもし未婚のそういう該当者がいたとすると、知らないでずっと来ちゃったといふことなんですね。こういうふうな何といふやつはやっぱり随分問題があるところもあるんじやないかと、いうふうに思つています。

この点については、今年の一月、最高裁で判決が出まして、結論からいうと国に厳しい判決が下りました。これは、未婚の母で認知前まで児童扶養手当を受けていたが、九八年の政令以前に認知を受けたことによって資格を喪失した方がその喪失処分の取消し訴訟を起こして、結果、最高裁で今年一月に九八年以前に遡及すべきという判決が下りたと、こういうことです。法律のあれですからちょっとと読ませていただきました。

前で都道府県にその通知が出ておりますけれども、具体的にその資格を、九八年以前に資格を喪失した方々にちゃんとこうした内容が伝わっているのかどうか。また、住居を転居された方が当然たくさんいると思いますけれども、こういう方々

に対して、役所には資格喪失の段階の資料が一定程度保管されているはずで、きちんと個人一人一

人に、対象者に對してこういう周知徹底が図られているかどうか。こういう問題も実は起きてくると思います。

そういうことで、結果、こういう方々に對して今後どういうふうな対応をするかをどのように考えておられるか、お答えいただきたいと思うんですが。

○政府参考人(岩田喜美枝君)　東村山市の具体的な事例につきましてですけれども、認知した子への対応について、誤った内容をホームページに掲載していた事例があつたということはそのとおりであるというふうに確認いたしました。そして、

東村山市の方と連絡を取りまして、東村山市の方では、今日、問題提起をなさったNPOに対してもEメールで東村山市長の名前で謝罪と今後の対応について回答をしておりますので、これから市の対応を見守つてしまひたいというふうに思つております。

メールを発信したのは今日ではなくて、昨日よりも以前だつたようです。そのところは訂正させていただきます。

○谷博之君　ずっと今まで、特に市町村の窓口対応等を中心質問してまいりましたが、いろんなそういう具体的な問題があることも先ほど申し上げたとおりございまして、これらのことは、例えれば今度の法改正がどういう結論になるか分かりませんが、もしもそういういろんな問題が起きたときに、やっぱりこれは国が都道府県に指導するということと同時に、その住民なり一番の関係者と接点にあるところの、そういうふうな市町村や区の担当者の方々に対してもやっぱり十分な指導や理解をしていただくということがこれ何よりだと思ふんですね。そこを中心に当事者の方々はいろんな制度を受けたりいろんな相談をしているわけですから、こういう点のひとつ、これは結論で思ふんですけど、そこを中心に当事者の方々はいふけれども、やはり何らかの講習を受講していくことでも、國の指導なり責任というものは非常に大きいと思いますので、是非ひとつ力を入れてい

ただきたい。

と同時に、こういう問題は、今NPOのお話を人に、対象者に對してこういう周知徹底が図られているかどうか。こういう問題も実は起きてくると思います。

そういうことで、結果、こういう方々に對して今後どういうふうな対応をするかをどのように考えておられるか、お答えいただきたいと思うんですが。それをしておられるんだと思うんですよ。それをしっかりとおられるか、お答えいただきたいと思うんで

すが。それをしておられるための努力をお互いにする必要がありますが、この点については是非今後の前向きな取組をお願い申し上げた

方にしっかりとお願いしてまいりたいと思います。

○谷博之君　是非それはひとつ御努力をいただきたいと思ってます。

それで、一つ具体的な、これは私の地元の方から出てきた話で、一点お伺いしたいんですが、家庭生活支援員の関係ですね。これは従来、都道府県において、日常生活支援事業というのは、特に居宅介護事業ということで、例えばの話、親の病気などによって、介護人として寡婦の方々などが派遣をされて実際今まで行つてきましたですね。そういうふうな事業が今度家庭生活支援員という形でスタートしていくわけですから、これらの対象になる支援員の方々ということで、里親とか児童員とか、あるいは母子家庭のお母さん、母親を積極的に登用していくというふうなことも御答弁いただいています。

そういう中で、たまたま現実に今までそういう活動に取り組んできた私どもの県の連合会の会員の中で、これを機会に介護ヘルパーの要するに講習と資格を政令で義務付けるというふうな話がありまして、二級、三級というような資格の問題ですが、年輩のそういう母子寡婦のお母さん、女性の方々は大変これはちょっと荷が重いというふうな話を聞いているわけですから、ここら辺の

話も聞いていますけれども、ここら辺のこのように資格の問題について、現実にそういう声があるとすれば、具体的にどのようないふうに思つてられるでしょうか。

○政府参考人(岩田喜美枝君)　母子生活支援員の要件を政令で規定するということは考えておりませんけれども、やはり何らかの講習を受講していただくことは重要ではないかというふうに思つております。

母子家庭の母親が安心して子育てをしながら働き続けられるために、場合によつては、自分が仕事で残業で遅くなる、あるいは出張でいなくなるといったようなときに、あるいは自分が病気で寝込んだときには、家事をやってもらう、そして大事

なことは子育てをやつてもらう、自宅でやつてもらうということですから、それについてやはり専門的な知識や技能というのは求められるというふうに思つております。

したがいまして、一定の講習を受講していただくということがやはり必要ではないかといふうに思つております。

○谷博之君 それでは次に、母子生活支援施設、従来の母子寮ですね、この問題に次に移らせていただきますが、母子世帯の重要なこれからの課題の一つ、いわゆる居住の問題ですね。

そういう意味では、この母子生活支援施設、これは全国にも現在五千六百二十世帯が入る施設があると、こういうふうに我々は聞いています。私どもの県でもこの施設が三か所ございまして、宇都宮市とそれから足利市とそれから烏山という町にございまして、それぞれ二十世帯の定員で、二十一掛ける三で六十世帯、県内にあります。これらはいずれも社会福祉法人が運営主体になつて運営しておりますけれども、実は現在、これ入つていてその充足率といいますか充足数といいますか、これは五十五世帯ですね。充足率が約九〇%といふことになります。これを全国に数を移してみると、五千六百二十世帯に対し入所世帯数は四千三百七十三、充足率は七七・八%と、こういう数字が出てきています。

それで、これは公営住宅への優先入居という話も出ましたが、実際、公営住宅への優先入居とともに、母子自立支援の施設というのは、これは大事なやつばかり私は生活をするまでの拠点だと思つていてますが、何でこれはこんなに低いのか、少ないのかといふことですね。これもいろいろ私たちの県の関係者などに聞い

から住む部屋が一部屋であつたり、昭和四十年代後半の建物ですよ、木造の。三十年以上過ぎている建物の中でも、しかも四人で生活しているという世帯もあるんですよ、母子世帯で。これ、とてもどうにかいけども、六畳一間に四人生活するといふのは、これは大変なことだと思うんですよ。そういうふうなこととか、あるいはおふろが共同であつたり、どうしても集団生活ですね、そういうことで集団生活上のいろいろの問題もあるでしょ。しかも、比較的私どもの施設は町の中にありますから、逆にそれがプライバシーの侵害になるというケースも実は出でたりしておりますけれども、こういうふうなことがあるのですから、実際この運営はどうなつてているんだろうといふうちにちょっと私も調べてみました。

そうしたら、いわゆる母子支援施設への措置費ですね、費用負担は、国が二分の一、県が四分の一。これで特に、事務費が定員に対し支払われているのに対して、事業費については入居世帯数に応じて出でているということですね。それからもう一つは、こういう建物が古いといふことでこれ建て替えをしようとしても、経営の苦しい法人には自己負担分も出せないんですよ。こういう実態があるということを見たときに、こういう建物の改修とか、それから、例えば事業費はいわゆるそこに入つていてる入居世帯数ではなくて定員に対し行うとか、こういうことはできないんでしょうか。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 母子生活支援施設は、特に都市部は母子家庭が増えておりますし、また近年ではドメスティック・バイオレンスの被害者が増加しているということもあり、その二、三は高まつていてるといふふうに思つております。施設整備についても、確かに老朽化している、施設内容が十分ではないといふうに思います。自己負担分の四分の一につきまして、

社会福祉・医療事業団から融資もございますから、そういうものも使っていただいて施設整備のほうは、これは大変なことだと思うんですよ。そういうふうなこととか、あるいはおふろが共同であつたり、どうしても集団生活ですね、そういうことで集団生活上のいろいろの問題もあるでしょ。しかも、比較的私どもの施設は町の中にありますから、実際この運営はどうなつてているんだろうといふうちにちょっと私も調べてみました。

員払い、施設の定員に応じてお支払をしております。一方、事業費、これは言わば入所者の食費などの生活費でございますが、事業費は現員払い、それは事務費と言つておりますけれども、これは定員払いにするということになつております。したがいまして、こういう区分でやつておりますので、入所者に応じて出でているということですね。また、さらに、施設の中における待遇を改善するために、従来の事務費に追加して最近対応してある定員払いといふうになつております。また、現実問題としては存在をするわけでございます。

○谷博之君 大臣、ちょっと通告していなかつたのですがお答えいただきたいんですけど、私が今さつき数字挙げましたけれども、これから

いたんですが、ここは国土交通大臣ともよく話をさせていただきまして、住まいの問題をひとつ優先的に、そして可能な金額では非対応できるよう

に私からもお願いをしたいといふふうに思つておりますし、その積極的な取組をしたいといふふうに思つておられる次第でございます。

○谷博之君 時間が来ましたのでこれで終わりますが、最後に一点だけ要望させていただきます。

母子世帯の子供たちの育児の問題、そして当然、その中のいろんな動きの中に、児童養護施設、先ほども質問も出ましたけれども、そういう

問題も当然関連をしてくるわけですけれども、残念ながら、この施設の入居が、基本的に言つて十八歳でその施設を出るということでありまして、そういう意味で、私はいろんな施設の関係者からこれを何とか十八歳から二十歳ごろまで施設に入所できるような形にならないかと、こんなような要望もいただいておりますが、時間が来ましたので、これらのことについてまた機会がありましたら質問させていただくということにしまして、以上で私の質問をすべて終わります。

ありがとうございました。

○大沢辰美君 日本共産党の大沢辰美でございま

す。

ただいまも住宅、いわゆる住まいの問題での質問があつたわけですけれども、全国母子世帯調査でこの問題についても調査をされています。これは一九九八年の調査で、すけれども、お母さんた

ち、母子世帯の方が今一番困っていることは何ですかという問い合わせに対して、第一が家計、第二が仕事、第三が住宅と統一しているわけですね。でもこれは一体のものですから、第一の家計をちゃんとするためには仕事、住宅が安定すればできるわ

ですかといふ点で、私は今日は仕事と住宅の問題でお尋ねしたいと思います。この住宅支援がどうなつてゐるかといふ点で、今、大臣は、本当に一番先にこれではやらないといけないことなど、国土交通大臣にも可能な金額でお願いできないのか、そういう答弁があつたわけですけれども、じや実態はどうなつてゐるのかという点なんですか。國母子寡婦福祉団体協議会の調査の一九九九年された中で、一ヶ月の家賃の平均が三万三千五百十一円となつていますね。家賃一ヶ月四万から七万の方が大体二七・三%だそうです。そして七万円以上の家賃の人が七%という回答がありまし。ですから、本当に家賃の負担が大きいといふことがこの数字一つとっても明らかだと思いま

その中の、自由に要望を書かれてあるその意見を読みましたら、本当に公営住宅に入居したいがなかなか当たらないといふのが悲痛な声として非常に強く出されているというのが状況ですね。政府は、この支援策で出されたこの法案の中です。

住宅支援の内容も明らかにしているわけですけれども、こうした声にどのようにこたえるものになつているのか。まず最初に、母子家庭の皆さん

の住宅支援策についてお伺いをしたいと思いま

す。

○政府参考人(松野仁君) お答えいたします。

母子家庭の居住の安定を図ることで大変重要な課題であると認識しております。このため、従来から、地方公共団体と連携を図りながら公営住宅の供給を促進するとともに、母子世帯に対する公営住宅の優先入居制度を設けています。

具体的には、公営住宅の入居者の募集に当たつて、母子世帯については特に住宅困窮度の高い者であるということから、一般公募による入居のほか、優先的な取扱いができることとしておりま

す。この結果として、現在、一般公募による入居も含めまして、九十五万の母子世帯のうち一六・六%に相当いたします十六万世帯が公営住宅に入居されているところでござります。

○大沢辰美君 公営住宅の優先入居ということにより、母子家庭の居住の安定が図られるというふうに考えております。

○大沢辰美君 公営住宅の優先入居ということは国交省も考へておるという現状なんですか

も、今、十六万世帯の方がそこに入居できていると。だけれども、本当に借家で困っている人たちは約二十四万、約二十五万に近い世帯の方が困つておるわけですね。そういう私は受皿となるべき本体ですね、公営住宅のやはり建設戸数が圧倒的に少ないんだと思うんですが、それで、できましたら、一九九五年ごろからですか、公営住宅法の改正直前ですか、ここ七年間ぐらいの数字で結構ですので、何年に何戸建設されているのか、今後

の建設計画も、はつきりしていましたら教えていただきたいと思います。

○大沢辰美君 本当に都市圏が全国比例にして戸数でございますが、過去十年間、各年度ごとの建設実績戸数及び来年度の建設予定戸数をお答えいたします。

平成四年度が三万九千八百十五戸、平成五年度が四万九千百七十八戸、平成六年度が四万五千五百十九戸、平成七年度が五万一千三百三戸、平成八年度は四万一千四百六十一戸、平成九年度が二万六千四百三十三戸、平成十年度が三万三千五百六十戸、平成十一年度が三万二千五百九十六戸、平成十二年度が二万六千五百七十四戸、平成十三年度が二万七千八百二十一戸でござります。

平成十四年度予算の建設戸数、それから平成十五年度の予算概算要求の建設戸数はそれぞれ三万三千戸となつております。

○大沢辰美君 そういう数字の中で、非常に平成七年度ですね、そこをピーカークに公営住宅の建設戸数がずっと下がってきているわけですから、そこでちょっと具体的に教えていただきたいんです

が。そこで、今日は、母子家庭に絞つてですけれども、優先入居の枠といふのは、全国的と東京圏、首都圏ですね、そして近畿圏ではどれくらいの比率になつていますか。

○政府参考人(松野仁君) 公営住宅の母子世帯の応募倍率でございますが、公営住宅の母子世帯の応募倍率につきまして、特に一般向け募集の内訳としては、母子世帯だけを抽出するといふことは困難でございますので国土交通省としては把握しておりますが、母子世帯の優先入居制度につきましては、全世帯の応募倍率よりも低くなつてゐる。例えば、首都圏では七・一倍、近畿圏では七・一倍といふような数字になつてございます。

○大沢辰美君 確かに一般とは少ないんですけども、七・一倍、七・一倍といふのは、それは四

年掛かつて、五年掛かつて、六年掛かつて入居できるのかどうかといふ数字に近いと思うんですね。いわゆる新規の建設が上がつていなゐわけですから、そこにこれも反映してきていると思う

です。今朝、参考人の方が、大阪の方でしたけれども、自分は十五年待つたと、公営住宅に入居するため、そういう訴えもありましたけれども、そ

募倍率は八・八倍となつていいところでございます。

○大沢辰美君 本当に都市圏が全国比例にして戸数でございますが、過去十年間、各年度ごとの建設実績戸数及び来年度の建設予定戸数をお答えいたします。

平成四年度が三万九千八百十五戸、平成五年度が四万九千百七十八戸、平成六年度が四万五千五百十九戸、平成七年度が五万一千三百三戸、平成八年度は四万一千四百六十一戸、平成九年度が二万六千四百三十三戸、平成十年度が三万三千五百六十戸、平成十一年度が三万二千五百九十六戸、平成十二年度が二万六千五百七十四戸、平成十三年度が二万七千八百二十一戸でござります。

平成十四年度予算の建設戸数、それから平成十五年度の予算概算要求の建設戸数はそれぞれ三万三千戸となつております。

○大沢辰美君 そういう数字の中で、非常に平成七年度ですね、そこをピーカークに公営住宅の建設戸数がずっと下がってきているわけですから、そこでちょっと具体的に教えていただきたいんです

が。そこで、今日は、母子家庭に絞つてですけれども、優先入居の枠といふのは、全国的と東京圏、首都圏ですね、そして近畿圏ではどれくらいの比率になつていますか。

○政府参考人(松野仁君) 公営住宅の母子世帯の応募倍率でございますが、公営住宅の母子世帯の応募倍率につきまして、特に一般向け募集の内訳としては、母子世帯だけを抽出するといふことは困難でございますので国土交通省としては把握しておりますが、母子世帯の優先入居制度につきましては、全世帯の応募倍率よりも低くなつてゐる。例えば、首都圏では七・一倍、近畿圏では七・一倍といふような数字になつてございます。

○大沢辰美君 確かに一般とは少ないんですけども、七・一倍、七・一倍といふのは、それは四年掛かつて、五年掛かつて、六年掛かつて入居できるのかどうかといふ数字に近いと思うんですね。いわゆる新規の建設が上がつていなゐわけですから、そこにこれも反映してきていると思う

です。今朝、参考人の方が、大阪の方でしたけれども、自分は十五年待つたと、公営住宅に入居するため、そういう訴えもありましたけれども、そ

ういう事態がここにあると。

もう一点で、この母子対策の住居の問題で、民間住宅を公営住宅への借り上げの制度というのを推進したいということが出されていましたが、この実績ですか、どういうふうになっていますか。○政府参考人(松野仁君) 借り上げ公営住宅制度についてのお尋ねでござります。

平成八年度に公営住宅法を改正いたしました。従来は公共団体が公営住宅を自ら建設、管理する方式でございましたが、民間事業者の建設しました賃貸住宅を地方公共団体が借り上げる制度を更に付け加えたという経過がございます。その借り上げの供給戸数でございますが、平成八年度から十三年度まで、合計、累積で一万二千二百五十七戸となっているところでございます。

ですが、この一万一千戸というのは、先ほど十年間で建設戸数をお聞きしたんですが、この中に数字として含まれているんでしょうか、含まれていない別格でしょうか。

建設戸数の中に含まれている数字でござります。
○大沢辰美君 ですから、私はいい制度だと思う
んだけれども、結果的に最初に報告していただい
た建設戸数は余り伸びていないと。こういう借り
上げというのは、別粹で、本当に必要に応じて民

間の賃貸住宅を公営に借り上げると。それは地域によって考慮してやれることなんですね。ですから、本当に別枠でやれるならば、これはすばらしい制度だと思いますが、これが建設戸数に入っているとなれば、本当に建設戸数というのが、やはり新設が少ないという実態を言わざるを得ないし、これでは母子家庭の皆さんのが入居できる条件が非常に狭まつてくるということを指摘せざるを得ません。

そこで、大臣にお伺いしたいと思うんですが、これも先ほども申し上げましたけれども、公営住宅に確かに十六万の世帯の方が入つていらつしやいます。だけれども、まだまだ民間の借家に約二

十五万世帯の方たちが苦しんでいらっしゃると。もちろん払える方はいいけれども、圧倒的な人は公営住宅に入りたいと希望しているわけですね。だから、絶対数が足りないということはここで

は、よくきりしているんですか。

慮されてやつぱり八倍なんですね。これは関西圏で同じような数字が出てきていると思うんですね。

が、長田というところに母子家庭の方のアパートをちょっと伺つてみました。そこで、四人の子供を育てていらっしゃるお母さんですが、そのア

パートの面積というのだが、それは六畳の間が二部屋で、炊事場があるだけです。今、母子寮の実態

を言われましたけれども、本当に母子寮もひどいし、四人の子供を抱えてこういう状態に住んでいるという。だけれども、一ヶ月六万五千円要るん

ですよね。高いと思うんですけども、実態はそういう状態なんです。だから、家賃でこの問題を

やはり解決しようとしたら公営住宅に入居をする以外にないけれども、申し込んでもやはり入れないと。

今、大臣は最初に、先ほどの答弁の中で、一番
先に解決せぬといかぬということをおつしやつて

われている中で、やはり安心して子供を育てられる環境を作る住宅対策が本当に求められていると

思ふんです。
もちろん、今、国土交通省に働き掛けしていくこ

を答えておきました。でも、その中身が欲しいんですけど、本当にこの母子家庭の人たちを公営住宅に希望するその戸数に入居できるための

対策を、ただ国土交通省と連携をしてやりますと言ふんじゃなくて、こういう状況で作り上げてい

第七部 厚生労働委員会会議録第七号（その一）

え、十年たつても母子家庭の方の居住の安定といふのは図れるとは思えないんですね。だから、そこは本当に建設戸数を増やしていく、借り上げ、地域ごとにやっぱり増やしていくという点を私は提案をさせていただき、本当にこういう見通しも希望もない中で、五年たてば母子家庭の皆さんのが児童扶養手当の削減を決めるというこの法案に対しても、私はこういう改悪は撤回すべきだということを強く指摘をして、次に就労の問題について質問したいと思います。

これまでも何回か就労の問題については質問がございました。そして、母子家庭の方の収入が低いという点、そしてパートで働く方の平均収入は年間百三十万円だという実態。そういう中で、本当に就労支援をどう強化するかという点で、一応今回提案をされています。この法案の土台となるてある自立支援という、この就労支援についての全体ですか、まずはお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 母子家庭の母親の就労支援についてですが、四つの柱があると思います。

第一は、入口のところですけれども、どういう仕事に就くか、そのためにはどういう能力開発が必要か、あるいはどういう就業の機会があるかといふようなことについて情報提供いたしましたり、職業相談に乗つたりといふ、言わば就業相談これが第一の柱だと思います。二番目は、能力を高めることによってより高い収入を得られる就業機会に就けるようにということで、職業能力開発が大変重要ではないかというふうに考えております。三番目が、実際に母子家庭の母親が就職をするときの就職のあっせんのサービスをどのくらい手厚くできるかという点。そして四点目は、雇用機会がなかなか十分じゃない中で、自立ができる大変重要な点だと思いますが、この四つの柱で就労支援対策は拡充していきたいというふうに思つて

おります。そのための体制ですけれども、都道府県、政令市、中核市に、今申し上げましたような四つの柱につきまして一貫して総合して支援できるよう、母子家庭等就業・自立支援センター事業といふように名前を付けておりますけれども、こういう事業を創設をするということが一つ。そしてもう一つは、本格的な職業能力開発をしようというふうに考えますとやはり費用が掛かるということがありますので、職業能力向上のための教育訓練受講に対する経済的な援助も新たに始めたいとうふうに思つております。

これらのことを通じまして、母子家庭の母親が今よりもより収入が得られるような安定した職に就くことができるよう、就労支援をしっかりとやってまいりたいというふうに考えております。

○大沢辰美君 その職業を自立するために技術を身に付けるという内容の一つに、講習を行っていくとか、様々な制度を作り上げていかれるんだと思いますが、ちょっとと人数をひとつお伺いしたいのは、よく介護のヘルパーさんの養成だとかそういうふう、何か月間で取得ができるようなそういう人たちをどれぐらい一年間に皆さんは考えていらっしゃるのかが一つ。

ちょっとと時間がありませんので、もう一つ同じ職業訓練の問題で、母子家庭の高等職業訓練促進事業というのがございますね。これは資格を取るのに三年ぐらいい年数が掛かるような看護師の例などが挙げられているようですけれども、この対策の内容を御説明もひとつしていただきたいと。と申しますのは、私はこの事業は本当に期待をしていました、本来。本当に母子家庭の皆さんが職業を身に付けて、そして仕事、子育てをやっていけるというのはすばらしいことだと思います。だけれども、これは本当に二年以上修学する場合に限つて十二か月を限度に月額十万三千円ですか、給付するということになつていますけれども、私は今年の初めに医師会の看護学院を見学してきましたんですけども、一つのコースで三分の一

がそのクラスのお母さんなんですね。その半分がまちの生活実態というのは、月にパートで八万円で働きながら、週に三日間学校へ行って、三日間病院でパートしているんです。ですから月八万円ぐらいしかないです。児童扶養手当入れて月十二万円なんですよ。この人がもし生活保護を受けていたらば、子供一人抱えていますから、一ヶ月一二十二万八千五百八十円になるんです。だから、生活保護以下で生活をし、学び、働いているんですね。

こういう実態を御存じだと思いますけれども、この人の部屋も六畳と二畳のアパートに子供一人を抱えて、風呂もなく生活をしているという実態なんですね。ですから、もう仕事を住宅も住宅も学ぶことも困難な状態にいるその母子家庭の方を救済、救濟というか、自立支援をする制度なんですけれども、この制度の内容と、どういう人たちを対象にしているのか、そして何人ぐらいを考えているらっしゃるのか。ちょっと前後二点一緒に聞きましたけれども、お願いします。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 講習会の方について、ちょっと今数字を探してもらつておりますので、後ほどお答えしたいと思いますが、従来は都道府県が中心になりますて、またそれはしばしば母子寡婦福祉団体に事業 자체を委託しておりますけれども、自立のための講習会をやつております。やはり二つ問題があつたと思います。

一つは、講習会の内容でございますが、それがやはりどちらかというと軽易な講習といいましょうか、ヘルパーですと三級の資格を取るといった。やはり二つ問題があつたと思います。

また、そういうふうに思います。

また、そういった講習会は一回で二十人程度を

グループにして年間何回か実施しているわけでござりますけれども、その対象となる人数も十分ではなかつたということで、しっかりとした十分な人數が受講できるような予算の手立てをしたいといふふうに思つております。

具体的な数字はちょっと手元にないようですが、いまして、申し訳ございませんが、人数について申し訳ございません。

それから、今お尋ねのもう一つの点、高等技能訓練促進費については、これは新たなものでございまして、おつしやいますように、自立した收入が得られるだけの職業に就こうというふうに思えれば資格が非常に有効であるということがあります。今、委員が引用なさいました看護婦もそのい代表的な例だと思いますし、ほかにも保育士ですとか介護福祉士ですか、様々な資格がございまして、これらは二年あるいは三年、大変長期の期間教育を受けるということが必要になります。

そういった母子家庭の母親をどういうふうに支援するかということをございます。生活費については、今、母子寡婦福祉貸付金の中で教育訓練を受講中の生活費をお貸しするという制度がござりますので、そういう貸付金制度もお使いいただければというふうに思つておりますが、それにプラスして、こういった高度の技能訓練を取り組んでいただいて、そして受講を修了していただけると、いうことでしたら、それを促進する意味で、受講の取得に掛かった期間の三分の一くらい、三年間の訓練ですと十二か月ということだと思いますが、その間、一月十万円ちょっとの金額をお支払います。百数十万、百一、三十万でしようか、と、いうまとまった金額になるわけですが、これを活用していただいて、是非訓練を終了し、資格取得、就職に結び付けていただければと、いうふうに思つております。

この新しい高等訓練促進費は、御自分がそういう訓練施設を見付けて自由に行かれるということを想定しているわけではございませんで、母子自立相談員などの相談の過程で、是非この方はこう

いう教育訓練を受ければ自立ができるといったようなときを使っていただくということを想定いたしております。予算、今概算要求で要求しておりますが、約二千人分の概算要求をいたしております。

○大沢辰美君 私は一けた違つ数字じゃないかなという思いもいたしました。

本当に、この高等技術訓練を受ける人たちは二千人、そしてパートの人たちをより収入を増やすために講座を設ける制度も恐らく一定の人数があるんじゃないかと思いますが、やはり今、パート労働者三十一万人ある中で、いかに全体の収入をアップをしていくかという制度に、支援に照らしたならば、やはりほど遠い私は内容じゃないかと思うんです。もちろんこの制度は必要だと思います。ですから、本当に全体の収入をアップをする、そういう私はパートタイム労働の賃金水準を大幅に上げていくとという政府の政策、それもきっとやつていただきたいと。

私は以上で、この就労問題と住宅の問題が、今の現実と、そして皆さんが出された提案とが余りにも乖離しているのではないかと、解決に至らないということを指摘せざるを得ません。ですから、この法律が本当に母子家庭の児童の福祉の増進を図る、それを目的とし、本当に子供たちの心身の健やかな成長に寄与することを趣旨としているに照らして、この児童扶養手当である問題を五年で支給減額をするということはこの法の趣旨にも私は反する内容だと思います。そのことを撤回することを厳しく指摘をして、私の方からの質問を終わらせていただきます。

○委員長(金田勝年君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、森ゆうこ君が委員を辞任され、その補欠として大江康弘君が選任されました。○井上美代君 日本共産党の井上美代でございました。

私は、まずこの法案をめぐる厚生労働省の情報公開に対する姿勢について質問をしたいと思います。

この法案の大きな焦点となっていますのは、手当の額を五年後に減額するという、こういう問題であると思っております。私どもの立場というのは、五年だろうが十年だろうが、期限で区切つて減額するなどということは制度の目的に反していると考えております。十八歳まできちんと支給をすべきだと考えているのです。

その上で、なぜ五年で減額なのか。とりわけ、この問題で生活が直撃される母子家庭の皆さんにとっては重大な関心事で、要望が来るのもこの部分が皆書いてあります。ところが、厚生労働省はこの五年の根拠になつた重要な資料を一昨日の厚生労働委員会での私の質問のときまで公にしていませんでした。

この五年の根拠になったのは、二〇〇〇年に厚生労働省が内部的に行つた調査です。二〇〇〇年八月の現況調査で、本人の所得が引き上がることで所得制限を超えたために手当の支給が停止された人が一万人ほどいて、そしてその一万人の受給期間の平均が五・五六年だということで、これが五年の根拠になったということです。五・五六年という数字というのは一部の議員だと政党、マスコミにしか明らかにされてこなかつたということとも答弁で明らかになりました。私は一度も聞いていないんですから、とんでもないということです。もう一年近くもこの数字を追いかけておりました。

そして、なぜ五・五六を出さなかつたかという

は受給中の人の受給期間の平均ですけれども、こういった別の数字もあって、幾つも数字があると混線するから出さなかつたと、このように局長は答弁されました。たつた二つの数字を混線すると思われるのは甚だ心外であります。私は、私に向かって言われたのかどうか分かりませんけれども、混線などしておりません。

厚生労働省は、昨日、この五・五六年のベースになつた詳細なデータを私のところの部屋に持ってきてくださいました。これは全く初公開です。情報公開の点でも丸めの問題でも、やはりこんな悪法というのではないと思いますよ。それを裏付けにしてこの法律を出してきてるなんというふうに思つております。

しかも、私がどんなことがあっても絶対に許されないというふうに思いますのは、大体五年程度されました。五年程度とか丸めたとかそんな、もとので丸めて五年にしたと答弁されました。また、五・五五年を五年程度と説明してきたとも答弁されました。五年程度とか丸めたとかそんな、もとので丸めて五年にしたと答弁されました。ま

しわざります。五年程度とか丸めたとかそんな、もとので丸めて五年にしたと答弁されました。ま

私は、この点につきまして、やはり情報公開の問題としても責任を取つてこれからやつてほしいというふうに思いますので、大臣に御答弁をお願いしたいと思います。大臣、御答弁願います。

○政府参考人(岩田喜美枝君) まず、事務的な御説明を私の方からさせていただきたいというふうに思います。

今回の改正は、五年間で児童扶養手当の支給を停止するという改正ではございません。所得制限はござりますけれども、子供が十八歳の年度末まで児童扶養手当制度は継続して支給するわけでござります。

それを前提としたしまして、母子家庭が増えている、財政事情が厳しい、こういう中でいかにしてこの児童扶養手当制度を維持できるかとということを考えましたときに、やはり母子家庭の母親の皆さんに自立支援のための対策を強化をしまして、離婚後のなるべく早い時期に自立していただきという方向に、そういうたった対策に重点を置くべきではないかというふうに考えた次第でござります。

そして、離婚後の一定の時期に集中的な自立支援策を講じて、その間は児童扶養手当は所得に応じて満額支給し、その後は、そのときまでの自立支援策の効果などを見てどれだけ減額することができるかということを政令にゆだねていただいているという、そういう仕組みでございます。

その一定の期間を何年にするかということにつ

いては、様々な要素を総合的に勘案したわけでございますが、主として私どもが念頭にありましたのは、平成十一年の三月現在で児童扶養手当を現に受給していた、その当時は六十二万人でございましたけれども、この六十二万人全数の受給期間を平均しました五・〇一年ということを参考にいたしました。これを補完する資料といたしましては、今言われましたように、平成十二年八月現在の現況届を基にいたしまして、所得制限によつて手当の支給が停止された、そのときには約一万人が支給停止になつたけれども、この一

万人について、支給停止になるまでの間の受給期間の平均を事務的に都道府県を通じて把握している数字を集計いたしまして五・五六という数字もございまして、そのことも念頭に置いて判断をいたしたわけでございます。

ですから、平成十年の統計は統計法に基づく承認統計でございましたけれども、もう一つの五・五六などを出しましたものは事務的に把握したものでありますので、集計結果については、統計法に基づく統計のような積極的な公表やプレス発表といった手続を経てこなかつたものでございました。

今後は、事務的に把握した結果についても諸方面から御関心が高いことが今回委員の御指摘でもよく分かりましたので、集計したものについてはできる限り、事務的な統計についても公表する方向で努力したいと考えております。

○井上美代君 大臣、御答弁お願いします。

○国務大臣(坂口力君) 今、局長の方から詳細につきましては答弁をしたとおりでございますが、先生に御指摘をいただきましたとおり、衆議院の段階で約五年というふうに私、答弁をいたしておりました。そのときには、五・〇の数字を中心にして私は答弁をしていたわけでございまして、後で、また別の統計を作ればこういうことになるということは後で聞いたわけでございます。

したがいまして、いずれにいたしましても、五年間というのを決めたわけでございまして、決めましたこの五年間に、一番問題になりますのは、この五年間にどれだけ支援対策ができるかということが一番大きな問題になる。先ほど山本委員にもお答えを申し上げましたとおりでございまして、この支援対策がどこまでできるかということが、取りも直さず五年後のことには表れてくるわけでござりますから、そのことが第一。

それから、もう一点は、平均値でかなり上がったといたしましても、しかし、上がれない人たち、いわゆる平均では上がったといたしまして、そこに付いていけない人たちというのには必ず

存在するわけでありまして、その人たちの問題はどうするかという問題、この二つが今後の、いわゆる五年後の課題として、大きな課題として残ると思つております。

それは、この法律の中で書かれている部分もござりますし、その時点で政治決着をしなければならない問題も私は含んでいると考えております。

そうした意味で五・〇一という数字を私は認識をいたしております。

○井上美代君 私は、この五・五とか五・五六だと、それを局長は五年程度と説明をしてきたと。私も一度見てみたんですけど、そういうふうに答弁をされていてよね。やはり、五年程度で説明をしてきたということですけれども、そういうものじゃないんじゃないですか。

だから、私は、何かいろいろと、五・五六で物事が済むような御答弁のようにも聞こえますけれども、やはり平均受給期間五・五六、この数字と

いうのは、所得オーバーの人を平均しているんですからね、だから、やはりこれは本当に母子家庭のためには現状には合わないということだというふうに思つております。だから、五年五年というふうに言われますけれども、この五・五六が五年の根拠にはならないんだということを思つております。

厚生労働省は、受給開始から停止になるまでの平均受給期間が五年だから五年で減額するのだ

と、こういうふうに説明してきたというふうにおっしゃるんですけども受給が停止になる理由というのは様々ありますよね。それは所得が上がる場合もありますし、子供が十八歳になり高校を卒業していく年になつたということもあります。

しかし、厚生労働省の説明は、受給停止になる理由にかかるらず平均受給期間が五年だというこ

とを説明してこらえています。所得が引き上がることで受給停止になる人の平均が五年だとい

うことはどうしても納得できません。その証拠に、今年二月、水島議員との大臣のやり取りといふのは、今、大臣も言わされましたように五・五六ではなかつたんです。そのことは非常に明らかになつたというふう思います。

だから、いずれにしましても、一つは、資料が隠されていた、幾ら言つても幾ら言つても持つてどうするかというのが全く崩れ去つたのだと、そのように思つんですね。これが一番法案のこなかつたという、ここにどまらないで、私は法案の五年の根拠というのが全く崩れ去つたのだと、そこまで思つてあります。

○国務大臣(坂口力君) この五年の問題は、先ほどから局長からもるる説明のあったところでございますし、私も答弁をさせていただいたところでございまして、この五年というこの間にどこまで支援の輪を拡大ができるかとということに一に掛かっている、その年限もさることながら、その間にどこまでできるかということが問われていて、そのことの方がより大事と私は思つてゐる次第であります。

○井上美代君 五年の自立の問題が言われておられますけれども、それもなかなか困難な課題である、というふうに思ひますが、今日、傍聴に来られておりますけれども、それもなかなか困難な課題である母子家庭で苦労しておられる皆さんと併せて歴史の証人として五年間を見ていきたいと、約束どおりやつてくださることを願つています。

私は、別の角度からお聞きをいたします。

本人の所得が引き上がることで受給停止になる人は年間どれくらいいるかということを、参考人、お願ひします。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 平成十二年八月の現況届によりますと、本人の所得が所得制限限度額を超えたために手当の支給が停止された者は約一万人となっています。

○井上美代君 それでは、子供が十八歳になつて受給が停止になる人との年間どのぐらい

らつしやいますでしようか。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 平成十二年度についてですが、資料の基になつておりますのは社会福祉行政業務報告書でございます。

児童が十八歳になつて児童扶養手当の資格を喪失した方は約四万人でございます。

○井上美代君 何月でしようか。

○政府参考人(岩田喜美枝君) これは平成十二年度中、一年間でございます。

○井上美代君 この今までの数字を見てみましても大体四万世帯前後だということなんですけれども、これだけの母子家庭で子供が十八歳になるまで受給を受けなければなかなか生活できないという現実があるということは認めてくださると思います。

今回の法案は、これらの母子世帯に、受給開始してから五年以上たてば無条件で容赦なく支給減額となりますということが書いてあるわけですね。

本人所得が引き上げつて停止となる人たちには数にしてまだまだ少数派だというふうに思つてゐます。午前中の、この実態を参考の方々からお聞きして、それはもう時給というのは六百五十円だと、パートがもう本当に多いとか、今も大沢議員からありましたけれども、仕事、住宅、収入などりやつてくださることを願つています。

こういう母子世帯の切実な声にこたえるためにも、五年減額というのはこれは認められない、私は。何で、こんなふうにしてまで五年を通そうとされるのかということは本当におかしいというふうに思つております。

私は、もう一つお聞きしたいんですけども、本書いてあります。そして、この場合、例えば

されども、また例え受給開始から二年目で所得が上がつたと、その母子家庭のお母さんが、

そうしたら受給停止となりますね。その四年後、つまり受給開始から六年後になるわけですけれども、この六年後に所得が今度は下がった、また下がった。そして受給可能な所得、申請もした。申請するわけですけれども、この手当の金額というのは減額されたものになるのか、それとも減額されない金額であるのか、そのところを御答弁願いたいと思います。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 今、委員がおっしゃいました条件のケースについては、減額された率の児童扶養手当が支払われるということになります。

○井上美代君 減額されるということですが、もうこれは本当に二重、三重に大変な不合理だと思いますが、どのようにお考えになるか。

一生懸命働いているんです、母子家庭は。もう今日の参考人が言いました、寝ないで働いております。所得が上がって、もういたんは受給が停止になつた場合、その受給が停止していった期間が、五年、減額のその五年の中にはカウントされてしまうということ、もうこれは大変なことではありません。所得が上がり、もういたんは受給が停止になつた場合、その受給が停止していった期間と同じじやありませんか。私は、これまで、今の法律の中で今まで私が申し上げたところでも、いつきこそ支えるべきなのに、そのときに減額では、まるで上げておいて柱を外してしまつたのと同じじやありませんか。私は、母子家庭対策全般で、自立支援という制度の目的からいつても、苦し

いときこそ支えるべきなのに、そのときに減額では、まるで上げておいて柱を外してしまつたのと同じじやありませんか。私は、これまで、今まで私が申し上げたところでも、いつきこそ支えるべきことを押し付けておられるんですよ。その上に、また困ったとき助けてくれといったときには減額ということは、余りにもひどいと思うんです。

だから、この点、私は今後のこの検討の中で配慮をしていかなければいけないと、ううに思いますけれども、何か配慮をする、そういうおつもありがあるのかどうか。私は、配慮をしなければいけない課題であるというふうに思います。私は大臣に、政治家としての大臣にお聞きしたいと思います。大臣、御答弁願います。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 委員が言われてい

ることについての生活の困難さということについては同感できるものがござります。

しかしながら、この今回提案させていただいている児童扶養手当制度については、離婚などによって生活が激変した、その後の一定期間に集中的に資源を投下をして自立を支援しようというものです。ですから、その期間に自立てたいと思います。

○井上美代君 私は、失業する、あるいは所得が大幅に落ちるというようなこともあります。それで、もう改正いたしましたが、失業した方には生

活資金を貸付けとか、児童扶養手当だけではなくて母子家庭対策全般で支えていきたいというふうに思つておりますので、御理解を賜ればといふふうに考えます。

○井上美代君 本当にこれは大変な御答弁ですけれども、私は、母子家庭の方たちがどんなにやつぱり凸凹がありながら人生過ごしていくかというのは、皆さん方だつて分かつておられると思いますよ。だから、これは自立支援にはつながらないと思うんです、こういうやり方というのは。もう

自立支援にはつながらない。本当に困つて、困つて、助けてくれと言つているんですよ。それを助けないで、減額するんだと。そして、もう力は五年間のうちに付いたと、そういうふうに言われるというのは、女性のこのずたずたになつている人生を考えてもらつていないと、いうことはなりませんか。大臣、大臣、御答弁をお願いします。

○國務大臣(坂口力君) これから具体的なことにつきましては、これは局長の答弁に尽きていく

離婚をしたままで、そして以後二年間なら二年間で所得が上がつた。そして、再び、しかし上がつたままで、また下がつたといつたようなケース、いろいろのケースが私はあるだろうというふうに思います。そうしたことにつきましては、局長のところでよく整理をしてもらいたいというふうに思つています。

○井上美代君 私は、やはり現状に合わせて配慮をして、検討してほしいというふうに思います。やはり大臣は、結婚、離婚はどうも嫌いのようだからそういう御答弁だったのかと思ひます。だから、きちんと配慮をして検討を願いたいと思います。

○井上美代君 私は、やはり所得もこういう不況の中ではオーバーしたり本当に少くなつたりするわけですか

ども、やはり所得もこういう不況の中ではオーバーしたり本当に少くなつたりするわけですか

だから、きちんと配慮をして検討を願いたいと思ひます。

最後の質問になりますけれども、次に物価スライドの問題について質問をいたします。

○井上美代君 本当にこれは大きな問題になつておきます。消費者物価が昨年で〇・六%、そして物価スライドによる厚生年金とか、そして国民年金の年金額の引下げが大きな問題になつておきます。消費者物価が昨年で〇・六%、そして物価スライドを凍結してきたこの三年間でいいますと合計で二・三%下落しているということです。

○六%の引下げにするか一・三%の引下げにするかが今問題になつているということですけれども、私どもはこの不況でどちらも認められないと、このように主張してきておりますけれども、児童扶養手当についても、法律上は物価スライドが適用されており、同様の問題が起きているわけ

も、私どもはこの不況でどちらも認められないと、このように主張してきておりますけれども、児童扶養手当についても、法律上は物価スライド

が適用されており、同様の問題が起きているわけも、私どもはこの不況でどちらも認められないと、このように主張してきておりますけれども、児童扶養手当については、年金と違うのは、この八月の見直しで多くの人が既に手当額を引き下げられているんですね。だから、大臣に御答弁を願います。

○國務大臣(坂口力君) この年金の問題、なかなか手当額を引き下げられておりませんけれども、それも内容もいろいろだと思います。それで、児童扶養手当の場合は、年金と違うのは、この八月の見直しで多くの人が既に手当額を引き下げられているんですね。だから、大臣に御答弁を願います。

○井上美代君 私は、是非この年金の問題、母子家庭の問題に物価スライドというのはやはりやめてほしいというふうに思います。私はこれも大臣に御答弁を願います。

○井上美代君 私は、是非この年金の問題、母子家庭の問題に物価スライドというのはやはりやめてほしいというふうに思います。年金のいろいろ横のつながりもあると思いますけれども、大臣の努力と決断を期待して、質問を終わります。

○委員長(金田勝年君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、大沢辰美君が委員を辞任され、その補欠として小池晃君が選任されました。

○西川きよし君 よろしくお願ひいたします。
本日、私の方からは、まず就労支援策について
お伺いをいたしたいと思います。

「讀賣報知」、理專口語

これまでの政府側の御答弁をお伺いしておりますと、五年間、就労支援をしつかり対応してい

く、そして、少しでも多くの母子世帯にとつて所得増につながるように取り組んでいくというふうに伺っているわけですけれども、特に厚生省と労働省が一つになつて、厚生側の母子福祉と労働側の就労支援が一つの役所で対応ができる、こういうわけですけれども、冒頭、改めまして、まず大臣にお伺いしたいと思います。

(國務大臣) 及(内閣官房) 母之家庭の母様刀の就

労の問題につきましては、今まで、母子家庭になられます前に就労をしておみえにならなかつた、

初めて就労をされるという方もおみえだと思いま
すし、元々もう何らかの職に就いておみえになつ

たといへばやあなかなんといふふうに思ひます
そうした状況によつてかなり事態は違うと
あうこ思ひますが、寺に問題なのは、今まで就労

しておみえにならなかつたけれども、しかし、離婚あるいはまた死別といったようなことによりま

して、どうしても働いていたたかなければならなくなつたお母さんに対してもうするかということが最大の課題になるだろうというふうに思つています。

そのお母さん方に対します問題は、今まで働いてはいなかつたけれども、いろいろの手に技術をお持ちの皆さん方もおみえでございましょう。そこの皆さん方にはその技術を活用していただくことが一番近道でござりますけれども、そうした技術が一歩遠道でござりますけれども、いよいよおみえでござります。いよいよおみえでござります。

わめる専業主婦としてずっと来たという、そういう皆さんも多いわけでございまして、その皆さん方に一番どうするかという問題が大きくあるんだろうというふうに思つております。そこは、先ほどから局長の方からも答弁ありましたとおり、いろいろの職についての問題も提起をしているところでござります。

もう一つは、職には就きたいんだけれども、しかし、お子さんが小さいがためになかなか職に就けないという問題も、これは存在するというふうに思います。この場合には、お子さん方をいかに保育所等でお預かりをするかということが大事になりますし、また、その働き方によりましては、普通の八時間労働ではなくて、もう少し時間帯が違うといったようなことも起こる可能性もござります。

そうしたことも含めて、お子さん方をどうお預かりをするかという問題が出てくると思いますので、この保育の問題につきましては、最優先をして母子家庭の皆さん方のお子さんをお預かりをする、あるいはまたショートステイ等につきましても積極的にご利用をいただけるようにするということを今提案させていただいているところでございます。

余り多くを申し上げても時間がなくなると思うます、そうしたことを中心にして、そして、今後更に、お母さん方がパートではなくて本当に正規の職員になつていただけるようにどうしたらいいかといったことにつきましてもひとつ努力をしていきたいというふうに思いますし、そのためには、特にやはり公の機関がやはり率先をして範を示さなければいけないというふうに思つておりますので、そのことを厚生労働省の中におきましても話をしているところでございます。

○西川きよし君 どうもありがとうございました。御丁寧に御答弁をいただきまして、

それでは、就労支援につきまして具体的にお伺いしてまいりたいと思いますけれども、今回、新たに創設をされました自立支援教育訓練給付制度、まず政府参考人の方からよろしくお願ひいたしま。

が、一問だけで国会に呼ばれますと業務が全部止まってしまいますので、そちらの演説の中でお話をしてもらえないでしようかと、平然とこういうふうに。

僕らは無所属で一人といいますか、最終的には判断も、もちろん今まででもお話をさせていただ

それでは、就労支援につきまして具体的にお伺いいたします。いしてまいりたいと思いますけれども、今回、新たに創設をされました自立支援教育訓練給付制度、まず政府参考人の方からよろしくお願ひいたします。

○政府参考人(岩田嘉美枝君) 雇用保険制度の中には、働く人たちの自発的な職業能力開発を推進するためには、雇用保険の被保険者が五年に一回得られる権利でございますけれども、母子家庭の母親が多くはこの雇用保険制度の教育訓練給付の受給資格がないと思われます。そこで、母子家庭の母親の自発的な職業訓練を促進する、そしてそれを就業に結び付けていただくために、新たに会員回、法律に基づいて設けようとしている給付金でございます。

○西川きよし君 ありがとうございます。

具体的には、市などで職業相談を行いますけれども、その職業相談を通じて必要があるというふうに思われた母子家庭の母親に対しまして、指定された講座の中から選択をし、その講座といいましょうか職業訓練のコースを終了した場合に支給をする、そういう給付金でございます。

この給付金制度については、雇用保険においても同様の制度があるわけですが、この雇用保険による給付制度については、これは度々新聞でも報道されておられますけれども、例えば趣味的な講座については削除するとか、そしてまた八割給付の部分を大幅に削減をするといったことも伝え聞いております。この点のお考へをお聞かせくださいと。「と」ということが付くんですけれども、こういう問い合わせ私といたしましては予定をいたしておりました。

この問い合わせについては職業安定局が所管をされた方がでなければ、今回この質問を取りに来られた方ですけれども、もう正直にお話をさせていただきますけれども、この問い合わせは職業安定局長の答弁になりますが、その方がおつしやるのには、この問い合わせは職業安定局長の答弁になります。

が、一問だけで国会に呼ばれますと業務が全部止まってしまいますので、そちらの演説の中でお話をしてもうえないのでしょうかと、平然とこういうふうに。

僕らは無所属で一人といいますか、最終的には判断も、もちろん今まででもお話をさせていただきましたが、いろいろ経験を、やはり国会は数力だなどというのはもう思い知らされるほどこの丸十六年間いろいろ経験をさせていただいたんですけれども、今回の法案はこれはやはり、特に子供さんからお年寄りまでの福祉のことをきよしさんはと、やりに行っているんでしょうと地元の人にも言われるんですけれども、やはり母子家庭のお母さんやとか子供さん、これは大変な痛みですよと、大阪は痛みでつせというふうに言うんですねが、実際に、何でそういう弱い者いじめするんですかとよう言われるんですけれども、しかし政府側のお考えもしつかりお聞きして勉強させていただいて、そして最終的には、今言いましたように、最終的に判断をしなければいけないわけですから、そんな中で、その法案を提出されふうに言われたときに、誠につらいんですけれども、いろんな法律のときにはできるだけ分かりやすく説明をさせていただくんですけれども、しかし政府側のお考えもしつかりお聞きして勉強させていただいて、そして最終的には、今言いましたように、最終的に判断をしなければいけないわけですから、そんな中で、その法案を提出される厚生労働省がこういう姿勢といいますか、何度か体験はいたしておりますが、今回また久しぶりにそういう目に遭つたわけですけれども、どれほどそうした痛みを分かつていらっしゃるのかなとういう。

今日、最終的に参考人の方々にお越しいただいてお話を伺いました。いろんな方々の立場でいろいろ御意見をお伺いしました。理解にも苦しみました。また例えばこういった問題が、例えばそういうふうに質問を取りに来られる方は局長さんがそのような指示を出されるのか、それとも官房からの指示なのか、私自身はよく分かりませんけれども、余りこういう大切な法律を、そしてまた痛みを伴う改正案を出すにしては余り、真剣に本当に考えていらっしゃるのかなというふうな

やつぱり疑問を持ちます。

そこで、副大臣にお伺いしたいんですけれども、国会の対応について、私たちは本当に細かいことは分かりませんけれども、省内におけるそういうような事情、一問ぐらいでは行けないとか、少数派だったら行かなくてもええとかいうようなことを、何回か体験あつたんですねけれども、そういうことをここで改めてお伺いしておかないと、次また質問を取りに来られたときに、ここを外せ、ここをカットしろというのが最近物すごく実は多いんです。ですから、はつきりやつぱり、与党の先生ともお話をさせていただいたんですけども、ああそれは西川さん、僕ら相談に行くところがないもんですから与党の先生にも御相談を申し上げたら、それは是非委員会で御自身でおっしゃりなさいということで、今日は勇気を持つてこうして質問にさせていただいたんですけども、是非御答弁をいただきたいと思います。

○國務大臣(坂口力君) 副大臣御指名でございましたけれども、大事な問題でございますので、私がお断りを申し上げないと存じます。

これは、今御指摘をいただきましたようなことが事実あったとすれば、誠にこれは失礼な話でございまして、代表いたしましてそれはおわびを申し上げたいと存じます。今後一切そういうことのないようにさせていただきます。

局長そんなに偉いことないんですから。それは一問であろうと二問であろうと、それは御質問をいただいたらそれはちゃんと出てくるのが筋でございます。私も一問だけの御質問というのはこの委員会でもございますし、行きましたも一問もなしに終わることもこれあるわけでございますけれども、その時間きつと座らせていただきまして、そしてそのお話を伺っているわけでございましたから、どうぞひとつそれはお許しをいただきたいと存じます。

ださいといふにはどんどの方がそうおっしゃるわけで、僕ら余りそう、何と申しましようか、ならそれで結構ですと、お疲れですし、大臣にはお休みいただいて政府参考人、副大臣の方で結構ですからと、いうふうにいつも四分六か七、三ぐらいで譲らせていただくんですけれども。
そして、資料だけ置いて、演説の中に入れてくれば、ということでお伺いましたんですけども、資料を置いていかれて、先ほど申しました内容では削減の方向で検討されることは間違いないようですが、それでも、確かに雇用保険財政は厳しい。この場合、その方向性には理解をするわけですが、それとも、そこでお伺いしたいのは、雇用保険の対応と連動させてこれも引き下げる、いわゆる自立支援ですけれども、そういうことはないと思うんですけども、それを是非確認したいと思います。
○政府参考人(岩田喜美枝君) 母子家庭の自立支援教育訓練給付は初めて創設する給付金でござりますので、今、財務省に対し十五年度の概算要求の中に盛り込んで要求を出しております。
年末の予算編成の中で検討されることになりますが、率直に申し上げまして、雇用保険制度の教育訓練給付金を代替するような、そういう制度設計にいたしておりますので、雇用保険制度の方が仮に制度的に縮小する方向で改正するということになった場合には、その影響を排除し切れるかどうかということについては、今の時点では排除し切れるというふうには言い切れない、そういう状況でございます。
○西川きよし君 じゃ、この場所では下げるとか下げないとかということは申し上げられないということでござります。よろしいんでしようか。
じゃ、もう余り気を遣つて委員会をやるべきではないというふうには思つうんですけども、これ以上しつこくお伺いすることは、じゃ差し控えます。

ら、講座の内容も限定されるでしょうし、そこは、たとえ雇用保険の制度が削減をされたとしても、この制度については八割給付を守っていただけを願いして、再度大臣にお伺いしたいと思います。これは、○國務大臣（坂口力君）今、御質問をいただきましたのは、雇用保険による教育訓練給付金制度と今後の自立支援教育訓練給付制度の違いと申しますか、そういうことをお聞きをいただいたんだと、いうふうに思います。

母子家庭のお母さん方への自立支援教育訓練給付といいますのは、雇用保険制度の教育訓練給付の受給資格のない人、ない者を、人を対象に、母子家庭の母の就業を促進するためのものであります。ちょっとともう一度申しますと、母子家庭の母への自立支援教育訓練給付と申しますのは、雇用保険制度の教育訓練給付の受給資格のない者を対象に、母子家庭の母の就業を促進するためのものでございます。

具体的には、市町村、市などにおきます就業相談を通じまして、指定された講座を受講し職業能力の開発を行う母子家庭の母に対しまして、当該訓練終了後支給するものであります。雇用保険制度の教育訓練給付を参考とした制度になつていてるわけでございます。

したがいまして、雇用保険制度の見直しの動向も検討しつつ、母子家庭の自立支援教育訓練給付の在り方としてどのような形が望ましいかということを今後検討をしていかなければならぬわけですが、ございますが、先生のお申出もございますので、その点十分踏まえて検討させていただきます。

○西川きよし君 ありがとうございます。大臣、どうぞトイレに行かれてください、どうぞ。

次にお伺いしたいのは、先ほど大沢先生の方からも少しお話を出ましたが、高等職業訓練促進給付金についてお伺いしたいんですけども、この制度を拝見いたしましたと、介護福祉士、保育士などの資格取得は就職には有利であって、母子家庭

の経済自立に効果が高い。しかし一方で、昼間の受講がやつぱり多いわけですね。多くて、また就労、修業の両立が非常にまた困難であるというふうにござりますけれども、一昨日円先生の方からも御質問がございましたけれども、二年間という長期にわたって修学をすることは非常に困難なことであると思いまますし、この修業期間の三分の一の期間、先ほどもお出ましたが、月十万三千円の支給、しかも修業期間の最終年度に申請を受けて支給をすること。この制度が現実的なかどうかは非常に疑問を感じるところでござりますけれども、この制度創設に当たりまして、どのようないニーズ調査といいますか、されたのか是非お伺いをしてみたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

ふうに考えております。

介護福祉士の資格の取得の場合を考えますと、ヘルパーとして実務経験を積ままして、例えばこの資格試験を受験するという方法の方がより現実的ではないかなというふうにも思うわけですけれども、この場合ですが、例えば働きながら、働きながら

そういうようなことでございまして、そういうようなことも含めてですが、ある意味で都道府県の開催される就業支援の講習会等を大いに利用していくたまいで、まずヘルパーの資格を取つていただくということは非常に重要なことだらうというふうに思つております。

場合であつてもその子供を保育所に入所させることができるのは、前回御答弁申し上げたとおりなんですが、それでも、厚生労働省としては、こういった求職中の子供の保育所への入所期間について例えれば二ヶ月といったような時間を制限を設けているというようなことは全くございません。

施行後、自立支援のための様々な施策の効果がどの程度上がっているかとか、母子福祉団体、NPO団体、その他関係者の御意見をお伺いしながら、今後検討することとしたいと思っております。

なお、この減額措置により減額となった後に、例えば障害だとか疾病などで自立が困難であるというふうに認められる状態になつた場合について

—
—

ながら収入も確保できますし、むしろそこには最低限必要となるホームヘルパーの二級の取得時に更に手厚い支援をすることの方が給付期間も短く済むんではないでしょうか。それの方が現実的ではないかななどといふうにも思います。

については、介護福祉士だけではなく、例えば看護師さんなどと保育士さんとか、そういうようなことの資格も含めてあらゆる資格の中で適用されるわけでありますので、実務経験経て取れないような資格の場合もございますので、この制度はこのままござります。

早速幾つかの自治体の状況を聞いてみましたが、自治体の中には入所期間の目安として例えば「二ヶ月とか三ヶ月」という一定の期間を設けているところがあるようですけれども、事情を聞いてみましたが、幾つかの自治体はすべて言つておりましません。

はこの減額の措置は適用されない、したがつて手当が全額支給になるというふうに考えております。

今お伺いした教育訓練ですけれども、給付す
けれども、例えば大手の事業所では二級の研修費
用を事業所負担をしているところも少なくあります
せん。かなりのところもやつておられます。むし
ろ、その二、三か月間の生計の部分、ただ土曜日で
は、日曜日で、フレンド通じて、そこへ

の制度として使わせていただきたいと、こういうふうに思つております。できるだけ入口は、例えばヘルパー二級の方にはそれを資格を取れるような言つてみれば支援を、さらに高等の様々な資格についてはまた別の制度としてこれを使つてい

たけれども、これは入所期間を制限するという趣旨ではなくて、求職活動が続いているという状況を把握するために定期的に状況をお伺いしている。という形で運用しているというふうに言つております。

に就労先の倒産等の事由によって収入が低下して経済的な状況が悪化した場合には早急に母子家庭の困窮を救済する必要があると考えますが、この場合、経済的な状況に応じて手当の増額等、何らかの救済策というものは考えておられるでしょうか。

とか日曜日をスクーリングで通学するとしても、**ウイーカーデー**はある程度の就業は可能ですから、その負担を少し軽くしていただければよりスムーズに二級が取ることができる。そして、ヘルパーとして就職しながら介護福祉士の受験資格を待つことは、いざいざ各団体（准）よりはよほど

○西川きよし君 どうもありがとうございま
す。このように考える次第でございま
した。

厚生労働省といいたしましては、母子家庭の呂新所の問題については運用がなされるべきであると、いうふうに考えております。

「とにかく、私はより資本取得が進むのではなか
いかな」というふうにも考えます。

【大脳犯】 まず前回の質問と関連して確認をさせていただきたいと思います。

さて、児童扶養手当制度について、受給資格の底をしていただきたいと思います。現行の六条二項の請求期限五年間の規定を削除するにこよつて、受給資格の認定が用意されてき得る限り現場で間違った認識のないよう、徹底をしていただきたいと思います。

も最後の質問にしたいと思うんですが、副大臣是非御答弁をいただきたいと思います。

○副大臣(鶴下一郎君) 今、先生の御指摘は、実務経験を経て資格を取得するケースについては、人口となるドクムヘルベの資格取得につき、手

子家庭の出来事も保育所の方に話せることなかつてゐる
ということをございました。しかし、現在求職中
の場合で子供を保育所に入所できる期間は二か月
というふうに言われておりますし、それを過ぎると
退所しなければならないということで、場合によつては不本意な両立でも先輩お子さんを得ながら、こ

いた母子家庭の救済が図れるということについて、前回、一定の評価をいたしましたが、十三条の一項では、「手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の初日から起算して七年を経過したときは、政令で定めるところにより、そ

今、先生質問の中でも、いやそういうところには貸付け、自立支援教育訓練給付において手当てをさせていただきますと、こういうようなことを答えるだろうとおつしやっているんですが、誠に厚くしたらどうかと、こういうようなお話をうるうと思いますが。

○政府参考人（岩田喜美枝君） 保護者が求職中の
　　いう事実も指摘されております。
　　求職中の子供の入所期間についてどのような基
　　準を設定しておられるのか、具体的な運用につい
　　て弾力的な運用が図られているのかどうかについ
　　てお尋ねします。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 受給開始五年経過後、又は離婚などの支給要件に該当してから七年経過後における手当の一部減額の割合とその適用に当たつての配慮など、具体的な内容は、法律の趣旨からいへば、政令で定めないと困るが、その一部を支給しない。」とされておりますが、具体的に運用はどうになるのでしょうか。

○大脇雅子君 そうしますと、要するに支給要件として七年を経過したときは、すべて一部減額とされふうに運用されると。そして、その一部を支給しないという場合には、その母子家庭が窮屈に陥つた場合には、減額支給された場合の回

— 1 —

復ということは考えられないと、こういうことで
すか。それとも何らかの形で救済策は図られるの
でしょうか。削減率というのをゼロから五〇まで
考えておられるわけですが、その率で検討される
のか、状況で検討されるのでしょうか。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 五年が経過いたし
まして児童扶養手当の額が一定の率で減額された
後、経済的な状況が変わり困窮に陥るということ
も予想されることではございますけれども、今考
えております制度改革では、そういうような場
合についても児童扶養手当としては減額した率の
手当を支給させていただく。貸付金、その他の対
策、全体として何らかの御支援はしたいというふ
うに考えますけれども、児童扶養手当については
そのような形で運用させていただきたいと思いま
す。

○大脇雅子君 そうすると、減額率については前
年度の収入というものが検討されます。その翌年
からはまた回復があり得ると考えてよろしいわけ
ですか。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 今、委員がおっ
しゃっておりますのは、五年経過後のお話でござ
いましょうか。五年経過後につきましては、所得
が変動するということがあろうかと思思いますけれ
ども、それによって減額率の率の適用がまたなくな
り、元の全額適用になるということは想定
いたしておりません。

○大脇雅子君 そうしますと、非常に硬直的な結
果で、どういう事情があれ削減ありきということ
になつてしまふのではないかということになると
いうので少し問題で、少しじやない、問題ではな
いかと思います。

次に質問は移りますが、十四条に追加された四
号で、「正当な理由がなくて、求職活動のその他厚
生労働省令で定める自立を図るために活動をしな
かつたとき。」の認定作業で、プライバシーの侵
害がないように確認作業を行うという御答弁をい
ただきましたが、その認定確認作業においては、
例えば離婚だとかあるいはドメスティック・バイ

オレンスが原因の別居や、就労先での人間関係、
セクハラ等様々な精神的なショックを受けている
ものと考えられているのでしょうか。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 今回の改正案の第
十四条第四号についてのお尋ねですが、「受給資
格者が、正当な理由がなくて、求職活動その他厚
生労働省令で定める自立を図るために活動をしな
かつたとき。」に、児童扶養手当の全部又は一部
を支給しないことができる旨、規定をいたしてお
ります。

したがいまして、今のお尋ねについては、そ
いつたケースが正当な理由がなく自立のための活
動をしていないというふうに判断されるかどうか
といふことでござりますけれども、例えば、離婚
ですとかダメステイック・バイオレンスが原因に
なつて非常に精神的に傷を負われて自立のための
活動ができないといったようなケースについて
は、自立のための活動をしないことについて正当
な理由があるというふうに、その場合に該当し、
したがいまして、本条の本号は適用されないとい
うふうに理解をいたしております。

それらのことは、いずれ通知その他の明らかに
していかなければならぬというふうに考えてお
ります。

○大脇雅子君 養育費の問題についてお尋ねしま
す。

平成十年の統計では、離婚母子世帯で養育費を
現在も受けているというのはわずか二〇・八%、
受けたことがあるのは一六・四%、受けたことが
ないというのが六〇%になつています。

今回の改正案で見ますと、児童扶養手当法九条
の二項では、当該児童の養育に必要な費用の支払
を受けたときは、受給資格者が当該費用の支払を
受けたものとみなすとあります、具体的に、子

の養育に必要な費用の支払の内容などはどういう
のないように位置付けられます。

○大脇雅子君 また、そうしますと、病気や事故
等による緊急入院に掛かった費用の立替えなど
は、これは現金の移転を伴う場合もありますけれ
ども、現実の生活支援ではありませんが、こ
れはどのように位置付けられるでしょうか。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 子供が急に病気に
なつたり事故に遭つたりして入院したときの費用
を父親が病院に払うといったようなケースについ
ては、養育費に含めないとということで整理したい
と思います。

○大脇雅子君 高校や大学へ参りますと、父親が
授業料だとかあるいは入学金を支払う場合があり
ますが、これは教育費に入ると思いますが、これ
は含まれないと考えてよろしいでしょ。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 教育費として父親
が母親あるいは子供に対して支払ったものは養育
費としてカウントをするということにしたいと思

います。が、父親が直接大学等に授業料として支
払をするといったようなものについては養育費とし
てカウントしないというふうにしたいと考えてお
ります。

○大脇雅子君 そうしますと、父親が養育費を支
払った場合に政令によりカウント率が勘定される
わけですが、これについてははどのような割合を考
えておられるでしょうか。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 養育費の取得のた
めには様々なコストが掛かっているということも
勘案いたしまして、養育費全額ではなくてその八
割を所得としてカウントし、その所得に基づいて
児童扶養手当の額を算出するというふうにしたい
と思います。

○大脇雅子君 諸経費を払つてその八割を算入さ
れるということになると、例えば諸経費が三〇%

掛けた場合はどうなるのでしょうか。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 新しい制度、今年
ケース、こういったケースについては、現金の直

の八月から始まっておりますけれども、八月から始まつた制度は、一律に、諸経費が幾ら掛かつかということの証明も求めず、一律に養育費の八割を收入にカウントするということにいたしております。

なお、この八割がいいのかどうかというのいろいろな御意見があるかもしれませんけれども、制度をしばらく運営させていただきまして、また必要であれば再検討したいと考えております。

○大脇雅子君 この八割というのは、余りにも履行を求めた、それを受ける母親側にとつては厳しい金額だと思います。そのような八割算入されるとするならば、しない方がいいということも現実にあり得て、やはり私は、これは五〇%あるいは三〇%が問題であれば少なくとも五〇%の率で行わない、履行確保をするためのインセンティブが絶対掛からないというふうに思うのですが、その八月から行われている実績から見て、局長はどう考えられますか。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 制度は八月からスタートしておりますが、実際支払われるのは十二月からでございますので、具体的な状況はまだ把握をいたしておりません。

八割も收入に入れると養育費確保のインセンティブを阻害するのではないかという委員の御指摘につきましては、この取得した養育費の八割を児童扶養手当から直接その金額を引くということではございませんで、収入の中にその八割をカウントする。ですから、養育費をたくさんもらえばもうほど現実に手当も含めてやはり確実に総収入は増えるという仕組みでございますので、こういう仕組みにしたことが養育費確保の努力を鈍らせるということにはならないというふうには考えております。

なお、先ほども申し上げましたけれども、しばらくこの仕組みで実施をいたしてみまして、不都合があるかどうか検証したいと思います。

○大脇雅子君 是非その点の検証は慎重に配慮、現実を見ながらやつていただきたいと思います。

それから、ちょっとこれは前に質問をいたしましたことと関連して、ちょっと通告はしてございましたが、今回の改正では、母子家庭自立支援給付金とか母子家庭日常生活支援給付金というものがあります。これは本人のところへ行つたり、事業主のところへ行つたり、あるいは母子福祉団体に行つたりするわけですが、先回のお話では、要するに児童扶養手当を削減をして、そして様々なこうした自立支援策に予算を投入するということがありますと、このところへ投入される予算と一緒にありますと、このところへ投入される予算ということを考えた場合に、全体総額でどういう財政的な削減効果があるのか、あるいはそれは考えておられないのかについてお尋ねします。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 今手元に数字はございませんけれども、一つは、母子家庭の母親が人数が毎年約五万人ぐらい増えておりますので、その分の予算の増が必要になります。

また、今日御議論いただきました自立支援策についても、従来の予算に八十億ぐらい追加をして自立支援策を講じたいということで、今、財務省の方に概算要求をしているところでございます。

そういう意味で、トータルで見て、母子家庭対策の予算は対前年度とほぼ同額でございます。

○大脇雅子君 さて、児童扶養手当の支給内容については、子供の人数による加算というのは、第二子には五千円、第三子からは三千円となっています。児童手当の支給額の設定と比べますと、第三子からの支給額あるいは第二子からの支給額といふのが低過ぎるのではないか。少子化対策の政策として、国、地方自治体の財政事情というのは厳しいとはいえ、これは生活実態から、それからまた次代を担う子供の健全育成のため何らかの改善が講じられるべきだと思いますが、大臣いかがお考えでしようか。

○国務大臣(坂口力君) 多子養育世帯に対する手当の加算額についてのお尋ねというふうに思いますが、基本的には、児童扶養手当制度が母子福祉年金の補完として発足をいたしましたし、子供の数によ

それから、ちょっとこれは前に質問をいたしましたことと関連して、ちょっと通告はしてございましたが、今回の改正では、母子家庭自立支援給付金とか母子家庭日常生活支援給付金というものがあります。これは本人のところへ行つたり、事業主のところへ行つたり、あるいは母子福祉団体に行つたりするわけですが、先回のお話では、要するに児童扶養手当を削減をして、そして様々なこうした自立支援策に予算を投入するということがありますと、このところへ投入される予算と一緒にありますと、このところへ投入される予算ということを考えた場合に、全体総額でどういう財政的な削減効果があるのか、あるいはそれは考えておられないのかについてお尋ねします。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 今手元に数字はございませんけれども、一つは、母子家庭の母親が人数が毎年約五万人ぐらい増えておりますので、その分の予算の増が必要になります。

また、今日御議論いただきました自立支援策についても、従来の予算に八十億ぐらい追加をして自立支援策を講じたいということで、今、財務省の方に概算要求をしているところでございます。

そういう意味で、トータルで見て、母子家庭対策の予算は対前年度とほぼ同額でございます。

○大脇雅子君 さて、児童扶養手当の支給内容については、子供の人数による加算というのは、第二子には五千円、第三子からは三千円となっています。児童手当の支給額の設定と比べますと、第三子からの支給額あるいは第二子からの支給額といふのが低過ぎるのではないか。少子化対策の政策として、国、地方自治体の財政事情というのは厳しいとはいえ、これは生活実態から、それからまた次代を担う子供の健全育成のため何らかの改善が講じられるべきだと思いますが、大臣いかがお考えでしようか。

○国務大臣(坂口力君) 多子養育世帯に対する手当の加算額についてのお尋ねというふうに思いますが、基本的には、児童扶養手当制度が母子福祉年金の補完として発足をいたしましたし、子供の数によ

それから、ちょっとこれは前に質問をいたしましたことと関連して、ちょっと通告はしてございましたが、今回の改正では、母子家庭自立支援給付金とか母子家庭日常生活支援給付金というものがあります。これは本人のところへ行つたり、事業主のところへ行つたり、あるいは母子福祉団体に行つたりするわけですが、先回のお話では、要するに児童扶養手当を削減をして、そして様々なこうした自立支援策に予算を投入するということがありますと、このところへ投入される予算と一緒にありますと、このところへ投入される予算ということを考えた場合に、全体総額でどういう財政的な削減効果があるのか、あるいはそれは考えておられないのかについてお尋ねします。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 今手元に数字はございませんけれども、一つは、母子家庭の母親が人数が毎年約五万人ぐらい増えておりますので、その分の予算の増が必要になります。

また、今日御議論いただきました自立支援策についても、従来の予算に八十億ぐらい追加をして自立支援策を講じたいということで、今、財務省の方に概算要求をしているところでございます。

そういう意味で、トータルで見て、母子家庭対策の予算は対前年度とほぼ同額でございます。

○大脇雅子君 さて、児童扶養手当の支給内容については、子供の人数による加算というのは、第二子には五千円、第三子からは三千円となっています。児童手当の支給額の設定と比べますと、第三子からの支給額あるいは第二子からの支給額といふのが低過ぎるのではないか。少子化対策の政策として、国、地方自治体の財政事情というのは厳しいとはいえ、これは生活実態から、それからまた次代を担う子供の健全育成のため何らかの改善が講じられるべきだと思いますが、大臣いかがお考えでしようか。

○国務大臣(坂口力君) 多子養育世帯に対する手当の加算額についてのお尋ねというふうに思いますが、基本的には、児童扶養手当制度が母子福祉年金の補完として発足をいたしましたし、子供の数によ

それから、ちょっとこれは前に質問をいたしましたことと関連して、ちょっと通告はしてございましたが、今回の改正では、母子家庭自立支援給付金とか母子家庭日常生活支援給付金というものがあります。これは本人のところへ行つたり、事業主のところへ行つたり、あるいは母子福祉団体に行つたりするわけですが、先回のお話では、要するに児童扶養手当を削減をして、そして様々なこうした自立支援策に予算を投入するということがありますと、このところへ投入される予算と一緒にありますと、このところへ投入される予算ということを考えた場合に、全体総額でどういう財政的な削減効果があるのか、あるいはそれは考えておられないのかについてお尋ねします。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 今手元に数字はございませんけれども、一つは、母子家庭の母親が人数が毎年約五万人ぐらい増えておりますので、その分の予算の増が必要になります。

また、今日御議論いただきました自立支援策についても、従来の予算に八十億ぐらい追加をして自立支援策を講じたいということで、今、財務省の方に概算要求をしているところでございます。

これより、その趣旨について御説明申し上げます。

本法律案に対しましては、当委員会におけるこれまでの質疑の中で数々の問題点が指摘されてまいりました。中でも最大の争点となつたのは、改正案の児童扶養手当法第十三条の二第一項として、児童扶養手当の一部支給停止措置を行いう際の政令を定めるに当たっては、婚姻を解消した父の児童に対する扶養義務の履行の状況、受給資格者の就職の状況等を勘案しなければならない旨の規定を追加することとしておりました。この修正により、母子家庭の母の自立の実態を十分把握した上で、現状に即した法の運用が行われることが期待できるものであります。

何とぞ委員各位の御賛同を賜りますよう、お願い申上げます。

○委員長(金田勝年君) これより原案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○委員長(金田勝年君) これより原案並びに修正案について討論に入ります。

○小池晃君 私は、日本共産党を代表して、母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

大臣は、政府案について、離婚後の激変緩和と自立を促進する制度に改めるものであり、児童扶養手当の趣旨を変えるものではないと答弁しましましたが、それこそが趣旨の変更なのであります。政府案は、母子家庭の児童の健やかな育成に必要な

条件と、母親の健康で文化的な生活の保障を明記する母子寡婦福祉法の趣旨に明確に反する改悪であることを最初に指摘しておきます。

政府案に反対する理由の第一は、児童扶養手当の支給期間が五年を超えた場合に手当を最大で半額まで減額するということとしていることです。政府はこれまで、五年目以降に手当を削減する根拠として、平均受給期間が五年だからと説明していました。ところが、一昨日の委員会で、この数字は調査時点で手当を受けている人の平均受給期間であり、受給終了までの平均期間でないことが明らかになりました。つまり、平均五年で受給が終了するので手当を削減するというこれまでの説明は全くのごまかしであつたわけです。大臣も間違った認識で答えていたことを認めました。法案の中心部分の根拠が崩れた以上、法案は当然撤回すべきであります。

厚生労働省は、一昨日になつて所得制限に達して受給を終えた人の平均受給期間は五・五六年だとこれまでと違う説明を始めましたが、この数字は所得制限を超えたわずか一人、一・四%の世帯の平均であり、全体の状況を示すものではありません。平均的な母子家庭は、必死に働いても一般世帯の三分の一程度の年収にとどまっているのです。午前中の参考人質疑でも、母子家庭の生活の厳しさが浮き彫りになり、五年目以降に子供の教育などの費用が一層増えるのになぜ削減なのかとの厳しい指摘がありました。五年目以降に手当を削減することは、生活が困難な母子家庭を更に追い詰め、子供の教育を受ける権利まで阻害するものであり、断じて認められません。

反対する第二の理由は、母子家庭に対する自立支援策が全く不十分なまま自立自助を押し付けています。母子家庭の母親は、言うまでもなく自立の道を必死で探っていますが、現在の雇用情勢の下では最も厳しい状態に置かれています。法案では就労事業については行政の努力義務規定にとどまっています。実効性の保証が全くないことは、大臣が衆院でどれだけの就労が見込める

かやつてみないと分からないと答弁しているとおりで、これではとても母子家庭の皆さんの不安を解消することなどできません。

反対する第三の理由は、養育費を確保する努力義務を事実上母親に押しつけていることです。一方で、国は広報その他の措置に努めるとしているだけです。親の扶養義務や養育費の支払義務を明記することは当然ですが、多くの母親にとって別れた夫に養育費の支払を請求することは大変な負担です。養育費の支払義務が履行されない場合の救済などの制度的保障こそ必要であります。

政府は既に今年八月から児童扶養手当の所得制限を大幅に引き下げ、受給者の約半数、三十三万人が減額になりました。本法案は更に将来にわたりて手当を削減する仕組みを作るものです。これは母子家庭の生活を保障する国の責任を放棄し、母子家庭の希望を奪うものであり、到底認められません。

なお、民主党・新緑風会提出の修正案は、受給五年目以降の児童扶養手当減額という政府案の根本問題の解消にならないので賛成できない旨申し上げ、反対討論を終わります。

○大脇雅子君 私は、社会民主党・護憲連合を代表して、内閣提出の母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案及び民主党提出の修正案に対し反対の立場から討論を行います。

高齢化社会において、介護の社会化が図られつつある現在、改めて子育ての社会化を併せて実現すべきだと考えます。そして、基本的に生き方と働き方の多様性が確保される社会、国がそれを強制すべきではなく、自己決定の権利保障が確立すべきなどの基本的な視点に立ち、今回の改正案に對し反対する理由は次のとおりです。

まず、この改正案が成立し実施される、受給五年以降の減額措置が取られていることであります。五年の経過の後、子供たちは高校、大学に進学する時期となり、生活費や教育費の増大時期を迎えます。この五年が、これまで平均受給期間あるいは離婚後の激変緩和期間等様々に根拠付けられ、その補欠として荒井正吾君及び西銘順志郎君

が選任されました。

○委員長(金田勝年君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

それでは、これより母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、山本君提出の修正案の採決を行います。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(金田勝年君) 少数と認めます。よって、山本君提出の修正案は否決されました。

それでは次に、原案全部の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(金田勝年君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、山本君から発言を認められております

ので、これを許します。山本孝史君。

○山本孝史君 私は、ただいま可決されました母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案に対して、自由民主党・保守党・民主党・新緑風会・公明党及び社会民主党・護憲連合の各会派及び国会改革連絡会の西川君共同提案による附帯決議案を提出いたします。

○委員長(金田勝年君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、山本君から発言を認められております

ので、これを許します。山本孝史君。

○山本孝史君 私は、ただいま可決されました母

の減額ありきということであり、児童扶養手当は

本法案は、まず先に財政事情から児童扶養手当

の減額ありきということであり、児童扶養手当は

べきだとの基本的な視点に立ち、今回の改正案に

対し反対する理由は次のとおりです。

本法案は、まず先に財政事情から児童扶養手当

の減額ありきということであり、児童扶養手当は

生活の両立支援策を更に拡充すること。

また、パートタイム労働者等に対する公正な待遇を行うためのルールの確立に向けて、法制化も含めた早急な検討を進めること。

三、母子家庭等の児童に対する扶養義務の履行を確保するため、養育費支払等に関する広報・啓発活動の促進、養育費に関するガイドラインの策定等必要な措置を講ずるとともに、扶養義務の履行を確保する施策の在り方について引き続き検討すること。

また、民事執行制度の見直しにおいては、少額定期給付債務である養育費について、母子家庭の実情を踏まえ、簡易な手続きで将来発生する債務の差押えが行えるよう配慮すること。

四、児童扶養手当の受給期間が五年を超える場合の手当の一部支給停止に係る政令を定めるに当たっては、事前に母子福祉団体など幅広く関係者の意見を聞くとともに、改正法施行後ににおける子育て・生活支援策、就労支援策、養育費確保策、経済的支援策等の各種対策の進展状況、離婚の状況、扶養義務の履行の状況及び受給資格者の就職の状況などを十分踏まえて行うこと。

また、児童扶養手当の所得制限についても、社会経済情勢や母子家庭の状況等を十分に勘案しながら、適切に設定すること。なお、児童扶養手当に係る認定の請求及び現況の届出等に際して、請求者等のプライバシー等人権に配慮した対応がなされるよう、関係職員の研修等に努めること。

五、母子家庭の居住の安定の確保については、地方公共団体と連携を図りつつ母子家庭に対する公営住宅の優先入居を推進する等、公営住宅の積極的な活用が図られるよう努めること。

また、賃貸住宅に入居する場合の家賃保証については、民間の家賃保証サービスの実施状況等を踏まえ、必要な施策について検討すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(金田勝年君) ただいま山本君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(金田勝年君) 全会一致と認めます。

○委員長(坂口力君) ただいま御決議のありました本決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、坂口厚生労働大臣から発言を求めておりますので、この際、これを許します。坂口厚生労働大臣。

○国務大臣(坂口力君) ただいま御決議のありました本決議案に対する附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして、努力してまいります。

○委員長(金田勝年君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(金田勝年君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(金田勝年君) 次に、独立行政法人労働者健康福祉機構法案、独立行政法人医療機器総合機構法案、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案及び社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案、独立行政法人雇用・能力開発機構法案、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案及び社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。坂口厚生

労働大臣。

○國務大臣(坂口力君) ただいま議題となりました独立行政法人労働者健康福祉機構法案など九件

の厚生労働省関係特殊法人等改革法案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申します。

通常国会において昨年六月に成立した特殊法人等改革基本法に基づき設置された特殊法人等改革推進本部において推進しているところであります。特殊法人等改革につきましては、第百五十一回

通常国会において昨年六月に成立した特殊法人等改革基本法に基づき設置された特殊法人等改革推進大臣より国会に御報告申し上げたところであり

ます。

この特殊法人等整理合理化計画においては、特殊法人等の廃止、民間法人化等を定めておりました。が、今般、この計画の実施の一環として、厚生労働省所管の八つの特殊法人等に関し、法人を解散し、その事業を徹底して見直した上で残る事業を独立行政法人に承継するとともに、一つの特殊法

人間法人民化を行うこととし、このため、新たに設立する独立行政法人に係る独立行政法人個別

法を制定するとともに、関係法律の整備を行う必要があります。

以上が厚生労働省関係特殊法人等改革法案を提唱した理由であります。

次に、法律案の内容の概要について、順次御説明を申し上げます。

次に、法律案の内容について、順次御説明を申し上げます。

初めて、八件の独立行政法人個別法案等についてあります。

これらは、すなわち、独立行政法人労働者健康

事務、理財、監事等を置くこととし、監事を除く法定の役員数を、現在の特殊法人等と比較をして三割近く削減することとしております。

第二に、独立行政法人の役員につきまして、理

事長、理事、監事等を置くこととし、監事を除く法定の役員数を、現在の特殊法人等と比較をして三割近く削減することとしております。

第三に、個々の独立行政法人を所管する主務大臣は厚生労働大臣であることを定めております。

第四に、特殊法人等から独立行政法人への事業

立行政法人医薬品医療機器総合機構法案であり、八つの独立行政法人に關し、次のような事項を定めるものであります。

第一に、八つの特殊法人等に關し、法人を解散するとともにその設立根拠法を廃止し、その事業について徹底した見直しを行つた上で残る業務を担わせるため、独立行政法人通則法及び個別法案の定めるところにより、八つの独立行政法人の設立を行うとともに、それぞれの個別法案において、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めております。

なお、各独立行政法人の業務の範囲につきましては、それぞれの個別法案において、融資業務の廃止など特殊法人等整理合理化計画に盛り込まれました見直し措置を講じております。なお、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案におきましては、現在、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構が行つております副作用被害救済業務及び研究開発振興業務を引き継ぐとともに、薬事法に基づく承認や命令を始めとする各種の行政措置等については引き続き国において実施するという基本的な考え方の下、審査等業務につきましては、国立医薬品食品衛生研究所医薬品医療機器審査センター及び財團法人医療機器センターが行つておりますものも併せて行えるようにするほか、安全対策業務については、医薬品の安全性等に關する情報の収集、整理、提供等の業務を行わせることとしております。さらに、生物由来製品の製造業者等からの拠出金を財源とする感染被害救済制度を新たに創設し、生物由来製品を介した感染等による疾病・障害又は死亡につき、医療費・障害年金等を給付することとしております。

第二に、独立行政法人の役員につきまして、理事長、理事、監事等を置くこととし、監事を除く法定の役員数を、現在の特殊法人等と比較をして三割近く削減することとしております。

第三に、個々の独立行政法人を所管する主務大臣は厚生労働大臣であることを定めております。

第四に、特殊法人等から独立行政法人への事業

の承継に伴う権利義務の承継について定めております。

その他、積立金の処分方法、所要の経過措置等に関する事項を定めております。

次に、特殊法人の民間法人化に関する法律案である社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案についてであります。

これは、特殊法人である社会保険診療報酬支払基金を民間法人化するため、政府の拠出を含む基本規定期の廃止、役員の選任等に係る政府の関与の縮小について所要の改正を行うものであります。

なお、これらの法律案においては、その施行期日を定めておりますが、特殊法人等の解散又は民間法人化及び独立行政法人の設立の期日については、平成十六年三月一日としている独立行政法人雇用・能力開発機構法案並びに平成十六年四月一日としている独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案及び独立行政法人労働者健康福祉機構法案を除き、平成十五年十月一日と定めております。

以上が厚生労働省関係特殊法人等改革法案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いを申し上げる次第でございました。

ありがとうございました。

○委員長(金田勝年君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

九案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時十七分散会

〔参考〕

母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案に対する修正案
母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第二条のうち第十三条の次に一条を加える改正

〔本号(その二)に掲載〕

独立行政法人雇用・能力開発機構法案
〔本号(その二)に掲載〕

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案
〔本号(その二)に掲載〕

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案
〔本号(その二)に掲載〕

社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案
〔本号(その二)に掲載〕

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案のぞみの園法案
〔本号(その二)に掲載〕

独立行政法人雇用・能力開発機構法案
〔本号(その二)に掲載〕

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案
〔本号(その二)に掲載〕

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案
〔本号(その二)に掲載〕

独立行政法人労働者健康福祉機構法案
〔本号(その二)に掲載〕

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案
〔本号(その二)に掲載〕

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案
〔本号(その二)に掲載〕

独立行政法人労働者健康福祉機構法案
〔本号(その二)に掲載〕

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案
〔本号(その二)に掲載〕

独立行政法人労働者健康福祉機構法案
〔本号(その二)に掲載〕

独立行政法人労働政策研究・研修機構法案
〔本号(その二)に掲載〕

独立行政法人労働政策研究・研修機構法案
〔本号(その二)に掲載〕

独立行政法人労働政策研究・研修機構法案
〔本号(その二)に掲載〕

独立行政法人労働政策研究・研修機構法案
〔本号(その二)に掲載〕

独立行政法人労働政策研究・研修機構法案
〔本号(その二)に掲載〕

独立行政法人労働政策研究・研修機構法案
〔本号(その二)に掲載〕

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案
〔本号(その二)に掲載〕

平成十四年十一月二十八日印刷

平成十四年十一月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

第一百五十五回

参議院厚生労働委員会会議録第七号(その二)

(八八)

〔本号(その二)参照〕

独立行政法人労働者健康福祉機構法案

独立行政法人労働者健康福祉機構法
第二章 役員及び職員(第六条—第十一條)

目次

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 役員及び職員(第六条—第十一條)

第三章 業務等(第十二条—第十五条)

第四章 雜則(第十六条—第二十一条)

第五章 罰則(第二十二条—第二十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人労働者健康福祉機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人労働者健康福祉機構とする。

(機構の目的)
第三条 独立行政法人労働者健康福祉機構(以下「機構」という。)は、療養施設、健康診断施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対する研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を行ふとともに、未払賃金の立替事業等を行い、もつて労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。(事務所)
第四条 機構は、主たる事務所を神奈川県に置く。

(資本金)

第五条 機構の資本金は、附則第二条第七項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3 機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員

(役員)

第六条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 機構に、役員として、理事四人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

(役員の任期)

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(役員の欠格条項の特例)

第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は一年とする。

(業務の範囲)

第九条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 物品の製造若しくは販売、工事の請負若しることができる。

二 健康診断施設(労働者災害補償保険法(昭和二年法律第五十号)第二十九条第一項第一号に規定する療養に関する施設をいう。)の設置及び運営を行うこと。

三 労働者の健康に関する業務を行ふ者に対する施設をいう。)の設置及び運営を行うこと。

(積立金の処分)

第十一条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項

くは役務の提供を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

三 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

四 勞働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第十三条の二に規定する事業場について、同法第十三条第二項に規定する要件を備えた医師を選任し、当該医師に同条第一項に規定する労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせる事業者に対する助成金の支給を行うこと。

五 勞働安全衛生法第六十六条の二の規定による健康診断を受ける労働者に対する助成金の支給を行うこと。

六 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十年法律第三十四号)第三章に規定する事業(同法第八条に規定する業務を除く。)を実施すること。

七 リハビリテーション施設(労働者災害補償保険法第二十九条第一項第一号に規定するリハビリテーションに関する施設をいう。)の設置及び運営を行うこと。

八 被災労働者(労働者災害補償保険法第二十九条第一項第一号に規定する被災労働者をいう。)に係る納骨堂の設置及び運営を行うこと。

九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

十 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

十一 健康診断施設(労働者災害補償保険法(昭和二年法律第五十号)第二十九条第一項第一号に規定する療養に関する施設をいう。)の設置及び運営を行うこと。

十二 機構は、前項に規定する業務のほか、同項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、行政官庁の委託を受けて、労働者災害補償保険法第七条第一項の保険給付に関する決定に必要な検診を行うことができる。

十三 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業

3 厚生労働大臣は、前二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評議委員会の意見を聽かなければならない。	4 第一項又は第二項の規定による債券の債権者定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第一条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。	5 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評議委員会の意見を聽かなければならぬ。	3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。	4 第一項又は第二項の規定による債券の債権者定による積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。
機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。	機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。	5 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
第十四条 機構は、第十二条第一項第一号又は第二号に掲げる業務の用に供する施設又は設備の設置又は整備に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は独立行政法人労働者健康福祉機構債券(以下「債券」という。)を発行することができる。	2 前項に規定するもののほか、機構は、長期借入金及び独立行政法人労働者健康福祉機構債券(以下「機構債券」という。)を発行することができる。	6 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。
第十五条 機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。	2 厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評議委員会の意見を聽かなければならぬ。	7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。
第十六条 厚生労働大臣は、重大な労働災害(労働安全衛生法第二条第一号に規定する労働災害をいう。)が発生し、又はまさに発生しようとしている事態に対処するため緊急の必要があると認めるときは、機構に対し、第十二条第一項第一号から第三号までに掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)に關し必要な措置をとることを求めることがある。	2 機構は、厚生労働大臣から前項の規定による認められたときには、機構の役員及び職員に該当する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。	8 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による長期借入金又は債券に關し必要な事項は、政令で定める。
第十七条 厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。	(主務大臣等)	(主務大臣等)
附 则	第十八条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。	第十九条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の規定は、機構の役員及び職員に適用しない。
	(他の法令の準用)	第二十条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第二百七号)の規定は、機構の役員及び職員に適用しない。
	(国家公務員宿舎法の適用除外)	第二十一条 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。
	(国家公務員宿舎法の適用に関する特例)	この場合において必要な事項は、政令で定める。
	第五章 罰則	第二十二条 第十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
	第六章 罰則	第二十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。
	第七章 罰則	2 機構は、厚生労働大臣から前項の規定による認められたときには、正當な理由がない限り、その求めがあつたときは、正當な理由がない限り、その求めに応じなければならない。
	(財務大臣との協議)	3 前項の規定により國が承継する資産の範囲その他該資産の國への承継に關し必要な事項は、政令で定める。
		4 第一項の承継計画書は、事業団が作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
		5 事業団の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。
		6 事業団の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、その解散の日から起算して二月を経過する日とする。
		7 第一項の規定により機構又は独立行政法人福祉医療機関が事業団の権利及び義務を承継した

ときは、それぞれその承継に際し、同項に規定する承継計画書において定めるところに従い機構又は独立行政法人福祉医療機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構又は独立行政法人福祉医療機構に対し出資されたものとする。
前項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。
第一項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
(業務の特例)
第三条 機構は、第十二条に規定する業務のほか、当分の間、旧法第十九条第一項第一号に規定する療養施設であつて機構の成立前に厚生労働大臣が定めるものの移譲又は廃止の業務を行う。
機構は、第十二条及び前項に規定する業務のほか、政令で定める日までの間、機構の成立の際現に事業団が設置している施設であつて政令で定めるものの移譲又は廃止の業務を行う。
機構は、第十二条及び前項に規定する業務のほか、旧法第十九条第一項第二号の規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務を行う。
機構は、第十二条及び前項に規定する業務のほか、旧法第十九条第一項第一号の規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務を行う。
機構は、前各項に規定する業務に附帯する業務を行つことができる。
(機構の業務の委託等)
第四条 機構は 厚生労働大臣の認可を受けて、
前条第三項及び第四項に規定する業務の一部を金融機関に委託することができる。
機関(次条第一項及び附則第九条において「受託金融機関」という。)の役員及び職員であつて当該委託を受けた業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
(報告及び検査)
第五条 厚生労働大臣は、附則第三条第三項及び第四項に規定する業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、受託金融機関に対し、その委託を受けた業務に關し報告をさせ、又はその職員に、受託金融機関の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に關し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。
第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(不動産の登記に関する特例)
第六条 機構が附則第一項第一項の規定により不動産に関する権利を承継した場合において、その権利につきなすべき登記の手続については、政令で特例を設けることができる。
(機構による資産の処分時における出資の取扱い)
第七条 機構が附則第三条第一項に規定する厚生労働大臣が定める療養施設に係る資産の譲渡その他の処分を行つた時において、機構の資本金のうち当該資産に係る部分として厚生労働大臣が定める金額については、機構に対する政府から
前条第三項及び第四項に規定する業務の一部をより資本金を減少するものとする。
2 厚生労働大臣は、前項の規定により金額を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。
3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。
2 機構は、政令で定めるところにより、第一項の規定による処分により生じた収入の額を国庫に納付するものとする。
(機構の業務の実施に伴う特例)
第八条 附則第三条の規定により機構が同条に規定する業務を行う場合には、第十四条第二項中「長期借入金又は債券」とあるのは「長期借入金、債券又は附則第十条の規定による廃止前の労働福祉事業団法第十九条第一項第二号の規定による貸付けに要する資金の財源に充てるための同法第二十六条の規定による長期借入金」と、第十七条第二号中「又は第十五条第一項」とあるのは、「第十五条第一項又は附則第四条第一項」と、第二十三条第一号中「第十二条」とあるのは「第十二条及び附則第三条」とする。
(罰則)
第九条 附則第五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託金融機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。
(労働福祉事業団法の廃止)
第十条 労働福祉事業団法は、廃止する。
(労働福祉事業団法の廃止に伴う経過措置)
第十二条第一項中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の二号を加える。
第十三条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)に基づく年金たる給付の受給権者(第二十四条第一項において「労災年金受給権者」という。)に対し、その受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うこと。
第十四条第一項中「及び第十二号」を「、第十一号及び第十三号」に改める。
第十五条に次の二号を加える。
六 第十二条第一項第十三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務
第十六条第四項中「及び同条第五号」を「、同条第五号」に改め、「という。」の下に「及び前条第六号に掲げる業務に係る勘定」を加える。
第二十三条第一項中「第一項」を「第二項」に改める。

可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の

独立行政法人評価委員会の意見を聞くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 のぞみの園は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三项に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雜則

(主務大臣等)

第十三条 のぞみの園に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第十四条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第百一十七号)の規定は、のぞみの園の役員及び職員には適用しない。

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第十五条 のぞみの園の役員及び職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第十六条 第九条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十七条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その違反行為をしたのぞみの園の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十一条に規定する業務以外の業務を行つ

たとき。

二 第十二条第一項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。

(施行期日)
附 則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第四条から第六条まで及び第八条から第十三条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

(心身障害者福祉協会の解散等)

第二条 心身障害者福祉協会(以下「協会」という。)は、のぞみの園の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項

の規定により我が国が承継する資産を除き、その時においてのぞみの園が承継する。

2 のぞみの園の成立の際現に協会が有する権利のうち、のぞみの園がその業務を確実に実施するためには必要な資産以外の資産は、のぞみの園の成立の時において我が国が承継する。

3 前項の規定により我が国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 協会の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

5 協会の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書について、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、その解散の日から起算して二月を経過する日とする。

6 第一項の規定によりのぞみの園が協会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、のぞみの園が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府からのぞみの園に対し出資されたものとする。

7 前項の資産の価額は、のぞみの園の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

8 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項

は、政令で定める。

9 第一項の規定により協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

第三条 前条に規定するもののほか、政府は、のぞみの園の成立の時において現に建設中の建物等(建物及びその附属する工作物をいう。)で政令で定めるものをのぞみの園に追加して出資するものとする。

2 前項の規定により政府が出資の目的とする建物等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

4 (心身障害者福祉協会法の廃止)

第五条 第二項中「心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第四十四号)」は、廃止する。

(心身障害者福祉協会法の廃止に伴う経過措置)

第六条 附則第四条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしては、なほ従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、その解散の日から起算して二月を経過する日とする。

第七条 附則第二条、第三条及び前二条に定めるものとし、のぞみの園の設立に伴い必要な経過措置その他のこの法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第八条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十一年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第九条 国民健康保険法の一部改正

第十一条 第二項の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の知的障害者福祉法(以下「旧法」という。)第十五条の十二第二項の規定により協会の設置する福祉施設において提供される支援に係る施設訓練等支援費の支給の決定(以下「旧決定」という。)を受けている者は、前条の規定の施行の日に、同条の規定による改正後の知的障害者福祉法(以下「新法」という。)第十五条の十二第二項の規定によりのぞみの園の設置する施設において提供される支援に係る施設訓練等支援費の支給の決定(以下「新決定」という。)を受けたものとみなす。この場合におい

(国民健康保険法の一部改正)

第九条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百二号)の一部を次のようにより改正する。

第百六条の二第一項第四号中「心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第四十四号)第十七条第一号の規定により心身障害者福祉協会の設置する福祉施設」を「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設(のぞみの園の設置する施設)」に改める。

第十条 知的障害者福祉法の一部を次のように改正する。

第十五条の十一第一項及び第十六条第一項第一号中「心身障害者福祉協会の設置する福祉施設」を「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設(のぞみの園の設置する施設)」に改める。

第十七条 第二項の規定により心身障害者福祉協会の設置する福祉施設(のぞみの園の設置する施設)に改める。

(知的障害者福祉法の一部改正)

第十八条 第二項の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の知的障害者福祉法(以下「旧法」という。)第十五条の十二第二項の規定により協会の設置する福祉施設において提供される支援に係る施設訓練等支援費の支給の決定(以下「旧決定」という。)を受けている者は、前条の規定の施行の日に、同条の規定による改正後の知的障害者福祉法(以下「新法」という。)第十五条の十二第二項の規定によりのぞみの園の設置する施設において提供される支援に係る施設訓練等支援費の支給の決定(以下「新決定」という。)を受けたものとみなす。この場合におい

の他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正)

第十七条 労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和三十一年法律第百一十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「第八十九条第一項」を「第八十四条第一項」に改める。

(確定給付企業年金法の一部改正)

第十八条 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第三項中「第十三条の二第一項」を「第十七条第一項」に、「労働者退職金共済機構」を「独立行政法人勤労者退職金共済機構」に改める。

附則第二十八条第一項中「勤労者退職金共済機構」を「独立行政法人勤労者退職金共済機構」に改め、同条第二項中「第二十一条の二第二項」を「第二十七条第一項」に改める。

独立行政法人雇用・能力開発機構法案

独立行政法人雇用・能力開発機構法

目次

第一章 総則(第一条~第五条)

第二章 役員及び職員(第六条~第十条)

第三章 業務等(第十一条~第十六条)

第四章 雑則(第十七条~第二十五条)

第五章 罰則(第二十六条~第二十八条)

附則
第一章 総則
(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人雇用・能力開発機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)
第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条

第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人雇用・能力開発機構とする。

(機構の目的)

第三条 独立行政法人雇用・能力開発機構(以下「機構」という。)は、労働者の有する能力の有効な發揮及び職業生活の充実を図るため、雇用管理の改善に対する援助、公共職業能力開発施設の設置及び運営等の業務を行うとともに、労働者(労働者財産形成促進法昭和四十六年法律第九十二号)第一条第一号に規定する労働者をいう。以下同じ。)の計画的な財産形成の促進の業務を行うことにより、良好な雇用の機会の創出その他の雇用開発、職業能力の開発及び向上並びに労働者の生活の安定を図り、もって労働者の雇用の安定その他福祉の増進と経済の発展に寄与することを目的とする。

重要な事項は、政令で定める。

第二章 役員及び職員

(役員)

第六条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 機構に、役員として、理事五人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

(役員の任期)

第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(役員及び職員の秘密保持義務等)

第九条 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 機構の役員及び職員は、前項及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第二号)第八条に定めるものの中のほか、業務に関して知り得た厚生労働省令で定める個人又は法人に関する情報を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

5 政府が出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員会が評価した価額とする。

6 前項に規定する評価委員その他評価に関し

め、次の業務を行う。

一 労働者の就職、雇入れ、配置等についての相談、情報の提供その他の援助を体系的に行うための施設の設置及び運営を行うこと。

二 厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者が就職するために必要な資金の貸付けその他の援助を行うこと。

三 雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)第十五条の規定に基づいて職業安定機関が労働者の雇入れ又は配置その他の雇用に関する事項につき事業主に対して行う援助について必要な協力をを行うこと。

四 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第九条第一項各号に掲げる事業を行うこと。

五 建設業の事業主及びその雇用者に對して、労働者の雇入れ、配置その他の雇用管理に關し必要な知識を習得させるための研修を行い、及び雇用管理の改善について助言すること。

六 地域雇用開発促進法(昭和六十二年法律第二十三号)第十二条第一項及び第十七条第一項第二号並びに中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)第七条第一項各号に掲げる事業を行うこと。

七 職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の六第一項ただし書に規定する職業訓練の実施並びに事業主その他のものの行う職業訓練の援助を行うこと。

八 公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練(以下この号において「職業訓練等」という。)を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと並びに厚生労働省令で定める理由に

より職業訓練等を受けることが困難な者が当該職業訓練等を受けるために必要な資金の貸付けを行うこと。

九 労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上についての事業主、労

働者その他の関係者に対する相談その他の援助並びにその雇用する労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための援助を行う事業主に対する職業能力開発促進法第十五条の三に規定する必要な助成を行うこと。

十 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

前項に規定する業務は、厚生労働省令で定めることにより、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第六十二条の規定による雇用安定事業、同法第六十三条の規定による能力開発事業又は同法第六十四条の規定による雇用福祉事業として行うものとする。

三 機構は、第一項に規定する業務のほか、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号)第三十二条各号に掲げる業務を行うこと。

二 勤労者財産形成促進法第八条の二各号に掲げる業務及び同法第十四条の三に規定する業務を行うこと。

三 勤労者財産形成促進法第九条第一項各号及び第十条の三第一項各号に掲げる業務を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

五 機構は、第一項及び第三項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人でその業

務が国の事務と密接な関連を有するものの委託を受けて、第一項第一号又は第七号に掲げる施設を利用して、公共職業能力開発施設の行う職業訓練に準ずる訓練の実施その他労働者の福祉を増進するため必要な業務を行うことができる。

六 第一項第七号に掲げる業務のうち安定した職業に就いている労働者に対して行う職業訓練は、真に高度なものであつて地方公共団体が運営する公共職業能力開発施設又は民間の主体が運営する職業に関する教育訓練施設にゆだねることができるものについて行うものとする。

(業務の委託)
第十二条 機構は、厚生労働大臣の認可を受け前条第三項第一号及び第三号に掲げる業務の一部を金融機関に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関(以下「受託金融機関」という。)の役員及び職員であつて当該委託を受けた業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については法令により公務に従事する職員とみなす。

(区分経理)
第十三条 機構は、第十一条第三項第二号に掲げる業務にかかる業務(これに附帯する業務を含む。)に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(積立金の処分)
第十四条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理事を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第

三十一条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十二条第一項、第三項及び第五項に規定する業務の財源に充てることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聽かなければならぬ。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三项に定めるものほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(借入金及び雇用・能力開発債券)
第十五条 機構は、第十二条第三項第二号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は雇用・能力開発債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聽かなければならない。

3 第十二条第一項の規定による認可を受けた債券の償還計画を立てて、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聽かなければならない。

(償還計画)
第十六条 機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聽かなければならない。

(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求)
第十七条 厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、労働者の雇入れの促進等又は求職者に対する職業訓練の実施を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十二条第一項第三号及び第六号に掲げる業務並びに同項第七号に掲げる業務を求職者に対する職業訓練の実施に限る。)に關し必要な措置をとることを求めることができる。

2 機構は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

(報告及び検査)
第十八条 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、受託金融機関に対し、その委託を受けた業務に關し報告をさせ、又はその職員に、受託金融機関の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に關し業務の

状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査せることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十九条 機構は、その業務の運営については、都道府県労働局、公共職業安定所及び地方公共団体と密接に連絡するものとする。

2 都道府県労働局、公共職業安定所及び地方公共団体は、機構に対し、その業務の運営について協力するよう努めるものとする。

3 機構は、その業務の内容についての広報その他適切な措置をとることにより、求職者その他利用者の便益を増進するよう努めなければならない。

(都道府県知事の要請等)

第二十条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において行われる職業訓練の推進のために必要があるときは、機構に対して、公共職業能力開発施設の運営その他職業訓練の実施に関する事項について、報告を求め、及び必要な要請をすることができる。

(協議)

第二十一条 厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

1 第十四条第一項の承認をしようとするとき。
2 第十二条第一項、第十五条第一項、第三項若しくは第六項又は第十六条第一項の認可をしようとするとき。

2 厚生労働大臣は、第十二条第一項第四号に掲げる業務、同項に規定する業務のうち建設労働者の雇用の改善等に関する法律第十条の厚生労働省令で定める事業に係る業務又は第十二条第三項第三号に掲げる業務のうち労働者財産形成

促進法第九条第一項各号及び第十条の三第一項第二号に掲げる業務に関し、通則法第二十八条第一項の認可をしようとする場合には、国土交通大臣に協議しなければならない。

(主務大臣等)

第二十二条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。

第二十三条 職業能力開発促進法その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、機構を国とみなして、これらの法令を準用する。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第二十四条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第百七十七号)の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第二十五条 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百一十八号)の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定めることとする。

(第五章 罰則)

第二十六条 第九条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 第十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託金融機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

(第六章 機構の解散)

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

1 この法律の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合においては、承認を受けなければならない場合においては、なお従前の例による。この場

て、その認可又は承認を受けなかつたときは、二 第十一条第一項、第三項及び第五項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

(附 則)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第九条まで及び第十一条から第三十四条までの規定については、平成十六年三月一日から施行する。

第二条 雇用・能力開発機構法(平成十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

附則第十一条第一項中「譲渡する業務」を「厚生労働省令で定めるところにより、譲渡し、出資し、又は廃止する業務(これに附帯する業務を含む。)」に改め、同条第二項中「譲渡する」を「譲渡し、出資し、又は廃止する」に改め、同条第四項中「第四十一条第三号」を「第三十八条第一項第二号中「又は第三十二一条」とあるのは、「第三十二条又は附則第十二条第一項」と、第四十一条第三号に改める。

(雇用・能力開発機構の解散等)

第三条 雇用・能力開発機構(以下「旧機構」という。)は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時ににおいて機構が承継する。

2 機構の成立の際現に旧機構が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他該資産の国への承継に關し必要な事項は、政令で定める。

(第七章 宿舎等業務)

二 財形業務(第十二条第三項第二号及び第三号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)並びに次条第一項第一号に掲げる業務をいう。以下同じ。)の運営上の必要性を勘案して厚生労働省令で定める額

二 財形業務(第十二条第三項第二号及び第三号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)並びに次条第一項第一号に掲げる業務をいう。以下同じ。)に係る承継資産のうち厚生労働省令で定めるものの額

三 宿舎等業務(次条第一項第二号、第二号、第十号及び第十二号に掲げる業務をいう。以下同じ。)に係る承継資産のうち厚生労働省令で定めるものの額

四 炭鉱援護業務(次条第一項第九号に掲げる業務をいう。以下同じ。)に係る承継資産のうち厚生労働省令・経済産業省令で定めるものの額

5 旧機構の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

6 第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同項及び第二項の規定により機構及び国が承継した資産(炭鉱援護業務に係るものを除く。)の額

7 第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同項及び第二項の規定により機構及び国が承継した資産(炭鉱援護業務に係るものを除く。)の額を差し引いた額に同項の規定による旧機構の解

同条第二項に規定する業務(福祉施設に係るものに限る)を行うこと。

2 機構は、第四項の規定により宿舎等勘定を廃止するまでの間の各事業年度において、宿舎等勘定に属する承継資産のうち前条第六項第三号の厚生労働省令で定めるもの(次項において「対象資産」という。)を処分した場合には、当該処分を行った事業年度の終了の日(宿舎等勘定を廃止する事業年度にあっては、当該廃止の日。次項において同じ。)において、それぞれ当該事業年度に行つた当該処分により生じた収入の総額を国庫に納付しなければならない。

3 機構が前項の処分を行つた場合には、各事業年度に処分した対象資産に係る前条第六項第三号の価額(処分した対象資産が複数であるときは、その価額の合計額)については、当該処分を行つた事業年度の終了の日において、機構に対する政府の出資はなかつたものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

4 機構は、宿舎等業務を終えたときは、宿舎等勘定を廃止するものとし、その廃止の際当該勘定についてその債務を弁済してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

5 前三項の規定は、炭鉱援護勘定について準用する。この場合において、第二項中「前条第六項第一号の厚生労働省令」であるのは「前条第六項第一号の厚生労働省令・経済産業省令」と、第三項中「前条第六項第二号」とあるのは「前条第六項第一号の厚生労働省令」と読み替えるものとする。

6 第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第十一條第二項中「前項」とあるのは「前項並びに附則第四条第一項第一号、第四号及び第九号」と、第十二條第一項、第十四条第一項及び第二項、第十八條第一項、第二十一条第一項、同条第四項中「前項」とあるのは「前項並びに附則第四条第一項第一号、第四号及び第九号」と、第十二條第一項、第十四条第一項及び第二項、第十八條第一項、第二十一条第一項」と、同条第四項中「前項」とあるのは「前項並びに附則第四条第一項第一号、第四号及び第九号」と、第十二條第一項、第十四条第一項及び第二項、第十八條第一項、第二十一条第一項」とする。

7 譲業務に係る事項並びに炭鉱援護業務に係る財務及び会計に関する事項については、第二十条の規定にかかわらず、機構に係る通則法に

第一項並びに第二十八条第一号中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣(附則第四条第一項第九号に掲げる業務に係るものについては、厚生労働大臣及び経済産業大臣並びに厚生労働省並びに附則第四条第一項第一号、第四号、第五号及び第七号から第十号まで」と、第十三条中「第十二条第一項中「前条第三項第一号及び第三号」とあるのは「前条第三項第一号及び第三号並びに附則第四条第一項第一号、第四号、第五号及び第七号から第十号まで」と、第十三条中「第十二条第一項中「前条第三項第一号及び第三号」とあるのは「前条第三項第一号及び第三号並びに附則第四条第一項第一号、第三号、第十号及び第十二号に掲げる業務を含む。」とあるのは「財形業務(第十二条第一項第三項第二号及び第七号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)並びに附則第四条第一項第一号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)」とあるのは「第十二条第一項中「前条第三項第一号及び第三号」とあるのは「第十二条第一項第一号及び第三号、第十号及び第十二号に掲げる業務並びに同項第九号及び第十二号に掲げる業務を含む。」とあるのは「それぞれ特別」と、第十四条第一項及び第二十八条第二号中「第十二条第一項、第三項及び第五项並びに附則第四条第一項」と、第十五条第一項及び第三項中「第十二条第一項」と、第十六条第一項及び第五项並びに附則第四条第一項」と、第十七条第一項の規定による雇用・能力開発債券とみなし。

第五条 機構が附則第三条第一項の規定により不動産に関する権利を承継した場合において、そこの権利につきなすべき登記の手続については、政令で特例を設けることができる。

第六条 雇用・能力開発機構法の廃止

第七条 旧法第二十七条规定により旧機構が発行した雇用・能力開発債券は、第十五条第一項及び第五项の規定の適用については、同項第九号に掲げる業務」と、「特別」とあるのは「それぞれ特別」と、第十四条第一項及び第二十八条第二号中「第十二条第一項、第三項及び第五项」とあるのは「第十二条第一項第一号、第三号、第十号及び第十二号に掲げる業務並びに同項第九号に掲げる業務」と、「特別」とあるのは「それぞれ特別」と、第十四条第一項及び第二十八条第二号中「第十二条第一項、第三項及び第五项」とあるのは「第十二条第一項第一号、第三号、第十号及び第十二号に掲げる業務を含む。」とあるのは「それぞれ特別」と、第十四条第一項及び第二十八条第二号中「第十二条第一項第一号」と、第十五条第一項及び第三項中「第十二条第一項」とあるのは「附則第四条第六項の規定により読み替えられた前項」と、同条第三項中「同項」とあるのは「附則第四条第六項の規定により読み替えられた同項」と、第十五条第一項及び第三項中「第十二条第一項第三号」とあるのは「第十二条第一項第一号」と、第十六条第一項及び第五项並びに附則第四条第一項」と、第十七条第一項の規定による雇用・能力開発債券とみなし。

第八条 旧法(第十条を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他他の行為とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第九条 附則第六条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十条 附則第三条から第五条まで及び前十三条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(住宅金融公庫法の一部改正)

第十一条 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第八項中「雇用・能力開発機構法(平成十一年法律第二十号)第十二条第一項(労働者財形促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第十八条第五項において準用する場合を含む。)を「独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成三十一年法律第二百五十九号)の一部を次のように改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十三条规定の一部を次のように改める。

二第一項第十一号中「雇用・能力開発機構」を「独立行政法人雇用・能力開発機構」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)の一部を次のように改める。

正する。

及び「又は同条第二項第四号の厚生労働省令、経済産業省令を定めようとするとき」を削る。

第三十六条を次のように改める。

第三十六条 削除

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案

目次

第一章 総則(第一条～第五条)

第二章 役員及び職員(第六条～第十一条)

第三章 業務等(第十一条～第十四条)

第四章 雑則(第十五条～第二十一条)

第五章 罰則(第二十二条～第二十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第一条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構とする。

(機構の目的)

第三条 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構(以下「機構」という。)は、高齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、高年齢者の雇用に関する技術的事項についての事業主等に対する相談その他の援助、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営、障害者の雇用に伴う経済的負担の調整の実施その他高齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務等を行うことにより、高齢者等及び障害者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

第六条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 機構に、役員として、理事五人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

(役員の任期)

第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(役員及び職員の秘密保持義務等)

第九条 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 機構の役員及び職員は、前項及び独立行政法

人等の保有する個人情報の保護に関する法律

(平成十四年法律第二百三号)第八条に定めるも

(事務所)
第四条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。
(資本金)
第五条 機構の資本金は、附則第二条第二項、第三条第六項及び第四条第四項の規定により政府から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3 機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3 政府は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

ののほか、業務に関して知り得た厚生労働省令で定める個人又は法人に関する情報を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第十条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(役員及び職員の地位)

第十一条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

2 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

4 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

5 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

6 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

7 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

8 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

9 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

10 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

11 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

12 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

13 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

14 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

15 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

16 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

17 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

18 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

19 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

20 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

21 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

22 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

23 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

24 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

25 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

26 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

27 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

28 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

29 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

30 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

31 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

32 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

33 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

34 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

35 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

36 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

37 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

38 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

39 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

三項、第七十三条第一項及び第七十四条第一項に規定する業務を行うこと。

七 障害者の技能に関する競技大会を開催する上継続する事業主に対して給付金を支給すること。

八 障害者の技能に関する競技大会を開催する上継続する事業主に対して給付金を支給すること。

九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

10 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

11 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

12 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

13 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

14 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

15 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

16 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

17 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

18 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

19 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

20 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

21 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

22 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

23 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

24 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

25 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

26 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

27 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

28 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

29 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

30 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

31 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

32 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

33 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

34 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

35 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

36 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

37 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

38 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

39 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

40 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

41 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

42 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

43 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

44 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

45 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

46 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

47 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

のほか、業務に関して知り得た厚生労働省令

の実施その他の高齢者等及び障害者の雇用を支

援するための業務等を行うことにより、高年齢者等及び障害者の職業の安定その他福祉の増進を図ることを目的とする。

2 機構の役員及び職員は、前項及び独立行政法

人等の保有する個人情報の保護に関する法律

(平成十四年法律第二百三号)第八条に定めるも

の区分経理

第十三条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十一条第一項第一号から第四号まで、第

七号及び第八号に掲げる業務並びにこれらに

附帯する業務

二 第十一条第一項第五号に掲げる業務及び

金関係業務をいう。並びに同法第七十二条第一

項第一項第一号から第四号まで、第

七号及び第八号に掲げる業務並びにこれらに

<p

三 第十一条第一項第六号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

(利益及び損失の処理の特例等)

第十四条 機構は、前条第一号及び第二号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項及び第五項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第一項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十一条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聽かなければならぬ。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前条第三号に掲げる業務に係る勘定(次項において「第三号勘定」という。)については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

5 機構は、第三号勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における積立金として整理しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、第三項の納付金

の納付に係る手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雜則

(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求)

第十五条 厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他事情が生じた場合において、高齢者等及び障害者の職業の安定を図るため緊急の必要があると認めるときは、機構に對し、第十二条第一項第一号から第七号までに掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)に關し必要な措置をとることを求めることができる。

2 機構は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

(報告及び検査)

第十六条 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、受託法人等に対し、その委託を受けた業務に關し報告をさせ、又はその職員に、受託法人等の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に關し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができるものとする。

第五章 罰則

第二十二条 第九条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六章 共済組合法の適用に関する特例

第二十三条 第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託法人等の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第七章 国家公務員共済組合法の適用に関する特例

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

第八章 (財務大臣との協議)

第十七条 厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

第九章 (主務大臣等)

第十八条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣

臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。

(職業能力開発促進法の適用の特例)

第十九条 機構が行う第十二条第一項第五号に掲げる業務に關する職業能力開発促進法第十二条、第十五条の二第一項、第一項及び第四項、第十八条並びに第八十八条の規定の適用について、機構は、国とみなす。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第二十条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律百七十七号)の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

(国の権利義務の承継等)

第二十二条 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。

この場合において必要な事項は、政令で定める。

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第二十三条 第十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託法人等の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第十章 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

ただし、附則第六条(障害者の雇用の促進等に関する法律第十四条第二項の改正規定)(「第二十七条第三項」を「第五十四条第三項」に改める部分を除く。)を除く。、第七条、第八条、第十条及び第十二条から第十九条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

第十一章 機構の成立の際、第十二条第一項第三号に掲げる業務に關し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の時ににおいて機構が承継する。

2 前項の規定により機構が承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

第十二章 機構の成立の際、第十二条第一項第三号に掲げる業務に關し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の日に現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

第十三章 (日本障害者雇用促進協会の解散等)

4 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

第十四章 (日本障害者雇用促進協会の解散等)

5 第十二条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなければならぬたときは、その認可を受けなかつたとき。

第十五章 (日本障害者雇用促進協会の解散等)

6 第十二条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

第十六章 (日本障害者雇用促進協会の解散等)

7 第十二条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

第十七章 (日本障害者雇用促進協会の解散等)

8 第十二条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

第十八章 (日本障害者雇用促進協会の解散等)

9 第十二条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

第十九章 (日本障害者雇用促進協会の解散等)

10 第十二条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

第二十章 (日本障害者雇用促進協会の解散等)

11 第十二条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

第二十一章 (日本障害者雇用促進協会の解散等)

12 第十二条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

第二十二章 (日本障害者雇用促進協会の解散等)

13 第十二条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

第二十三章 (日本障害者雇用促進協会の解散等)

14 第十二条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

第二十四章 (日本障害者雇用促進協会の解散等)

15 第十二条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

第二十五章 (日本障害者雇用促進協会の解散等)

16 第十二条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

第二十六章 (日本障害者雇用促進協会の解散等)

17 第十二条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

第二十七章 (日本障害者雇用促進協会の解散等)

18 第十二条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

第二十八章 (日本障害者雇用促進協会の解散等)

19 第十二条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

第二十九章 (日本障害者雇用促進協会の解散等)

20 第十二条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

第三十章 (日本障害者雇用促進協会の解散等)

21 第十二条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

第三十一章 (日本障害者雇用促進協会の解散等)

22 第十二条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

第三十二章 (日本障害者雇用促進協会の解散等)

23 第十二条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

同条第二号中「第十四条第五項」を「第四十三
条第五項」に、「第八十条第一項」を「第八十
一条第一項」に改め、同条第三号中「第五十五条
第一項」を「第四十六条第一項」に改め、同条
を第七十八条とする。

第七十九条第一項中「第八十条」を「第八十
一条」に改め、同条第二項中「第四章の規定
により協会が設立されたときは」を削り、「協
会に」を「第四十九条第一項第九号に掲げる
業務として機構に」に改め、同条第三項を削
る。

第八十八条中「第九条の六又は第四十二条第
二項」を「第二十三条」に改め、同条を第九十
条とする。

第八十七条を削る。

第八十八条中「第九条の二十一」を「第
三十六条」に改め、同条を第八十八条とし、同
条の次に次の二条を加える。

第八十九条 第五十九条第三項の規定により厚
生労働大臣の認可を受けなければならない場
合において、その認可を受けなかつたとき
は、その違反行為をした機構の役員は二十
万円以下の過料に処する。

第八十六条第一項中「受託金融機関の役員
又は職員に係るものを除く。」を削り、同条を
第八十七条とする。

第八十五条第一項中「第十八条第七号口から
二まで」を「第四十九条第一項第七号口から二
まで」に、「第三十九条の八第二項に」を「第
五十二条第二項に」に改め、同項第一号中「第
四十四条第五項又は第三十九条の八第二項」を
「第四十三条第五項、第五十二条第二項又は第
七十七条第三項」に改め、同項第二号中「第十
五条第一項」を「第四十六条第一項」に改め、
同項第三号中「第三十九条の八第一項又は第八
十二条第二項」を「第五十二条第一項」に改
め、同項第四号中「第八十条第一項」を「第八
十二条第一項」に改め、同項第五号中「第八十
一条第一項」を「第八十二条第一項」に改め、
同条第一項」を「第八十二条第一項」に改め、
同条第六項中「第三十九条の十二第一項」を「第
六十三条を第八十四条とする。

同条第一項を削り、第七章中同条を第八十六条
とする。

第七章を第五章とする。

第六章中第八十四条を第八十五条とし、第八
十三条を第八十四条とする。

第八十二条中「障害者職業センター」を「機
構」に改め、「協会」を削り、同条を第八十
三条とする。

第八十一条第二項及び第三項を次のように改
める。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、
その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提
示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯
罪捜査のために認められたものと解釈しては
ならない。

第六章を第四章とする。

第八十一条を第八十二条とし、第八十条を第
八十二条とし、第七十九条の一を第八十条とす
る。

附則第二条の見出しを「広域障害者職業セ
ンターの設置の特例」に改め、同条第一項中
「第九条の十第一項の規定を適用しないことと
したならば」を削り、「第二章第三節第二款及
び第四章」を「第十九条」に、「同項中「第九
条に規定する業務」とあるのは「広域障害者職
業センターの運営の業務」を「同項第一項中
「設置及び運営」とあるのは、「運営」に改め、
同条第二項中「協会」を「機構」に、「につい
ては、第九条の十一第二項の規定は、適用しな
い」を「の名称及び位置は、厚生労働省令で定
める」に改める。

附則第三条第一項中「第十八条第一号、第十
九条」を「第四十九条第一号、第五十
一条」に改め、同条第七項中「政府」を「厚生労
働大臣」に改め、同条第七項中「第四項」を
「第五項」に、「第五十五条第三項」を「第四十六
条第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同
条第六項中「第三十九条の十二第一項」を「第
六十三条を第八十四条とする。

第七条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一
部改正

(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一
部改正)

第七条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一
部を次のように改正する。

目次中「第三条」を「第七条」に、「第四条
一第五条」を「第八条一第十二条」に、「第六
条一第八条の二」を「第十二条一第十四条」
に、「第九条一第十三条」を「第十五条一第
十九条」に、「第十二条一第十三条」を「第十五
条一第十六条」に改め、同条を第二十一条とす
る。

附則第三条第一項中「第十八条第一号、第十
九条」を「第四十九条第一号、第五十
一条」に改め、同条第七項中「政府」を「厚生労
働大臣」に改め、同条第七項中「第四項」を
「第五項」に、「第五十五条第三項」を「第四十六
条第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同
条第六項中「第三十九条の十二第一項」を「第
六十三条を第八十四条とする。

第七十二条第一項に改め、同項を同条第七項と
し、同条第五項を削り、同条第四項中「第五十五
条第二項」を「第四十六条第二項」に、「前項
を「第三項」に、「前三項」を「前各項」に、
「第五十九条第四項」を「第五十条第四項」に改
め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二
項を加える。

6 第五十二条第二項、第五十三条、第八十六条
第一項第一号(第五十二条第二項に係る部
分に限る)、第八十七条及び第八十九条の規
定の適用については、当分の間、第五十三条
に掲げる業務及び附則第三条第二項に規定す
る業務」とする。

附則第三条第三項中「第二十七条第三項」を
「第五十四条第三項」に、「第十九条第二項」を
「第五十条第二項」に改め、同項の次に次の二
項を加える。

4 厚生労働大臣は、第二項に規定する業務の
全部又は一部を機構に行わせるものとする。
附則第四条第一項中「第十九条、第二十七
条」を「第五十条、第五十四条」に、「第十九
条第一項」を「第五十条第一項」に、「第二十
七条第三項」を「第五十四条第一項」に、「第二
二十七条第一項」を「第五十四条第三項」に、「第
二十七条第一項」を「第五十四条第一項」に改
める。

別表中「第十七条」を「第四十八条」に改め
る。

第七条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一
部改正

七十二条第一項に改め、同項を同条第七項と
し、同条第五項を削り、同条第四項中「第五十五
条第二項」を「第四十六条第二項」に、「前項
を「第三項」に、「前三項」を「前各項」に、
「第五十九条第四項」を「第五十条第四項」に改
め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二
項を加える。

6 第五十二条第二項、第五十三条、第八十六条
第一項第一号(第五十二条第二項に係る部
分に限る)、第八十七条及び第八十九条の規
定の適用については、当分の間、第五十三条
に掲げる業務及び附則第三条第二項に規定す
る業務」とする。

附則第三条第三項中「第二十七条第三項」を
「第五十四条第三項」に、「第十九条第二項」を
「第五十条第二項」に改め、同項の次に次の二
項を加える。

4 厚生労働大臣は、第二項に規定する業務の
全部又は一部を機構に行わせるものとする。
附則第四条第一項中「第十九条、第二十七
条」を「第五十条、第五十四条」に、「第十九
条第一項」を「第五十条第一項」に、「第二十
七条第三項」を「第五十四条第一項」に、「第二
二十七条第一項」を「第五十四条第三項」に、「第
二十七条第一項」を「第五十四条第一項」に改
める。

別表中「第十七条」を「第四十八条」に改め
る。

第七条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一
部改正

第七十二条第一項に改め、同項を同条第七項と
し、同条第五項を削り、同条第四項中「第五十五
条第二項」を「第四十六条第二項」に、「前項
を「第三項」に、「前三項」を「前各項」に、
「第五十九条第四項」を「第五十条第四項」に改
め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二
項を加える。

6 第五十二条第二項、第五十三条、第八十六条
第一項第一号(第五十二条第二項に係る部
分に限る)、第八十七条及び第八十九条の規
定の適用については、当分の間、第五十三条
に掲げる業務及び附則第三条第二項に規定す
る業務」とする。

附則第三条第三項中「第二十七条第三項」を
「第五十四条第三項」に、「第十九条第二項」を
「第五十条第二項」に改め、同項の次に次の二
項を加える。

4 厚生労働大臣は、第二項に規定する業務の
全部又は一部を機構に行わせるものとする。
附則第四条第一項中「第十九条、第二十七
条」を「第五十条、第五十四条」に、「第十九
条第一項」を「第五十条第一項」に、「第二十
七条第三項」を「第五十四条第一項」に、「第二
二十七条第一項」を「第五十四条第三項」に、「第
二十七条第一項」を「第五十四条第一項」に改
める。

別表中「第十七条」を「第四十八条」に改め
る。

第七条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一
部改正

第七条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一
部を次のように改正する。

目次中「第三条」を「第七条」に、「第四条
一第五条」を「第八条一第十二条」に、「第六
条一第八条の二」を「第十二条一第十四条」
に、「第九条一第十三条」を「第十五条一第
十九条」に、「第十二条一第十三条」を「第十五
条一第十六条」に改め、同条を第二十一条とす
る。

附則第三条第一項中「第十八条第一号、第十
九条」を「第四十九条第一号、第五十
一条」に改め、同条第七項中「政府」を「厚生労
働大臣」に改め、同条第七項中「第四項」を
「第五項」に、「第五十五条第三項」を「第四十六
条第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同
条第六項中「第三十九条の十二第一項」を「第
六十三条を第八十四条とする。

第七十二条第一項に改め、同項を同条第七項と
し、同条第五項を削り、同条第四項中「第五十五
条第二項」を「第四十六条第二項」に、「前項
を「第三項」に、「前三項」を「前各項」に、
「第五十九条第四項」を「第五十条第四項」に改
め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二
項を加える。

「第二十条一第三十一条」に、 第一節 中央
府県高年齢者等雇用安定センター(第四十条一
第四十一条) 第四章の一 高
年齢者職業経験活用センター等

「第二十条一第三十一条」に、 第一節 都道
府県高年齢者等雇用安定センター(第四十条一
第四十一条) 第四章の一 高
年齢者等雇用安定センター

下「旧機構」というのが平成十五年度において附則第二十一条の規定による廃止前の医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法(昭和五十四年法律第五十五号)第二十七条第一項第一号に規定する救済給付」と、「機構が前年度に支給を決定した副作用救済給付」とあるのは「旧機構が平成十五年度に支給を決定した同法第二十七条第一項第一号に規定する救済給付」と、「厚生労働省令」とあるのは「同法第三十一条第六項の規定に基づく厚生労働省令」とする。(持分の払戻し)

2 機構は、通則法第十六条の規定にかかわらず、機構の成立後遅滞なく、政令で定めることにより、その設立の登記をしなければならぬ。

間とみなす。ただし、その者が機構を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

の翌月から始める。
（施行日の前日において厚生労働省共済組合の
組合員である職員に関する経過措置）

第四条 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機

構(以下「旧機構」という。)に出資した政府以外の者は、旧機構に対し、平成十五年十月一日から平成十六年二月二十九日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

に対する国家公務員法(昭和二十一年法律第二百二十号)第八十二条第二項の規定の適用については、機構の職員を同項に規定する特別職國家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

ては、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。

し引いた額にに対する持分に相当する金額により持分の払戻しをしなければならない。この場合において、当該持分に係る出資額に相当する金額については、附則第十三条第一項の規定による旧機構の解散の時(以下「解散時」という)において、旧機構に対する当該請求をした者の出資はなかつたものとする。

3 前項に規定する資産の価額は、施行日の前日現在における時価を基準として、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣が評価した金額とする。

4 厚生労働大臣は、前項の評価をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。
(機構の成立)

第五条 機構は、通則法第十七条の規定にかかわらず、この法律の施行の時に成立する。

3 施行日の前日に厚生労働省の職員として在職する者が、附則第六条の規定により引き続いて機構の職員となり、かつ、引き続き機構の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期

(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下の規定において同じ。)の規定による認定を受けているものが、施行日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、施行日において同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、施行日の前日の属する月

2 前項に規定する役職員が同項に規定する申出をその期限内に行うことなく死亡した場合は、その申出は、当該役職員の遺族（国家公務員共済組合法第一條第一項第三号に規定する遺族に相当する者に限る。）がすることができる。
3 施行日の前日において厚生労働省共済組合の組合員である職員（同日において附則第六条に規定する厚生労働省の部局又は機関で政令で定めるものに属する者に限る。）が施行日において役職員となる場合であつて、かつ、第一項又は前項の規定による申出を行わなかつた場合は、当該役職員は、施行日の前日に退職（国家公務員共済組合法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）したものとみなす。

卷之三

三九

される場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（予防接種法の一一部改正）

第一十五条 予防接種法の

第二十五条 予防接種法の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法(昭和五十四年法律第五十

五号)第二十七条规定第一项第一号に規定する救済給付に係る同法第二十八条第一項第一号」を

「独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第号)第十五条第一項第一号

イに規定する副作用救済給付に係る同法第十六
条第一項第一号一に改める。

(薬事法の一部改正)

第二十六條 葉事法の一語を次のよう改正する。

目次中「第四章の二 指定調査機関（第二十一条の二—第二十三条の十五）」を削り、「第六

十八条の十」を「第六十八条の十一」に改め
る。

第十三条に次の一項を加える。

四、先例の如き前条第一項の許可又は同
条第三項の許可の更新の申請を受けたとき

は前項第一号及び第一号の基準に適合するかどうかについての書面による調査又は実地

の調査を行うものとする。

「十三条第一項」に改め、同条を第十三条の三とし、第十二条の次に次の二条を加える。

(機構による調査の実施)

第十三条の二 厚生労働大臣は 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構（以下「機構」とい

う。)に、医薬品(専ら動物のために使用されること)が目的とされているものを除く。以下

この条において同じ。）、医薬部外品（専ら動物のために使用されることが目的とされるいるもの）を除く。以下この条において同じ。）、化粧品又は医療用具（専ら動物のために使用

されることが目的とされているものを除く。以下この条において同じ。)のうち政令で定めるものに係る第十二条第一項の許可又は同条第三項の許可の更新についての前条第三項に規定する調査を行わせることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により機構に調査を行わせるときは、当該調査を行わないものとする。この場合において、厚生労働大臣は、第十二条第一項の規定による許可又は同条第三項の規定による許可の更新をするときは、機構が第四項の規定により通知する調査の結果を考慮しなければならない。

3 厚生労働大臣が第一項の規定により機構に調査を行わせることとしたときは、同項の政令で定める医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具に係る第十二条第一項の許可又は同条第三項の許可の更新の申請者は、機構が行う当該調査を受けなければならぬ。

4 機構は、前項の調査を行つたときは、遅滞なく、当該調査の結果を厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に通知しなければならない。

5 機構が行う調査に係る処分(調査の結果を除く。)又はその不作為については、厚生労働大臣に対して、行政不服審査法(昭和三十七年法律第二百六十号)による審査請求をすることができる。

第六十四条に次の二項を加える。

8 第一項及び前項の承認の申請(政令で定めるものを除く。)は、機構を経由して行うものとする。

第十四条の二の見出しを「(機構による審査等の実施)」に改め、同条第一項中「医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構(以下「機構」という。)」を「機構」に、「又は化粧品についての前条第四項前段」を「、化粧品又は医療用具(専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下この条において同じ。)」のうち政令で定めるものについての前条第三項

「項目」に、「調査及び医薬品についての同条第
四項後段(同条第七項において準用する場合を
含む。)の規定による調査のうち政令で定めるも
のの全部又は一部」を「審査及び同条第四項の
規定による調査」に改め、同条第二項中「に調
査の全部又は一部」を「に審査及び調査(以下
「審査等」という。)」に、「当該調査の全部又は
一部」を「当該審査等」に、「機構が」を「前
条第一項又は第七項の規定による承認をすると
きは、機構が」に、「調査の結果を考慮して前
条第一項(同条第七項において準用する場合を
含む。)の規定による審査を行わなければ」を
「審査等の結果を考慮しなければ」に改め、同
条第三項中「調査の全部又は一部」を「審査
等」に改め、「ときは」の下に「同項の政令で
定める」を加え、「又は化粧品」を「、化粧品
又は医療用具」に、「を受けようとする者」を
「の申請者」に、「調査については、同条第一項
及び第七項の規定にかかるわらず、厚生労働省令
で定めるところにより、機構に申請をしなけれ
ば」を「審査等を受けなければ」に改め、同条
第四項中「申請に係る調査」を「審査等」に、
「調査の」を「審査等の」に改め、同条第五項
中「調査」を「審査等」に改め、「(昭和三十七
年法律第百六十号)」を削る。

「定める」に改め、同条に次の二項を加える。
2 前項において準用する第十四条の二第一項の規定により機構が前条第三項の確認を行わることとしたときは、前項において準用する第十四条の二第一項の政令で定める医薬品又は医療用具についての前条第六項の報告をしようとする者は、同項の規定にかかるらず、機構に報告をしなければならない。この場合において、機構が当該報告を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を通知しなければならない。

第十四条の五第五項中「(次条において「再評価資料適合性調査」という。)」を削る。

第十四条の五の二中「」についての再評価資料適合性調査」を「以下この条において同じ。」又は医療用具・専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。(以下この条において同じ。)のうち政令で定めるものについての前条第二項の規定による確認及び同条第五項の規定による調査」に、「準用する」を「準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項において準用する第十四条の二第一項の規定により機構が前条第二項の確認を行わることとしたときは、前項において準用する第十四条の二第一項の政令で定める医薬品又は医療用具についての前条第四項の資料の提出をしようとする者は、同項の規定にかかるらず、機構に提出をしなければならない。

第十八条第二項中「及び第十三条の二」を「から第十三条の三まで」に改める。

第十九条の二第四項中「第七項まで、第十四条の二及び第十四条の三」を「第八項まで及び第十四条の二」に改め、同条第五項中「第十四条の二及び第十四条の三」を「第十四条第八項及び第十四条の二」に改める。

第二十二条中「第十三条の二第一項本文」を

「第十三条の三第一項本文」に改める。

第四章の二を削る。

第六十八条の八に次の二項を加える。

3 厚生労働大臣は、前項の報告又は措置を行つた場合は、第一項の規定による報告に係る情報の整理又は当該報告に関する調査を行うものとする。

第八章の二中第六十八条の十の次に次の二項を加える。
(機構による感染症定期報告に係る情報の整理及び調査の実施)

第六十八条の十一 厚生労働大臣は、機構に、生物由来製品(専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下この条において同じ。)又は当該生物由来製品の原料若しくは材料のうち政令で定めるものについての第六十八条の八第三項に規定する情報の整理を行わせることができる。

2 厚生労働大臣は、第六十八条の八第二項の報告又は措置を行うため必要があると認めるときは、機構に、生物由来製品又は当該生物由来製品の原料若しくは材料についての同条第三項の規定による調査を行わせることができることである。

3 厚生労働大臣が第一項の規定により機構に情報の整理を行わせることとしたときは、同項の政令で定める生物由来製品又は当該生物由来製品の原料若しくは材料に係る第六十八条の八第一項の報告をしようとする者は、同項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めることにより、機構に報告をしなければならない。

4 機構は、第一項の規定による情報の整理又は第二項の規定による調査を行つたときは、遲滞なく、当該情報の整理又は調査の結果を厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に通知しなければならない。
第六十九条第一項中「第十三条の二(第二項)を「第十三条の三第二項」に改め、同条第四項

を削り、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とする。

第六十九条の二を第六十九条の三とし、第六十九条の次に次の二項を加える。

4 (機構による立入検査等の実施)

第六十九条の二 厚生労働大臣は、機構に、前条第一項の規定による立入検査若しくは質問又は同条第三項の規定による立入検査、質問若しくは収去のうち政令で定めるものを行わせることができる。

2 機構は、前項の規定により同項の政令で定める立入検査、質問又は収去をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該立入検査、質問又は収去の結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

3 第一項の政令で定める立入検査、質問又は収去の業務に従事する機構の職員は、政令で定める資格を有する者でなければならない。

4 前項に規定する機構の職員は、第一項の政令で定める立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

〔第六十九条第四項〕を「第七十条第三項中「第六十九条第五項」を第七十五条の二に次の二項を加える。

4 厚生労働大臣は、機構に、第一項第四号の規定による検査又は質問のうち政令で定めるものを行わせることができる。この場合における検査又は質問をしたときは、当該検査又は質問の結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

第七十五条の三第一項中「、第十三条の二第一項」を「、第十三条の三第一項」に、「第十三条の二第一項各号」を「第十三条の三第一項各号」に改め、同条第二項中「第十三条の二第一項

一項」を「第十三条の三第一項」に改める。

第七十七条の四の四に次の二項を加える。

3 厚生労働大臣は、第一項の報告又は措置を行つた場合は、第七十七条の四の二第一項若しくは前条の規定による報告に係る情報の整理又は当該報告に関する調査を行つるものとする。

第七十七条の四の四に次の二項を加える。
(機構による副作用等の報告に係る情報の整理及び調査の実施)

第七十七条の四の五 厚生労働大臣は、機構に、医薬品(専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下この条において同じ。)、医薬部外品(専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下この条において同じ。)、医薬部外品(専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下この条において同じ。)、化粧品又は医療用具(専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下この条において同じ。)のうち政令で定めるもために使用されることがあると認められるものを除く。以下この条において同じ。)のうち政令で定めるもに使用されることがあると認められるときは、機構に、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具についての同条第三項の規定による調査を行わせることができる。

2 厚生労働大臣は、前条第一項の報告又は措置を行つた必要があると認めるときは、機構に、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具についての同条第三項の規定による調査を行わせることができる。

3 厚生労働大臣が第一項の規定により機構に情報の整理を行わせることとしたときは、同項の政令で定める医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具による検査又は質問のうち政令で定めるものを行わせることができる。この場合における検査又は質問をしたときは、当該検査又は質問の結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

4 厚生労働大臣は、機構に、第一項第四号の規定による検査又は質問のうち政令で定めるものを行わせることができる。この場合における検査又は質問をしたときは、当該検査又は質問の結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

〔第六十九条第四項〕を「第七十条第三項中「第六十九条第五項」を第七十九条第一項中「(第二十三条の十二第一項の許可を除く。)」を削る。

第七十条第一項中「第十三条の二第一項」を「第十三条の三第一項」に改める。

第七十条の二第八項中「第六十九条第五項」を「第六十九条第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

この場合において、厚生労働大臣は、当該報告に係る情報の整理又は当該報告に関する調査を行うものとする。

第七十条の二第八項中「第六十九条第五項」を「第六十九条第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

第八十条の四の見出しを「(機構による治験の計画に係る調査等の実施)」に改め、同条第一項中「除く。」を「除く。以下この条及び次条において同じ。」のうち政令で定めるものに係る治験の計画に改め、「のうち政令で定めるものの全部又は一部」を削り、同条第二項及び第三項中「の全部又は一部」を削り、同条に次の二項を加える。

4 厚生労働大臣が第一項の規定により機構に調査を行わせることとしたときは、同項の政令で定める医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具による検査又は質問のうち政令で定めるものを行わせることができる。この場合における検査又は質問をしたときは、当該検査又は質問の結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

4 厚生労働大臣は、第一項の規定により機構に調査を行わせることとしたときは、同項の政令で定める薬物に係る治験の計画についての調査を行わせることとしたときは、同項の政令で定める医療用具に係る第七十七条の四の二第二項又は医療用具に係る第七十七条の四の二第二項又は第七十五条の三第一項中「、第十三条の二第一項」を「、第十三条の三第一項」に、「第十三条の二第一項各号」を「第十三条の三第一項各号」に改め、同条第二項中「第十三条の二第一項

動大臣に通知しなければならない。

第七十八条第二項中「第十四条の二第一項(第十四条の四の二)」を「機構が行う第十三条の二第一項(第十四条の四の二)」を「機構が行う第十三條の二第一項(第十四条の四の二)」に、「の規定により機構が行う調査を申請する者」を「の審査等を受けようとする者」に、「調査に」を「調査又は審査等に」に改め、同条第四項及び第五項を削る。

第七十九条第一項中「(第二十三条の十二第一項の許可を除く。)」を削る。

第八十条第一項中「第十三条の二第一項」を「第十三条の三第一項」に改める。

第七十九条第一項中「(第二十三条の十二第一項の許可を除く。)」を削る。

第八十条の二第八項中「第六十九条第五項」を「第六十九条第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

この場合において、厚生労働大臣は、当該報告に係る情報の整理又は当該報告に関する調査を行うものとする。

第八十条の二第八項中「第六十九条第五項」を「第六十九条第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

第八十条の四の見出しを「(機構による治験の計画に係る調査等の実施)」に改め、「のうち政令で定めるものの全部又は一部」を削り、同条第二項及び第三項中「の全部又は一部」を削り、同条に次の二項を加える。

4 厚生労働大臣が第一項の規定により機構に調査を行わせることとしたときは、同項の政令で定める薬物に係る治験の計画についての調査を行わせることとしたときは、同項の政令で定める医療用具に係る第七十七条の四の二第二項又は医療用具に係る第七十七条の四の二第二項又は第七十五条の三第一項中「、第十三条の二第一項」を「、第十三条の三第一項」に、「第十三条の二第一項各号」を「第十三条の三第一項各号」に改め、同条第二項中「第十三条の二第一項

動大臣に通知しなければならない。

第七十八条第二項中「第十四条の二第一項(第十四条の四の二)」を「機構が行う第十三條の二第一項(第十四条の四の二)」を「機構が行う第十三條の二第一項(第十四条の四の二)」に、「の規定により機構が行う調査を申請する者」を「の審査等を受けようとする者」に、「調査に」を「調査又は審査等に」に改め、同条第四項及び第五項を削る。

第七十九条第一項中「(第二十三条の十二第一項の許可を除く。)」を削る。

第八十条の二第八項中「第六十九条第五項」を「第六十九条第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

第七十九条第二項中「第十四条の二第一項(第十四条の四の二)」を「機構が行う第十三條の二第一項(第十四条の四の二)」に、「の規定により機構が行う調査を申請する者」を「の審査等を受けようとする者」に、「調査に」を「調査又は審査等に」に改め、同条第四項及び第五項を削る。

第七十九条第一項中「(第二十三条の十二第一項の許可を除く。)」を削る。

第八十条の二第八項中「第六十九条第五項」を「第六十九条第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

第七十九条第一項中「(第二十三条の十二第一項の許可を除く。)」を削る。

第八十条の二第八項中「第六十九条第五項」を「第六十九条第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

この場合において、厚生労働大臣は、当該報告に係る情報の整理又は当該報告に関する調査を行うものとする。

第八十条の二第八項中「第六十九条第五項」を「第六十九条第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

この場合において、厚生労働大臣は、当該報告に係る情報の整理又は当該報告に関する調査を行うものとする。

第八十条の二第八項中「第六十九条第五項」を「第六十九条第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

この場合において、厚生労働大臣は、当該報告に係る情報の整理又は当該報告に関する調査を行うものとする。

第八十条の二第八項中「第六十九条第五項」を「第六十九条第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

この場合において、厚生労働大臣は、当該報告に係る情報の整理又は当該報告に関する調査を行うものとする。

第八十条の二第八項中「第六十九条第五項」を「第六十九条第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

この場合において、厚生労働大臣は、当該報告に係る情報の整理又は当該報告に関する調査を行うものとする。

第八十条の二第八項中「第六十九条第五項」を「第六十九条第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

この場合において、厚生労働大臣は、当該報告に係る情報の整理又は当該報告に関する調査を行うものとする。

第八十条の二第八項中「第六十九条第五項」を「第六十九条第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

四三

第一条のうち薬事法第十四条の見出し並びに同条第一項及び第二項の改正規定中「第二十三条の十六第一項」を「第二十三条の二第一項」に、「第十三条の二第二項」を「第十三条の二第一項」に改める。

第一条 中華人民共和国第十四條第三項及び第七項を改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を改め、同項を同条第五項とし、同項の次に一項を加える改正規定を次のように改める。

第十四条第三項中「医薬品」の下に「又は医療機器」を加え、同条第八項中「前項」を

い。

同条第七項中「とするとき」の下に「(当該
変更が厚生労働省令で定める軽微な変更であ
るべきを除く。)」を加え、「の承認を求める
ことができる」を「厚生労働大臣の承認を受
けなければならない」に改め、同項を同条第
九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 第一項の承認を受けた者は、前項の厚生
労働省令で定める軽微な変更について、厚
生労働省令で定めるところにより、厚生労
働大臣にその旨を届け出なければならな

第二条中薬事法第十四条第三項の次に「一項を加える改正規定の前に次の改正規定を加える。
第十四条第六項第一号中「製造又は輸入を「製造販売」に改め、同項第二号中「醫療用具が」を「醫療機器が」に、「製造又は輸入」を「製造販売」に、「醫療用具と」を「醫療機器と」に改め、同項を同条第八項として、同条第五項中「醫療用具が」を「醫療機器が」に、「希少疾病用醫療用具」を「希少疾病用醫療機器」に、「醫療用具に」を「醫療機器に」に、「第一項の規定による審査」を「第二項第三号の規定による審査又は前項の規定による調査」に「醫療用具の審査」を「醫療機器の審査又は調査」に改め、同項

を同条第七項とし、同条第四項中「第一項」を「第二項第三号」に、「前項前段」を「第三項前段」に、「製造又は輸入」を「製造販売」に改め、「医薬品」の下に「又は医療機器」を加え、同項を同条第五項とし、同項の

次に次の一項を加える。

項の承認を受けた者は、その承認に係る医薬品、医療部外品、化粧品又は医療機器が政令で定めるものであるときは、その物の製造所における製造管理又は品質管理の方

法が第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合してゐるかどうかにつ

一 定の承認を以て成立するが、かかる
いて、当該承認を受けようとするとき、及
び当該承認の取扱後三三二六二二文書

第二卷の事実上第一回き二一頁二四一にて
て三月の取扱いを二年を下らない政令で
定める期間を経過することに、厚生労働大
臣の書面による調査又は実地の調査を受け
なければならない。

第二条中薬事法第十四条は一項を加える改正規定を削る。

第二条中薬事法第十四条の二の改正規定を次のように改める。

第十四条の二第一項中「医療用具」を「医療機器」に、「前条第二項(同条第七項において

て準用する場合を含む。)の規定による審査及び同条第四項の規定による調査」を「前条第

一項又は第九項の規定による承認のための審査及び同条第五項の規定による調査並びに司

条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による調査一に歛め、同条第

二項中「第七項」を「第九項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同条第三項中「民衆用

在「第三項」に記載。同条第三項中「医療用具」を「医療機器」に、「第七項」を「第九項」二文め、「申請書」の二「表」を「第

項」は改め、「申請者」の下に「又は同条第六項の調査の申請者」を加え、同条第五項を

「第三項」に改め、「行つたとき」の下に「又同条第六項とし、同条第四項中「前項」を

は前項の届出を受理したとき」を、「結果」の下に「又は届出の状況」を加え、同項を同

成十四年十一月二十一日

第五項とし、同項第三項の次に次の二項を加える。
4 厚生労働大臣が第一項の規定により機構に審査を行わせることとしたときは、同項の政令で定める医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器についての前項第十項の規定による届出をしようとする者は、同項の規定にかかわらず、機構に届け出なければならない。
第二条中薬事法第十四条の三の改正規定を次のように改める。
第十四条の三を次のように改める。
(特例承認)
第十四条の三 第十四条の承認の申請者が製造販売をしようとする物が、次の各号のいずれにも該当する医薬品又は医療機器として政令で定めるものである場合には、厚生労働大臣は、同項第二項、第五項、第六項及び第八項の規定にかかわらず、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その品目に係る同条の承認を与えることができる。
一 国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病の蔓延その他の健康被害の拡大を防止するため緊急に使用されることが必要な医薬品又は医療機器であり、かつ、当該医薬品又は医療機器の使用以外に適当な方法がないこと。
二 その用途に関し、外国(医薬品又は医療機器の品質、有効性及び安全性を確保する上で本邦と同等の水準にあると認められる医薬品又は医療機器の製造販売の承認の制度又はこれに相当する制度を有している国として政令で定めるものに限る)において、販売し、授与し、並びに販売又は授与の目的で貯蔵し、及び陳列することが認められている医薬品又は医療機器であること。
2 厚生労働大臣は、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認

めるときは、前項の規定により第十四条の承認を受けた者に対して、当該承認に係る品目について、当該品目の使用によるものと疑われる疾病、障害又は死亡の発生を厚生労働大臣に報告することと他の政令で定める措置を講ずる義務を課すことがであります。

第二条中薬事法第十四条の三の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第十四条の四の見出しを「新医薬品、新医療機器等の再審査」に改め、同条第一項中「医療用具につき」を「医療機器につき」に、「による製造」を「による製造販売」に、「医療用具について」を「医療機器について」に改め、同項第一号中「既に製造又は輸入の承認を与えられている医薬品又は医療用具と」を「既に製造販売の承認を与えられている医薬品又は医療機器と」に、「医療用具については構造」を「医療機器については構造」に、「又は医療用具」を「又は医療機器」に、「製造の承認の際」を「製造販売の承認の際」に、「医療用具については構造」を「医療機器については構造」に、「希少疾病用医療機器」に改め、同号イ中「又は希少疾病用医療機器」を「又は希少疾病用医療機器」に、「医療用具と」を「医療機器と」に、「製造」を「製造販売」に、「希少疾病用医療用具」と効能」を「医療機器と効能」に、「医療用具」を「医療機器」に、「及び医療用具」を「及び医療機器」に、「医療用具として」を「医療機器として」に、「その製造」を「その製造販売」に、「(医療用具)を「医療機器」に、「製造」を「製造販売」に、「(医療用具)を「医療機器」に改め、同号ハ中「医療用具以外の医薬品又は医療機器」に、「(医療用具)を「医療機器」に改め、

む。)及び第十四条の十三第二項の規定にかかるわらず、厚生労働省令で定めるところにより、機構に申請又は届出をしなければならない。

4
機構は、前項の申請に係る登録をしたとき若しくは申請を却下したとき、同項の届出を受理したとき又は登録を抹消したときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を通知しなければならない。

機構が行う第三項の申請に係る登録若しくはその不作為、申請の却下又は登録の抹消については、厚生労働大臣に対して、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

第二条のうち薬事法第十九条の二の改正規定中「第十四条第九項」に、「第十四条第八項」を「第十四条第十一項」に、加え、「第七項まで」を「第八項」に、「第十項まで」を「第十一項」に改める。

第二条のうち薬事法第二十条の改正規定中「第十四条の四第一項」を「第十四条の三第一項」に改める。

第二条のうち 葉事法第四章の二の次に「**第一章**」に、「第四章の三」を「第四章の二」に改め、同改正規定のうち、第二十三条の十六に係る部分中「第二十三条の十六」を「第二十三条の二」に、「第十三条の二第一項」を「第十三条の三第一項」に改め、第二十三条の十七に係る部分中「第二十三条の十七」を「第二十三条の三」に改め、第二十三条の十八第一項に係る部分中「第二十三条の十八」を「第二十三条の四」に、「第二十三条の十六第一項」を「第二十三条の二第一項」に改め、「第四項の認証」

卷之三

第二十三条の五 認定認証機関は 第二十三条の二第一項若しくは第四項の規定により

認証を与え、若しくは同条第五項の届出を受けたとき、又は前条の規定による認証を

取り消したときは、厚生労働省令で定める

ところにより、報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 厚生労働大臣が、第十四条の二第一項の規定により機構に審査を行わせることとし

(のために使用されることが目的とされているもの)を除く。(に係る認証についての前項

の規定による報告書の提出をしようとする者は、同項の規定にかかわらず、厚生労働

省令で定めるところにより、機構に提出を
こなしちゃござい。二つ考へておこう、

しなければならない。この場合においては、機関が当該報告書を受理したときは、厚生

労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を通知しなければならない。

第二条のうち薬事法第四章の二の次に一章を

加える改正規定のうち、第二十三条の二十に係る部分中「第二十三条の二十」を「第二十三条

の六」に、「第一「十三条の十六第一項」を「第二十三条の二第一項」に改め、「(以下「基準適

合性認証」という。」を削り、第二十三条の二十一ニ系ら部分」「第二二三三の二一一二二

「第一十三条の七」に、「第一十三条の十六第一

項」を「第二十三条の二第一項」に、「第二十
三条の三十第一項」を「第二十三条の十六第一

平成十四年十一月二十一日 【参議院】

第七部 厚生労働委員会会議録第七号(その二)

〔第七十七条の三〕の下に「、第七十七条の四第一項」を加え、「又は第七十二条第一項、第七十二条の二」を「又は第七十二条第四項、第七十二条の二、第七十二条第三項」に、「医療用具を」を「医療機器を」に改め、同条第三項中「医療用具の製造業者、輸入販売業者」を「医療機器の製造販売業者、製造業者」に、「医療用具の販賣業者、国内管理人」を「第十四条の十一第一項の登録を受けた者、医療機器の販賣業者若しくは修理業者」に、「医療用具を業務上取り扱う者又は」を「医療機器を業務上取り扱う者又は第十八条第三項」に、「医療用具を業務上取り扱う場所」を「医療機器を業務上取り扱う場所」に改め、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、認定認証機関に対して、基準適合性認証の業務又は経理の状況に關し、報告をさせ、又は当該職員に、認定認証機関の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第二条のうち薬事法第六十九条の一の改正規定中「第二十三条の十八」を「第二十三条の四」に、「第十四条の四第一項」を「第十四条の三第一項」に、「第六十九条第五項」を「第六十九条第六項」を「第六十九条第四項」を「第六十九条第七第一項」を「第十四条の六第一項」を「第五項」に改める。

第二条のうち薬事法第七十条の改正規定中「第二十三条の十八」を「第二十三条の四」に、「第十四条の四第一項」を「第十四条の三第一項」に、「第六十九条第五項」を「第六十九条第六項」を「第六十九条第四項」を「第六十九条第七第一項」に改める。

に改め、「第十四条の四第四項後段」を「第十四条の五第四項後段」に削り、「第十四条の七第四項」を「第十四条の六第四項」に改める。

第二条のうち薬事法第七十五条第一項の改正規定中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第一条のうち薬事法第七十五条の二の見出し並びに同条第一項及び第二項の改正規定中「第十四条の五第一項又は第十四条の七第一項」を「第十四条の四第一項又は第十四条の六第一項」に、「第十四条の五第四項後段若しくは第十四条の七第四項」を「第十四条の四第四項後段若しくは第十四条の六第四項」に改める。
第一条中薬事法第七十五条の二第三項を削る
改正規定を次のように改める。

第七十五条の「第三項を削り、同条第四項中「第一項第四号」を「第一項第三号」に改

め、同項を同条第三項とする。

定中第一項「第十四条の四第一項」を第一項「第十四条の三第一項」に、「第十四条の四第一項各号」を「第十四条の三第一項各号」に改める。

第二条中薬事法第七十五条の三の次に一条を
加える改正規定を次のように改める。

第七十五条の三の次に次の一条を加える。
（外国製造業者の認定の取消し等）

第七十五条の四 厚生労働大臣は、第十三条の三の認定を受けた者が次の各号のいずれ

かに該当する場合には、その者が受けた当該認定の全部又は一部を取り消すことがで

一 厚生労働大臣が、必要があると認め
二、第三章の三つ目(三)に付二旨二付
きる。

第十三条の三の認定を受けた者に対し、厚生労働省令で定めるところにより必要な報告を求めた場合において、その

報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

二 厚生労働大臣が、必要があると認め

て、その職員に、第十三条の三の認定を受けた者の工場、事務所その他医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器を業務上取り扱う場所においてその構造設備又は帳簿書類その他の物件についての検査をさせ、従業員その他の関係者に質問させようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対し、正当な理由なしに答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

三 次項において準用する第七十二条第三項の規定による請求に応じなかつたとき。

四 この法律その他業事に関する法令又はこれに基づく処分に違反する行為があつたとき。

2 第十三条の三の認定を受けた者については、第七十二条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「命じ、又はその改善を行うまでの間当該施設の全部若しくは一部を使用することを禁止する」とあらわすのは、「請求する」と読み替えるものとする。

3 第一項第二号の規定による検査又は質問については、第七十五条の二第三項の規定を準用する。

第二条のうち薬事法第七十六条の改正規定中「第十三条の二第三項」を「第十三条の三第三項」に、「第二十三条の二十第二項」を「第二十三条の六第二項」に改める。

第二条のうち薬事法第七十七条の四の改正規定中「第七十七条の四の五」を加える。

第二条のうち薬事法第七十八条第一項の改正規定中「「第十四条の四」を「第十四条の五」に改め、」を削り、「第十三条の二第一項」を「第十三条の三第一項」に、「第十三条の二第一項」を「第十三条の三第三項」に、「第二十三

項の三十二第一項】を「第二十三条の十八第一項」に改める。

第一条のうち薬事法第七十八条第一項及び第四項の改正規定中、「第十四条の四の二」を「第十四条の六」に改め、「及び第二十三条」を削りを「第十八条第二項及び第二十三条」を「第十三条の三第三項及び第八十条第一項」に、「第十四条の四の二第一項第十九条の四及び第二十三条」を「第十四条の五第一項(第十九条の四)」に改め、「改め、同条第四項中「第十九条の二第四項及び第五項並びに第二十三条」を「第十九条の二第五項及び第六項」に」を削る。

第二条のうち薬事法第七十九条の改正規定中、「除く。」を「除く。次項において同じ。」、認定(第二十三条の十六第一項)を「許可」を許可、認定(第二十三条の二第一項)に改め

第二条中薬事法第八十条の改正規定を次のように改める。

第八十条を次のように改める。
(適用除外等)

第一条 車上用の医薬品 医薬部外品 但
粧品又は医療機器の製造業者は、その製造
する医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療

機器が政令で定めるものであるときは、その物の製造所における製造管理又は品質管理

理の方法が第十四条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合してい

るかどうかについて、製造をしようとするとき、及びその開始後三年を下らない政令

で定める期間を経過することに、厚生労働大臣の書面による調査又は実地の調査を受けて下さい。

2 けなければならない。
前項の調査については、第十三条の二の規定を準用する。この場合において、同条

規定在選用する場合において「同条第五項」であるのは、「第八十一条第一項」と、同条第二項中「行わない」とある。

ものとする。この場合において、厚生労働

項」に改め、同条第八項中「第二条第五項」を「第二条第九項」に、「医療用具の製造業の許可若しくは同法第十八条第一項(同法第二十二条において準用する場合を含む)に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具の製造品目の変更若しくは追加の許可又は同法第二十二条第一項に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具の輸入販売業の許可を受けて製造され、又は輸入されたもの」を「医療機器の製造販売業の許可を受けて製造販売をされたもの(同法第十四条第一項に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器にあっては、同条又は同法第十九条の二の規定による承認を受けた製造販売をされたものに限る。)」に改め、同条第十一項中「医療用具等技術」を「医療機器等技術」に、「医療用具」を「医療機器」に改め、同条第十二項中「第二条第八項」を「第二条第十四項」に改め、同条第十三項中「希少疾病用医療用具」を「希少疾病用医療機器」に、「第二条第八項」を「第二条第十四項」に、「希少疾病用医療用具」を「希少疾病用医療機器」に改める。

第十五条第一項第三号中「医療用具等技術」を「医療機器等技術」に改め、同項第四号中「希少疾病用医療用具」を「希少疾病用医療機器」に改め、同項第五号中「医療用具」を「医療機器」に改め、同号イ中「第十八条第一項及び第二十三条」を「第十三条の三第三項及び第八十条第一項」に、「第十四条の四の二第一項(同法第十九条の四及び第十四条の七第一項(同法第十九条の四)に、

(同法第十九条の四及び第二十三条)を「第十九条の四」に、「第十四条の五第一項(同法第二十三条)を「第十四条の五第一項(同法第十九条の四)に、

第十九条の二第四項及び第五項並びに第二

〔第三条〕を「第十九条の二」第五項及び第六項」に、「第八十条の四第一項」を「第八十条の三第一項」に、「及び同法第十四条の四の二第二項又は第八十条の四第四項」を「同法第十六条第一項の規定による登録等を行うこと及び同法第十四条の二第四項、第十四条の五第一項、第十四条の十第一項、第十六条第三項、第十三条の五第二項又は第八十条の三第四項」に改め、同条第二項中「第八十条の六第一項」を「第八十条の五第一項」に改める。

第十九条第一項中「又は第二十二条第一項」を削り、「製造業の許可又は輸入販売業者」を「製造販売業者」に、「を製造し、又は輸入している」を「の製造販売をしている」に、「許可医薬品製造業者等」を「許可医薬品製造販売業者」に改め、同条第二項中「許可医薬品製造業者等が製造し、又は輸入した」を「許可医薬品製造販売業者が製造販売をした」に改め、同条第五項中「許可医薬品製造業者等」を「許可医薬品製造販売業者」に改め、同条第七項中「を製造し、又は輸入した許可医薬品製造業者等」を「の製造販売をした許可医薬品製造販売業者」に、「許可医薬品製造業者等が製造し、又は輸入した」を「許可医薬品製造販売業者が製造販売をした」に改める。

第二十一条第一項中「又は第二十二条第一項」を削り、「製造業の許可又は輸入販売業者」を「製造販売業者」に、「を製造し、又は輸入している」を「の製造販売をしている」に、「許可生物由来製品製造業者等」を「許可生

物由来製品製造販売業者」に改め、同条第五項中「許可生物由来製品製造業者等」を「許可生物由来製品製造販売業者」に改め、同条第七項中「を製造し、又は輸入した」に改め、同条

生物由来製品製造業者等」を「の製造販売をした許可生物由来製品製造業者」に、「許可生物由来製品製造業者等が製造し、又は輸入した」を「許可生物由来製品製造販売業者が製造販売をした」に改める。

第二十二条第一項中「又は第二十二条第一項」を削り、「若しくは医療用具の製造業の許可又は輸入販売業」を「又は医療機器の製造販売業」に、「医薬品等製造業者等」を「医薬品等製造販売業者等」に改め、同条第二項中「医薬品等製造業者等が製造し、又は輸入した」を「医薬品等製造販売業者が製造販売をした」に、「若しくは医療用具」を「又は医療機器」に改め、同条第五項中「医薬品等製造業者等」を「医薬品等製造販売業者等」に改める。

第二十三条第一項中「許可医薬品製造業者等、許可生物由来製品製造業者等又は医薬品等製造業者等」を「許可医薬品製造販売業者、許可生物由来製品製造販売業者又は医薬品等製造販売業者等」に改める。

第二十四条第一項中「を製造し、輸入し、販売し、若しくは賃貸した」を「の製造販売をし、販売をし、若しくは賃貸をした」に改める。

第二十八条中「希少疾病用医療用具」を「希少疾病用医療機器」に改める。

第三十七条第一項中「医療用具」を「医療機器」に改める。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第三十一条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

別表医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構の項を削る。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第三十二条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第十一一条第一項中「医薬品副作用被害救済研究振興調査機構法(昭和五十四年法律第五十五号)」を「独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第二号)」に改め
る。

(政令への委任)

第三十三条 附則第三条、附則第四条、附則第六条から第二十条まで、附則第二十二条から第二十四条まで及び附則第二十七条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案

社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律

社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)の一部を次のようにより改正する。
第一条を削る。

第五条第一項第四号中「基本金及び」を削り、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 定款の変更に関する事項

第五条を第四条とし、第六条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

第六条 基金でない者は、社会保険診療報酬支払基金という名称を用いてはならない。
第七条を次のように改める。

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十一条及び第五十条の規定は、基金について準用する。

第八条中「理事長一人、理事八人から十七人まで及び監事四人」を「理事長、理事及び監事」に改める。

第九条に次の一項を加える。

四 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は厚生労働大臣に意見を提出することができる。

生物由来製品製造業者等」を「の製造販売をした許可生物由来製品製造販売業者」に、「許可生物由来製品製造業者等が製造し、又は輸入した」を「許可生物由来製品製造販売業者が製造販売」として改める。

第十一條第一項中「医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法(昭和五十四年法律第五十
五号)」を「独立行政法人医薬品医療機器総合
機構法(平成十四年法律第一
号)」に改め

(政令への委任)
第三十三条 附則第三条、附則第四条、附則第六
条から第二十条まで、附則第二十二条から第二
十四条まで及び附則第二十七条に定めるものの
ほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他
この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令

に拠出した額に相当する金額を国庫に納付し、同項の規定により政府以外の保険者が基金に拠出した額に相当する金額を当該政府以外の保険者に返還しなければならない。

第四条 この法律の施行の際現に社会保険診療報酬支払基金という名称を用いている者については、新法第六条の規定は、この法律の施行後六ヶ月間は、適用しない。

第五条 この法律の施行の際現在職する基金の役員は、それぞれ新法第十一条第一項の規定によりその選任について厚生労働大臣の認可を受けた役員とみなす。

2 前項の規定によりその選任について厚生労働大臣の認可を受けたものとみなされる基金の役員の任期は、旧法第五条第一項の規定に基づく定款に定める任期が終了すべき日に終了するものとする。

第六条 この法律の施行の際現在職する基金の幹事又は幹事長は、それぞれ新法第十二条第二項又は第十三条第二項の規定により選任された幹事又は幹事長とみなす。

2 前項の規定により選任されたものとみなされる基金の幹事又は幹事長の任期は、旧法第五条第一項の規定に基づく定款に定める任期が終了すべき日に終了するものとする。

第七条 この法律の施行の際現在職する基金の審査委員会の委員又は特別審査委員会の委員は、新法第十六条第二項の規定により幹事長から委嘱された審査委員会の委員又は新法第二十条第一項において読み替えて準用する新法第十六条第二項の規定により理事長から委嘱された特別審査委員会の委員とみなす。

2 前項の規定により委嘱されたものとみなされる基金の審査委員会の委員又は特別審査委員会の委員の任期は、旧法第十四条の七の規定に基づく厚生労働省令で定める任期が終了すべき日終了するものとする。

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(国民健康保険法の一部改正)

第十条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二条)の一部を次のように改正する。

15条 第八十二条第一項中「第十三条」を「第十五条」に改める。

16条 第八十二条第一項及び第三項に、「第二十二条」を「第二十一条第一項及び第三項」に、「第二十三条第二項」を「第二十九条」に、「第二十三条第二項」を「第二十一条第一項及び第三項」に、「第二十二条规定」を「第二十二条」に、「第二十三条第二項」を「第二十九条」との下に、「同法第七十三条中「第十四条第一項の交付金」とあるのは「国民健康保険法第七十二条の四第一項の療養給付費等交付金」と」を加える。

(老人保健法の一一部改正)

17条 第八十二条第一項中「第十三条」を「第十五条」に改める。

18条 第八十二条第一項の見出しを「(借入金及び債券)」に改め、同条第一項を次のように改める。
基金は、老人保健関係業務に関し、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は債券を発行することができる。

19条 第七十二条第一項中「長期借入金」の下に「及び債券」を加え、同条に次の六項を加える。
5 基金は、第一項の規定による債券を発行する場合においては、割引の方法によることができる。

る一般的の先取特権に次ぐものとする。

8 商法明治三十二年法律第四十八号(第三百九十条、第三百十一条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

9 基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、第一項の規定による債券の発行による債券に付する期間において、」を加える。

10 第一項及び第二項並びに第五項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定による債券に付する必要があると認めるときは、政令で定める。

7 第七十三条中「範囲内で」の下に「、基金による第四十八条第一項の交付金の円滑な交付のためには短期借入金をし、「短期借入金又は債券」に改め、「について」の下に「、必要と認められる期間の範囲において、」を加える。

6 第八十二条第一項の見出しを「(借入金及び債券)」に改め、同条第一項を次のように改める。

11 第八十二条第一項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定による債券に付する必要があると認めるときは、政令で定める。

5 支払基金は、第一項の規定による債券を発行する場合においては、割引の方法による債券に付する期間において、」を加える。

6 第八十二条第一項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定による債券に付する必要があると認めるときは、政令で定める。

7 支払基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、第一項の規定による債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

8 支払基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、第一項の規定による債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

9 商法明治三十二年法律第四十八号(第三百九十条、第三百十一条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

10 第一項及び第二項並びに第五項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定による債券に付する必要があると認めるときは、政令で定める。

7 第七十六条第三項中「第二十二条」を「第二十九条」に、「第二十二条」を「第二十二条」に改める。

8 第七十七条中「第二十三条第二項」を「第二十二条第二項」に、「第二十三条」を「第十五条」に改める。

9 第七十二条第一項の見出しを「(借入金及び債券)」に改める。

10 第一項及び第二項並びに第五項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定による債券に付する必要があると認めるときは、政令で定める。

券」に改め、同条第一項を次のように改める。
支払基金は、介護保険関係業務に関し、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は債券を発行することができる。

第百六十八条第一項中「長期借入金」の下に「及び債券」を加え、同条に次の六項を加える。
支払基金は、第一項の規定による債券を発行する場合においては、割引の方法による債券に付する期間において、」を加える。

第百六十九条中「範囲内で」の下に「、基金による第二十五条第一項の介護給付費交付金の円滑な交付のために必要があると認めるときは、」を加え、「又は短期借入金」を「、短期借入金又は債券」に改め、「について」の下に「、必要と認められる期間の範囲において、」を加える。

第百七十条の次に次の一条を加える。
(協議)

第百七十二条の二 厚生労働大臣は、次の場合にあらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一 第百六十八条第一項、第三項又は第八項
の認可をしようとするとき。
二 前条第一号又は第二号の指定をしようと
するとき。

附則第四条中「第十三条第二項」を「第十五
条第二項」に改める。

第一百七十二条第三項中「第二十一条」を「第
二十九条」に、「第二十二条」を「第十一条第
二項若しくは第三項」に改める。

第一百七十三条中「第二十三条第二項」を「第
三十二条第二項」に、「第十三条」を「第十五
条」に改める。

第一百条第二項中「(明治)一十九年法律第八
十九号」を削る。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する
法律の一部改正)

第十三条 独立行政法人等の保有する情報の公開
に関する法律(平成十三年法律第百四十号)の一
部を次のように改正する。

別表第一社会保険診療報酬支払基金の項を削
る。
(独立行政法人等の保有する情報の保護に
関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 この法律による改正前の独立行政法人
等の保有する情報の公開に関する法律に基づき
基金がした行為及び基金に対してなされた行為
については、なお従前の例による。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に
関する法律の一部改正)

第十五条 独立行政法人等の保有する個人情報の
保護に関する法律(平成十四年法律第
号)の
一部を次のように改正する。

別表社会保険診療報酬支払基金の項を削る。
(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた
者の医療及び観察等に関する法律の一部改正)

第十六条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた
者の医療及び観察等に関する法律(平成
十四年法律第
号)の一部を次のように改正する。

第八十四条第三項中「第十四条第一項」を
「第十六条第一項」に改める。

第七部 厚生労働委員会会議録第七号(その二)
平成十四年十一月二十一日 [参議院]

平成十四年十一月二十八日印刷

平成十四年十一月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局